



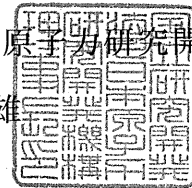
令02原機(サ保)027
令和2年6月15日

原子力規制委員会 殿

茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

理事長 児玉 敏 雄



核燃料物質使用変更許可申請書

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第55条第1項の規定に基づき、別紙のとおり核燃料物質の使用の変更の許可を申請します。

1. 名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
住 所	茨城県那珂郡東海村大字舟石川 765 番地 1
代表者の氏名	理事長 児玉 敏雄
事業所住所	茨城県那珂郡東海村大字村松 4 番地 33
事業所名	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所

2. 使用の場所

プルトニウム燃料第一開発室（施行令第41条該当）
プルトニウム燃料第二開発室（施行令第41条該当）
プルトニウム燃料第三開発室（施行令第41条該当）
プルトニウム廃棄物処理開発施設（施行令第41条該当）
燃料製造機器試験室（施行令第41条非該当）
A棟（施行令第41条非該当）
B棟（施行令第41条該当）
ウラン廃棄物処理施設（施行令第41条該当）
J棟（施行令第41条該当）
L棟（施行令第41条非該当）
M棟（施行令第41条該当）
東海事業所第2ウラン貯蔵庫（施行令第41条該当）
高レベル放射性物質研究施設（施行令第41条該当）
応用試験棟（施行令第41条非該当）
洗濯場（施行令第41条非該当）
安全管理棟（施行令第41条非該当）
計測機器校正室（施行令第41条非該当）
放射線保健室（施行令第41条非該当）
第三ウラン貯蔵庫（施行令第41条非該当）

3. 変更の内容

既に許可を受けた核燃料サイクル工学研究所における核燃料物質の使用について、核燃料サイクル工学研究所共通編、プルトニウム燃料第一開発室、燃料製造機器試験室及びA棟に係る内容を次のとおり変更する。

なお、詳細は別添1から別添4に示す。

1) 核燃料サイクル工学研究所共通編

- (1) 燃料製造機器試験室の管理区域を解除することに伴い、燃料製造機器試験室に係る記載を削除する。
- (2) 記載の適正化を行う。

2) プルトニウム燃料第一開発室

- (1) 使用の目的及び方法のうち、使用の方法の目的番号(1)の②ゲル化法による粒子の製造を削除する。これに伴い、使用施設の位置、構造及び設備のうち、使用施設の設備の酸化物燃料試験設備の熱処理炉を削除する。
- (2) 使用の目的及び方法のうち、使用の方法の目的番号(2)の②物性測定試験の(ホ)比表面積測定を削除する。これに伴い、使用施設の位置、構造及び設備のうち、使用施設の設備の酸化物燃料試験設備の比表面積測定装置を削除する。
- (3) 使用の目的及び方法のうち、使用の方法の目的番号(2)の③分析の(ハ)ガス分析において、ガスクロマトグラフ法によるガス分析を削除する。これに伴い、使用施設の位置、構造及び設備のうち、使用施設の設備の酸化物燃料試験設備のガスクロマトグラフを削除する。
- (4) 記載の適正化を行う。

3) 燃料製造機器試験室

- (1) 燃料製造機器試験室の管理区域を解除することに伴い、本文及び添付書類1を全て削除する。

4) A棟

- (1) 給排気系統図から、既に使用を廃止した送風機に係る記載を削除する。
- (2) 記載の適正化を行う。

4. 変更の理由

1) 核燃料サイクル工学研究所共通編

- (1) 燃料製造機器試験室の管理区域を解除するため。
- (2) 記載の適正化を図るため。

2) プルトニウム燃料第一開発室

- (1) ゲル化法による粒子の製造を終了するため。
- (2) 比表面積測定を終了するため。
- (3) ガスクロマトグラフ法によるガス分析を終了するため。
- (4) 記載の適正化を図るため。

3) 燃料製造機器試験室

- (1) 燃料製造機器試験室の管理区域を解除するため。

4) A棟

- (1) 使用を廃止した設備を削除するため。
- (2) 記載の適正化を図るため。

以 上

核燃料物質使用変更許可申請書

本文・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・本1～8

添付書類1・・・・・・・・・・・・・・・・添1-1～11

(使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に
関する説明書(事故に関するものを除く。))

添付書類2・・・・・・・・・・・・・・・・添2-1～2

(想定される事故の種類及び程度並びにこれらの原因又は事故に
応ずる災害防止の措置に関する説明書)

添付書類3・・・・・・・・・・・・・・・・添3-1

(変更に係る核燃料物質の使用に必要な技術的能力に関する説明書)

添付書類4・・・・・・・・・・・・・・・・添4-1～7

(変更後における使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に
必要な体制の整備に関する説明書)

核燃料サイクル工学研究所共通編

変 更 前	変 更 後	変更理由																																																																																				
<p>1. 名称及び住所並びに代表者の氏名 (省略)</p> <p>2. 使用の目的及び方法 核燃料サイクル工学研究所内の各施設における使用の目的及び方法を、下記の別冊に示す。</p> <table border="1" data-bbox="241 427 831 1155"> <thead> <tr> <th>施 設 名</th> <th>別冊番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>プルトニウム燃料第一開発室</td><td>別冊 1</td></tr> <tr><td>プルトニウム燃料第二開発室</td><td>別冊 2</td></tr> <tr><td>プルトニウム燃料第三開発室</td><td>別冊 3</td></tr> <tr><td>プルトニウム廃棄物処理開発施設</td><td>別冊 4</td></tr> <tr><td>燃料製造機器試験室</td><td>別冊 5</td></tr> <tr><td>A棟</td><td>別冊 6</td></tr> <tr><td>B棟</td><td>別冊 7</td></tr> <tr><td>ウラン廃棄物処理施設</td><td>別冊 8</td></tr> <tr><td>削除</td><td>—</td></tr> <tr><td>J棟</td><td>別冊 10</td></tr> <tr><td>L棟</td><td>別冊 11</td></tr> <tr><td>M棟</td><td>別冊 12</td></tr> <tr><td>東海事業所第2ウラン貯蔵庫</td><td>別冊 13</td></tr> <tr><td>高レベル放射性物質研究施設</td><td>別冊 14</td></tr> <tr><td>応用試験棟</td><td>別冊 15</td></tr> <tr><td>洗濯場</td><td>別冊 16</td></tr> <tr><td>安全管理棟</td><td>別冊 17</td></tr> <tr><td>計測機器校正室</td><td>別冊 18</td></tr> <tr><td>放射線保健室</td><td>別冊 19</td></tr> <tr><td>第三ウラン貯蔵庫</td><td>別冊 20</td></tr> </tbody> </table>	施 設 名	別冊番号	プルトニウム燃料第一開発室	別冊 1	プルトニウム燃料第二開発室	別冊 2	プルトニウム燃料第三開発室	別冊 3	プルトニウム廃棄物処理開発施設	別冊 4	燃料製造機器試験室	別冊 5	A棟	別冊 6	B棟	別冊 7	ウラン廃棄物処理施設	別冊 8	削除	—	J棟	別冊 10	L棟	別冊 11	M棟	別冊 12	東海事業所第2ウラン貯蔵庫	別冊 13	高レベル放射性物質研究施設	別冊 14	応用試験棟	別冊 15	洗濯場	別冊 16	安全管理棟	別冊 17	計測機器校正室	別冊 18	放射線保健室	別冊 19	第三ウラン貯蔵庫	別冊 20	<p>1. 名称及び住所並びに代表者の氏名 (変更なし)</p> <p>2. 使用の目的及び方法 核燃料サイクル工学研究所内の各施設における使用の目的及び方法を、下記の別冊に示す。</p> <table border="1" data-bbox="1214 427 1803 1155"> <thead> <tr> <th>施 設 名</th> <th>別冊番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>プルトニウム燃料第一開発室</td><td>別冊 1</td></tr> <tr><td>プルトニウム燃料第二開発室</td><td>別冊 2</td></tr> <tr><td>プルトニウム燃料第三開発室</td><td>別冊 3</td></tr> <tr><td>プルトニウム廃棄物処理開発施設</td><td>別冊 4</td></tr> <tr><td>削除</td><td>—</td></tr> <tr><td>A棟</td><td>別冊 6</td></tr> <tr><td>B棟</td><td>別冊 7</td></tr> <tr><td>ウラン廃棄物処理施設</td><td>別冊 8</td></tr> <tr><td>削除</td><td>—</td></tr> <tr><td>J棟</td><td>別冊 10</td></tr> <tr><td>L棟</td><td>別冊 11</td></tr> <tr><td>M棟</td><td>別冊 12</td></tr> <tr><td>東海事業所第2ウラン貯蔵庫</td><td>別冊 13</td></tr> <tr><td>高レベル放射性物質研究施設</td><td>別冊 14</td></tr> <tr><td>応用試験棟</td><td>別冊 15</td></tr> <tr><td>洗濯場</td><td>別冊 16</td></tr> <tr><td>安全管理棟</td><td>別冊 17</td></tr> <tr><td>計測機器校正室</td><td>別冊 18</td></tr> <tr><td>放射線保健室</td><td>別冊 19</td></tr> <tr><td>第三ウラン貯蔵庫</td><td>別冊 20</td></tr> </tbody> </table>	施 設 名	別冊番号	プルトニウム燃料第一開発室	別冊 1	プルトニウム燃料第二開発室	別冊 2	プルトニウム燃料第三開発室	別冊 3	プルトニウム廃棄物処理開発施設	別冊 4	削除	—	A棟	別冊 6	B棟	別冊 7	ウラン廃棄物処理施設	別冊 8	削除	—	J棟	別冊 10	L棟	別冊 11	M棟	別冊 12	東海事業所第2ウラン貯蔵庫	別冊 13	高レベル放射性物質研究施設	別冊 14	応用試験棟	別冊 15	洗濯場	別冊 16	安全管理棟	別冊 17	計測機器校正室	別冊 18	放射線保健室	別冊 19	第三ウラン貯蔵庫	別冊 20	<p>・燃料製造機器試験室の管理区域を解除するため</p>
施 設 名	別冊番号																																																																																					
プルトニウム燃料第一開発室	別冊 1																																																																																					
プルトニウム燃料第二開発室	別冊 2																																																																																					
プルトニウム燃料第三開発室	別冊 3																																																																																					
プルトニウム廃棄物処理開発施設	別冊 4																																																																																					
燃料製造機器試験室	別冊 5																																																																																					
A棟	別冊 6																																																																																					
B棟	別冊 7																																																																																					
ウラン廃棄物処理施設	別冊 8																																																																																					
削除	—																																																																																					
J棟	別冊 10																																																																																					
L棟	別冊 11																																																																																					
M棟	別冊 12																																																																																					
東海事業所第2ウラン貯蔵庫	別冊 13																																																																																					
高レベル放射性物質研究施設	別冊 14																																																																																					
応用試験棟	別冊 15																																																																																					
洗濯場	別冊 16																																																																																					
安全管理棟	別冊 17																																																																																					
計測機器校正室	別冊 18																																																																																					
放射線保健室	別冊 19																																																																																					
第三ウラン貯蔵庫	別冊 20																																																																																					
施 設 名	別冊番号																																																																																					
プルトニウム燃料第一開発室	別冊 1																																																																																					
プルトニウム燃料第二開発室	別冊 2																																																																																					
プルトニウム燃料第三開発室	別冊 3																																																																																					
プルトニウム廃棄物処理開発施設	別冊 4																																																																																					
削除	—																																																																																					
A棟	別冊 6																																																																																					
B棟	別冊 7																																																																																					
ウラン廃棄物処理施設	別冊 8																																																																																					
削除	—																																																																																					
J棟	別冊 10																																																																																					
L棟	別冊 11																																																																																					
M棟	別冊 12																																																																																					
東海事業所第2ウラン貯蔵庫	別冊 13																																																																																					
高レベル放射性物質研究施設	別冊 14																																																																																					
応用試験棟	別冊 15																																																																																					
洗濯場	別冊 16																																																																																					
安全管理棟	別冊 17																																																																																					
計測機器校正室	別冊 18																																																																																					
放射線保健室	別冊 19																																																																																					
第三ウラン貯蔵庫	別冊 20																																																																																					

変更前

変更後

変更理由

3. 核燃料物質の種類

燃料サイクル工学研究所内の各施設における核燃料物質の種類を、下記の別冊に示す。

3. 核燃料物質の種類

燃料サイクル工学研究所内の各施設における核燃料物質の種類を、下記の別冊に示す。

施設名	別冊番号
プルトニウム燃料第一開発室	別冊 1
プルトニウム燃料第二開発室	別冊 2
プルトニウム燃料第三開発室	別冊 3
プルトニウム廃棄物処理開発施設	別冊 4
燃料製造機器試験室	別冊 5
A棟	別冊 6
B棟	別冊 7
ウラン廃棄物処理施設	別冊 8
削除	—
J棟	別冊 10
L棟	別冊 11
M棟	別冊 12
東海事業所第2ウラン貯蔵庫	別冊 13
高レベル放射性物質研究施設	別冊 14
応用試験棟	別冊 15
洗濯場	別冊 16
安全管理棟	別冊 17
計測機器校正室	別冊 18
放射線保健室	別冊 19
第三ウラン貯蔵庫	別冊 20

施設名	別冊番号
プルトニウム燃料第一開発室	別冊 1
プルトニウム燃料第二開発室	別冊 2
プルトニウム燃料第三開発室	別冊 3
プルトニウム廃棄物処理開発施設	別冊 4
削除	—
A棟	別冊 6
B棟	別冊 7
ウラン廃棄物処理施設	別冊 8
削除	—
J棟	別冊 10
L棟	別冊 11
M棟	別冊 12
東海事業所第2ウラン貯蔵庫	別冊 13
高レベル放射性物質研究施設	別冊 14
応用試験棟	別冊 15
洗濯場	別冊 16
安全管理棟	別冊 17
計測機器校正室	別冊 18
放射線保健室	別冊 19
第三ウラン貯蔵庫	別冊 20

・燃料製造機器試験室の管理区域を解除するため

4. 使用の場所

(省略)

図4-1 核燃料サイクル工学研究所敷地周辺図

(省略)

4. 使用の場所

(変更なし)

図4-1 核燃料サイクル工学研究所敷地周辺図

(変更なし)

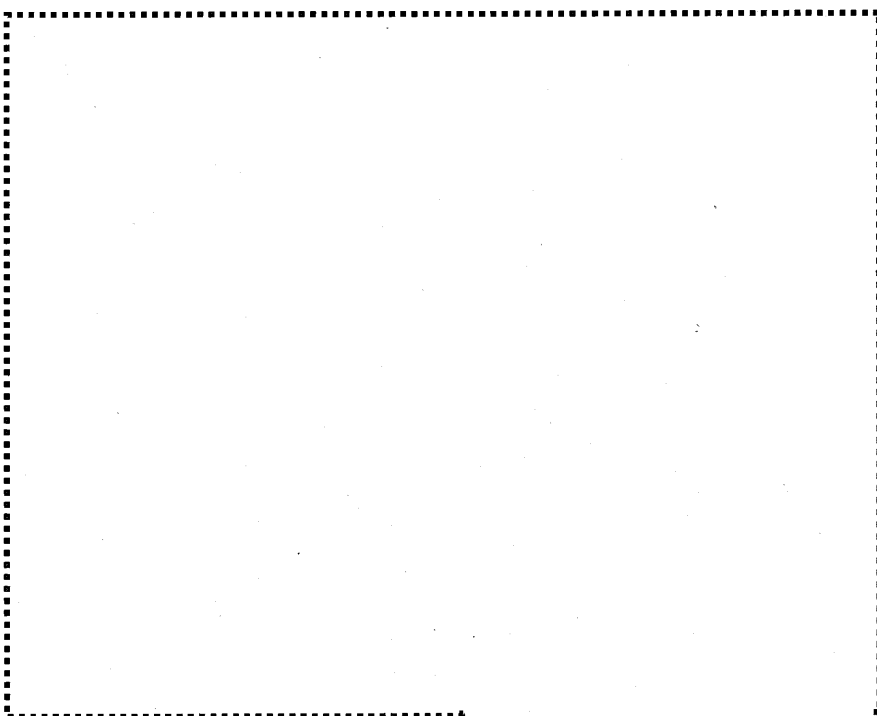
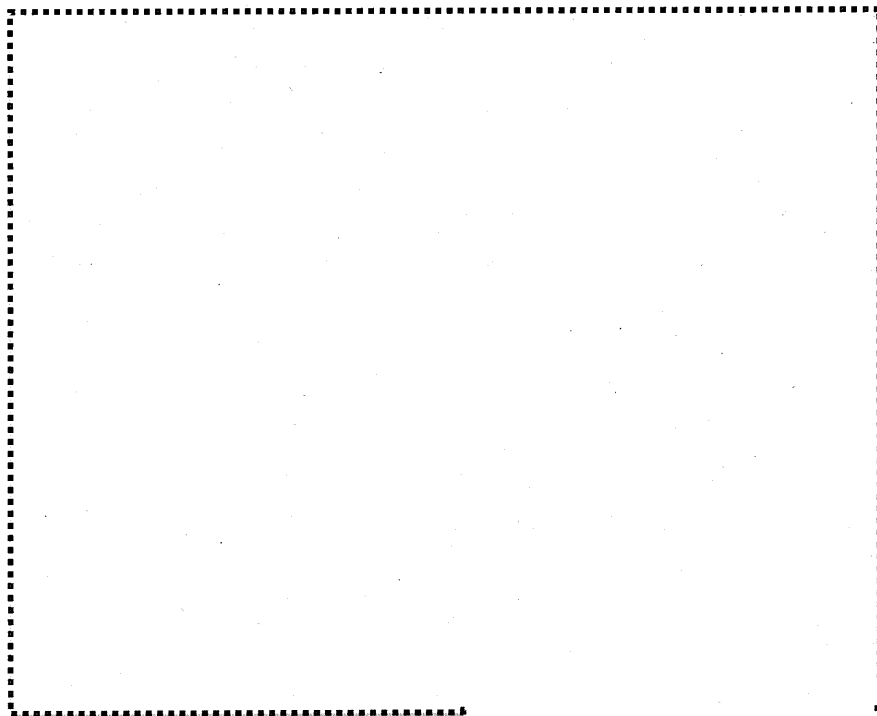

変更前		変更後		変更理由																																																																																																																														
				・燃料製造機器試験室の管理区域を解除するため																																																																																																																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">政令第41条該当施設</th> <th colspan="2">政令第41条非該当施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>プルトニウム燃料第一開発室</td><td>1</td><td>燃料製造機器試験室</td><td>30</td></tr> <tr><td>ウラン貯蔵庫</td><td>2</td><td>A 棟</td><td>31</td></tr> <tr><td>プルトニウム燃料第二開発室</td><td>3</td><td>L 棟</td><td>32</td></tr> <tr><td>プルトニウム燃料第三開発室</td><td>4</td><td>応用試験棟</td><td>33</td></tr> <tr><td>プルトニウム廃棄物処理開発施設</td><td>5</td><td>洗濯場</td><td>34</td></tr> <tr><td>第二プルトニウム廃棄物貯蔵施設</td><td>6</td><td>安全管理棟</td><td>35</td></tr> <tr><td>B 棟</td><td>7</td><td>計測機器校正室</td><td>36</td></tr> <tr><td>ウラン系廃棄物貯蔵施設</td><td>8</td><td>放射線保健室</td><td>37</td></tr> <tr><td>第2ウラン系廃棄物貯蔵施設</td><td>9</td><td>第三ウラン貯蔵庫</td><td>38</td></tr> <tr><td>焼却施設</td><td>10</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>廃油保管庫</td><td>11</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>J 棟</td><td>13</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>M 棟</td><td>14</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>東海事業所第2ウラン貯蔵庫</td><td>15</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>高レベル放射性物質研究施設</td><td>16</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	政令第41条該当施設		政令第41条非該当施設		プルトニウム燃料第一開発室	1	燃料製造機器試験室	30	ウラン貯蔵庫	2	A 棟	31	プルトニウム燃料第二開発室	3	L 棟	32	プルトニウム燃料第三開発室	4	応用試験棟	33	プルトニウム廃棄物処理開発施設	5	洗濯場	34	第二プルトニウム廃棄物貯蔵施設	6	安全管理棟	35	B 棟	7	計測機器校正室	36	ウラン系廃棄物貯蔵施設	8	放射線保健室	37	第2ウラン系廃棄物貯蔵施設	9	第三ウラン貯蔵庫	38	焼却施設	10			廃油保管庫	11			J 棟	13			M 棟	14			東海事業所第2ウラン貯蔵庫	15			高レベル放射性物質研究施設	16			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">政令第41条該当施設</th> <th colspan="2">政令第41条非該当施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>プルトニウム燃料第一開発室</td><td>1</td><td>A 棟</td><td>31</td></tr> <tr><td>ウラン貯蔵庫</td><td>2</td><td>L 棟</td><td>32</td></tr> <tr><td>プルトニウム燃料第二開発室</td><td>3</td><td>応用試験棟</td><td>33</td></tr> <tr><td>プルトニウム燃料第三開発室</td><td>4</td><td>洗濯場</td><td>34</td></tr> <tr><td>プルトニウム廃棄物処理開発施設</td><td>5</td><td>安全管理棟</td><td>35</td></tr> <tr><td>第二プルトニウム廃棄物貯蔵施設</td><td>6</td><td>計測機器校正室</td><td>36</td></tr> <tr><td>B 棟</td><td>7</td><td>放射線保健室</td><td>37</td></tr> <tr><td>ウラン系廃棄物貯蔵施設</td><td>8</td><td>第三ウラン貯蔵庫</td><td>38</td></tr> <tr><td>第2ウラン系廃棄物貯蔵施設</td><td>9</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>焼却施設</td><td>10</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>廃油保管庫</td><td>11</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>J 棟</td><td>13</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>M 棟</td><td>14</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>東海事業所第2ウラン貯蔵庫</td><td>15</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>高レベル放射性物質研究施設</td><td>16</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	政令第41条該当施設		政令第41条非該当施設		プルトニウム燃料第一開発室	1	A 棟	31	ウラン貯蔵庫	2	L 棟	32	プルトニウム燃料第二開発室	3	応用試験棟	33	プルトニウム燃料第三開発室	4	洗濯場	34	プルトニウム廃棄物処理開発施設	5	安全管理棟	35	第二プルトニウム廃棄物貯蔵施設	6	計測機器校正室	36	B 棟	7	放射線保健室	37	ウラン系廃棄物貯蔵施設	8	第三ウラン貯蔵庫	38	第2ウラン系廃棄物貯蔵施設	9			焼却施設	10			廃油保管庫	11			J 棟	13			M 棟	14			東海事業所第2ウラン貯蔵庫	15			高レベル放射性物質研究施設	16			
政令第41条該当施設		政令第41条非該当施設																																																																																																																																
プルトニウム燃料第一開発室	1	燃料製造機器試験室	30																																																																																																																															
ウラン貯蔵庫	2	A 棟	31																																																																																																																															
プルトニウム燃料第二開発室	3	L 棟	32																																																																																																																															
プルトニウム燃料第三開発室	4	応用試験棟	33																																																																																																																															
プルトニウム廃棄物処理開発施設	5	洗濯場	34																																																																																																																															
第二プルトニウム廃棄物貯蔵施設	6	安全管理棟	35																																																																																																																															
B 棟	7	計測機器校正室	36																																																																																																																															
ウラン系廃棄物貯蔵施設	8	放射線保健室	37																																																																																																																															
第2ウラン系廃棄物貯蔵施設	9	第三ウラン貯蔵庫	38																																																																																																																															
焼却施設	10																																																																																																																																	
廃油保管庫	11																																																																																																																																	
J 棟	13																																																																																																																																	
M 棟	14																																																																																																																																	
東海事業所第2ウラン貯蔵庫	15																																																																																																																																	
高レベル放射性物質研究施設	16																																																																																																																																	
政令第41条該当施設		政令第41条非該当施設																																																																																																																																
プルトニウム燃料第一開発室	1	A 棟	31																																																																																																																															
ウラン貯蔵庫	2	L 棟	32																																																																																																																															
プルトニウム燃料第二開発室	3	応用試験棟	33																																																																																																																															
プルトニウム燃料第三開発室	4	洗濯場	34																																																																																																																															
プルトニウム廃棄物処理開発施設	5	安全管理棟	35																																																																																																																															
第二プルトニウム廃棄物貯蔵施設	6	計測機器校正室	36																																																																																																																															
B 棟	7	放射線保健室	37																																																																																																																															
ウラン系廃棄物貯蔵施設	8	第三ウラン貯蔵庫	38																																																																																																																															
第2ウラン系廃棄物貯蔵施設	9																																																																																																																																	
焼却施設	10																																																																																																																																	
廃油保管庫	11																																																																																																																																	
J 棟	13																																																																																																																																	
M 棟	14																																																																																																																																	
東海事業所第2ウラン貯蔵庫	15																																																																																																																																	
高レベル放射性物質研究施設	16																																																																																																																																	

図4-2 核燃料サイクル工学研究所の各施設の位置図

図4-2 核燃料サイクル工学研究所の各施設の位置図

 で囲った箇所は核物質防護情報が含まれるため、非公開とします。

変 更 前	変 更 後	変更理由																																																																																				
<p>5. 予定使用期間及び年間予定使用量 (抜 粋)</p> <p>核燃料サイクル工学研究所内の各施設における予定使用期間及び年間予定使用量を、下記の別冊に示す。</p> <table border="1" data-bbox="235 399 824 1125"> <thead> <tr> <th>施 設 名</th> <th>別冊番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>プルトニウム燃料第一開発室</td><td>別冊 1</td></tr> <tr><td>プルトニウム燃料第二開発室</td><td>別冊 2</td></tr> <tr><td>プルトニウム燃料第三開発室</td><td>別冊 3</td></tr> <tr><td>プルトニウム廃棄物処理開発施設</td><td>別冊 4</td></tr> <tr><td>燃料製造機器試験室</td><td>別冊 5</td></tr> <tr><td>A 棟</td><td>別冊 6</td></tr> <tr><td>B 棟</td><td>別冊 7</td></tr> <tr><td>ウラン廃棄物処理施設</td><td>別冊 8</td></tr> <tr><td>削除</td><td>—</td></tr> <tr><td>J 棟</td><td>別冊 10</td></tr> <tr><td>L 棟</td><td>別冊 11</td></tr> <tr><td>M 棟</td><td>別冊 12</td></tr> <tr><td>東海事業所第 2 ウラン貯蔵庫</td><td>別冊 13</td></tr> <tr><td>高レベル放射性物質研究施設</td><td>別冊 14</td></tr> <tr><td>応用試験棟</td><td>別冊 15</td></tr> <tr><td>洗濯場</td><td>別冊 16</td></tr> <tr><td>安全管理棟</td><td>別冊 17</td></tr> <tr><td>計測機器校正室</td><td>別冊 18</td></tr> <tr><td>放射線保健室</td><td>別冊 19</td></tr> <tr><td>第三ウラン貯蔵庫</td><td>別冊 20</td></tr> </tbody> </table>	施 設 名	別冊番号	プルトニウム燃料第一開発室	別冊 1	プルトニウム燃料第二開発室	別冊 2	プルトニウム燃料第三開発室	別冊 3	プルトニウム廃棄物処理開発施設	別冊 4	燃料製造機器試験室	別冊 5	A 棟	別冊 6	B 棟	別冊 7	ウラン廃棄物処理施設	別冊 8	削除	—	J 棟	別冊 10	L 棟	別冊 11	M 棟	別冊 12	東海事業所第 2 ウラン貯蔵庫	別冊 13	高レベル放射性物質研究施設	別冊 14	応用試験棟	別冊 15	洗濯場	別冊 16	安全管理棟	別冊 17	計測機器校正室	別冊 18	放射線保健室	別冊 19	第三ウラン貯蔵庫	別冊 20	<p>5. 予定使用期間及び年間予定使用量 (抜 粋)</p> <p>核燃料サイクル工学研究所内の各施設における予定使用期間及び年間予定使用量を、下記の別冊に示す。</p> <table border="1" data-bbox="1209 395 1798 1121"> <thead> <tr> <th>施 設 名</th> <th>別冊番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>プルトニウム燃料第一開発室</td><td>別冊 1</td></tr> <tr><td>プルトニウム燃料第二開発室</td><td>別冊 2</td></tr> <tr><td>プルトニウム燃料第三開発室</td><td>別冊 3</td></tr> <tr><td>プルトニウム廃棄物処理開発施設</td><td>別冊 4</td></tr> <tr><td>削除</td><td>—</td></tr> <tr><td>A 棟</td><td>別冊 6</td></tr> <tr><td>B 棟</td><td>別冊 7</td></tr> <tr><td>ウラン廃棄物処理施設</td><td>別冊 8</td></tr> <tr><td>削除</td><td>—</td></tr> <tr><td>J 棟</td><td>別冊 10</td></tr> <tr><td>L 棟</td><td>別冊 11</td></tr> <tr><td>M 棟</td><td>別冊 12</td></tr> <tr><td>東海事業所第 2 ウラン貯蔵庫</td><td>別冊 13</td></tr> <tr><td>高レベル放射性物質研究施設</td><td>別冊 14</td></tr> <tr><td>応用試験棟</td><td>別冊 15</td></tr> <tr><td>洗濯場</td><td>別冊 16</td></tr> <tr><td>安全管理棟</td><td>別冊 17</td></tr> <tr><td>計測機器校正室</td><td>別冊 18</td></tr> <tr><td>放射線保健室</td><td>別冊 19</td></tr> <tr><td>第三ウラン貯蔵庫</td><td>別冊 20</td></tr> </tbody> </table>	施 設 名	別冊番号	プルトニウム燃料第一開発室	別冊 1	プルトニウム燃料第二開発室	別冊 2	プルトニウム燃料第三開発室	別冊 3	プルトニウム廃棄物処理開発施設	別冊 4	削除	—	A 棟	別冊 6	B 棟	別冊 7	ウラン廃棄物処理施設	別冊 8	削除	—	J 棟	別冊 10	L 棟	別冊 11	M 棟	別冊 12	東海事業所第 2 ウラン貯蔵庫	別冊 13	高レベル放射性物質研究施設	別冊 14	応用試験棟	別冊 15	洗濯場	別冊 16	安全管理棟	別冊 17	計測機器校正室	別冊 18	放射線保健室	別冊 19	第三ウラン貯蔵庫	別冊 20	<p>・燃料製造機器試験室の管理区域を解除するため</p>
施 設 名	別冊番号																																																																																					
プルトニウム燃料第一開発室	別冊 1																																																																																					
プルトニウム燃料第二開発室	別冊 2																																																																																					
プルトニウム燃料第三開発室	別冊 3																																																																																					
プルトニウム廃棄物処理開発施設	別冊 4																																																																																					
燃料製造機器試験室	別冊 5																																																																																					
A 棟	別冊 6																																																																																					
B 棟	別冊 7																																																																																					
ウラン廃棄物処理施設	別冊 8																																																																																					
削除	—																																																																																					
J 棟	別冊 10																																																																																					
L 棟	別冊 11																																																																																					
M 棟	別冊 12																																																																																					
東海事業所第 2 ウラン貯蔵庫	別冊 13																																																																																					
高レベル放射性物質研究施設	別冊 14																																																																																					
応用試験棟	別冊 15																																																																																					
洗濯場	別冊 16																																																																																					
安全管理棟	別冊 17																																																																																					
計測機器校正室	別冊 18																																																																																					
放射線保健室	別冊 19																																																																																					
第三ウラン貯蔵庫	別冊 20																																																																																					
施 設 名	別冊番号																																																																																					
プルトニウム燃料第一開発室	別冊 1																																																																																					
プルトニウム燃料第二開発室	別冊 2																																																																																					
プルトニウム燃料第三開発室	別冊 3																																																																																					
プルトニウム廃棄物処理開発施設	別冊 4																																																																																					
削除	—																																																																																					
A 棟	別冊 6																																																																																					
B 棟	別冊 7																																																																																					
ウラン廃棄物処理施設	別冊 8																																																																																					
削除	—																																																																																					
J 棟	別冊 10																																																																																					
L 棟	別冊 11																																																																																					
M 棟	別冊 12																																																																																					
東海事業所第 2 ウラン貯蔵庫	別冊 13																																																																																					
高レベル放射性物質研究施設	別冊 14																																																																																					
応用試験棟	別冊 15																																																																																					
洗濯場	別冊 16																																																																																					
安全管理棟	別冊 17																																																																																					
計測機器校正室	別冊 18																																																																																					
放射線保健室	別冊 19																																																																																					
第三ウラン貯蔵庫	別冊 20																																																																																					

変 更 前	変 更 後	変更理由																																																																																				
<p>6. 使用済燃料の処分の方法 核燃料サイクル工学研究所内の各施設における使用済燃料の処分の方法を、下記の別冊に示す。</p> <table border="1" data-bbox="241 370 831 1098"> <thead> <tr> <th>施 設 名</th> <th>別冊番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>プルトニウム燃料第一開発室</td><td>別冊 1</td></tr> <tr><td>プルトニウム燃料第二開発室</td><td>別冊 2</td></tr> <tr><td>プルトニウム燃料第三開発室</td><td>別冊 3</td></tr> <tr><td>プルトニウム廃棄物処理開発施設</td><td>別冊 4</td></tr> <tr><td>燃料製造機器試験室</td><td>別冊 5</td></tr> <tr><td>A棟</td><td>別冊 6</td></tr> <tr><td>B棟</td><td>別冊 7</td></tr> <tr><td>ウラン廃棄物処理施設</td><td>別冊 8</td></tr> <tr><td>削除</td><td>—</td></tr> <tr><td>J棟</td><td>別冊 10</td></tr> <tr><td>L棟</td><td>別冊 11</td></tr> <tr><td>M棟</td><td>別冊 12</td></tr> <tr><td>東海事業所第2ウラン貯蔵庫</td><td>別冊 13</td></tr> <tr><td>高レベル放射性物質研究施設</td><td>別冊 14</td></tr> <tr><td>応用試験棟</td><td>別冊 15</td></tr> <tr><td>洗濯場</td><td>別冊 16</td></tr> <tr><td>安全管理棟</td><td>別冊 17</td></tr> <tr><td>計測機器校正室</td><td>別冊 18</td></tr> <tr><td>放射線保健室</td><td>別冊 19</td></tr> <tr><td>第三ウラン貯蔵庫</td><td>別冊 20</td></tr> </tbody> </table>	施 設 名	別冊番号	プルトニウム燃料第一開発室	別冊 1	プルトニウム燃料第二開発室	別冊 2	プルトニウム燃料第三開発室	別冊 3	プルトニウム廃棄物処理開発施設	別冊 4	燃料製造機器試験室	別冊 5	A棟	別冊 6	B棟	別冊 7	ウラン廃棄物処理施設	別冊 8	削除	—	J棟	別冊 10	L棟	別冊 11	M棟	別冊 12	東海事業所第2ウラン貯蔵庫	別冊 13	高レベル放射性物質研究施設	別冊 14	応用試験棟	別冊 15	洗濯場	別冊 16	安全管理棟	別冊 17	計測機器校正室	別冊 18	放射線保健室	別冊 19	第三ウラン貯蔵庫	別冊 20	<p>6. 使用済燃料の処分の方法 核燃料サイクル工学研究所内の各施設における使用済燃料の処分の方法を、下記の別冊に示す。</p> <table border="1" data-bbox="1218 370 1807 1098"> <thead> <tr> <th>施 設 名</th> <th>別冊番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>プルトニウム燃料第一開発室</td><td>別冊 1</td></tr> <tr><td>プルトニウム燃料第二開発室</td><td>別冊 2</td></tr> <tr><td>プルトニウム燃料第三開発室</td><td>別冊 3</td></tr> <tr><td>プルトニウム廃棄物処理開発施設</td><td>別冊 4</td></tr> <tr><td>削除</td><td>—</td></tr> <tr><td>A棟</td><td>別冊 6</td></tr> <tr><td>B棟</td><td>別冊 7</td></tr> <tr><td>ウラン廃棄物処理施設</td><td>別冊 8</td></tr> <tr><td>削除</td><td>—</td></tr> <tr><td>J棟</td><td>別冊 10</td></tr> <tr><td>L棟</td><td>別冊 11</td></tr> <tr><td>M棟</td><td>別冊 12</td></tr> <tr><td>東海事業所第2ウラン貯蔵庫</td><td>別冊 13</td></tr> <tr><td>高レベル放射性物質研究施設</td><td>別冊 14</td></tr> <tr><td>応用試験棟</td><td>別冊 15</td></tr> <tr><td>洗濯場</td><td>別冊 16</td></tr> <tr><td>安全管理棟</td><td>別冊 17</td></tr> <tr><td>計測機器校正室</td><td>別冊 18</td></tr> <tr><td>放射線保健室</td><td>別冊 19</td></tr> <tr><td>第三ウラン貯蔵庫</td><td>別冊 20</td></tr> </tbody> </table>	施 設 名	別冊番号	プルトニウム燃料第一開発室	別冊 1	プルトニウム燃料第二開発室	別冊 2	プルトニウム燃料第三開発室	別冊 3	プルトニウム廃棄物処理開発施設	別冊 4	削除	—	A棟	別冊 6	B棟	別冊 7	ウラン廃棄物処理施設	別冊 8	削除	—	J棟	別冊 10	L棟	別冊 11	M棟	別冊 12	東海事業所第2ウラン貯蔵庫	別冊 13	高レベル放射性物質研究施設	別冊 14	応用試験棟	別冊 15	洗濯場	別冊 16	安全管理棟	別冊 17	計測機器校正室	別冊 18	放射線保健室	別冊 19	第三ウラン貯蔵庫	別冊 20	<p>・燃料製造機器試験室の管理区域を解除するため</p>
施 設 名	別冊番号																																																																																					
プルトニウム燃料第一開発室	別冊 1																																																																																					
プルトニウム燃料第二開発室	別冊 2																																																																																					
プルトニウム燃料第三開発室	別冊 3																																																																																					
プルトニウム廃棄物処理開発施設	別冊 4																																																																																					
燃料製造機器試験室	別冊 5																																																																																					
A棟	別冊 6																																																																																					
B棟	別冊 7																																																																																					
ウラン廃棄物処理施設	別冊 8																																																																																					
削除	—																																																																																					
J棟	別冊 10																																																																																					
L棟	別冊 11																																																																																					
M棟	別冊 12																																																																																					
東海事業所第2ウラン貯蔵庫	別冊 13																																																																																					
高レベル放射性物質研究施設	別冊 14																																																																																					
応用試験棟	別冊 15																																																																																					
洗濯場	別冊 16																																																																																					
安全管理棟	別冊 17																																																																																					
計測機器校正室	別冊 18																																																																																					
放射線保健室	別冊 19																																																																																					
第三ウラン貯蔵庫	別冊 20																																																																																					
施 設 名	別冊番号																																																																																					
プルトニウム燃料第一開発室	別冊 1																																																																																					
プルトニウム燃料第二開発室	別冊 2																																																																																					
プルトニウム燃料第三開発室	別冊 3																																																																																					
プルトニウム廃棄物処理開発施設	別冊 4																																																																																					
削除	—																																																																																					
A棟	別冊 6																																																																																					
B棟	別冊 7																																																																																					
ウラン廃棄物処理施設	別冊 8																																																																																					
削除	—																																																																																					
J棟	別冊 10																																																																																					
L棟	別冊 11																																																																																					
M棟	別冊 12																																																																																					
東海事業所第2ウラン貯蔵庫	別冊 13																																																																																					
高レベル放射性物質研究施設	別冊 14																																																																																					
応用試験棟	別冊 15																																																																																					
洗濯場	別冊 16																																																																																					
安全管理棟	別冊 17																																																																																					
計測機器校正室	別冊 18																																																																																					
放射線保健室	別冊 19																																																																																					
第三ウラン貯蔵庫	別冊 20																																																																																					

変 更 前	変 更 後	変更理由																																																																																				
<p>7. 使用施設の位置、構造及び設備 (抜 粋) 核燃料サイクル工学研究所内の各施設における使用施設の位置、構造及び設備を、下記の別冊に示す。</p> <table border="1" data-bbox="266 368 855 1098"> <thead> <tr> <th>施 設 名</th> <th>別冊番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>プルトニウム燃料第一開発室</td><td>別冊 1</td></tr> <tr><td>プルトニウム燃料第二開発室</td><td>別冊 2</td></tr> <tr><td>プルトニウム燃料第三開発室</td><td>別冊 3</td></tr> <tr><td>プルトニウム廃棄物処理開発施設</td><td>別冊 4</td></tr> <tr><td>燃料製造機器試験室</td><td>別冊 5</td></tr> <tr><td>A 棟</td><td>別冊 6</td></tr> <tr><td>B 棟</td><td>別冊 7</td></tr> <tr><td>ウラン廃棄物処理施設</td><td>別冊 8</td></tr> <tr><td>削除</td><td>—</td></tr> <tr><td>J 棟</td><td>別冊 10</td></tr> <tr><td>L 棟</td><td>別冊 11</td></tr> <tr><td>M 棟</td><td>別冊 12</td></tr> <tr><td>東海事業所第 2 ウラン貯蔵庫</td><td>別冊 13</td></tr> <tr><td>高レベル放射性物質研究施設</td><td>別冊 14</td></tr> <tr><td>応用試験棟</td><td>別冊 15</td></tr> <tr><td>洗濯場</td><td>別冊 16</td></tr> <tr><td>安全管理棟</td><td>別冊 17</td></tr> <tr><td>計測機器校正室</td><td>別冊 18</td></tr> <tr><td>放射線保健室</td><td>別冊 19</td></tr> <tr><td>第三ウラン貯蔵庫</td><td>別冊 20</td></tr> </tbody> </table>	施 設 名	別冊番号	プルトニウム燃料第一開発室	別冊 1	プルトニウム燃料第二開発室	別冊 2	プルトニウム燃料第三開発室	別冊 3	プルトニウム廃棄物処理開発施設	別冊 4	燃料製造機器試験室	別冊 5	A 棟	別冊 6	B 棟	別冊 7	ウラン廃棄物処理施設	別冊 8	削除	—	J 棟	別冊 10	L 棟	別冊 11	M 棟	別冊 12	東海事業所第 2 ウラン貯蔵庫	別冊 13	高レベル放射性物質研究施設	別冊 14	応用試験棟	別冊 15	洗濯場	別冊 16	安全管理棟	別冊 17	計測機器校正室	別冊 18	放射線保健室	別冊 19	第三ウラン貯蔵庫	別冊 20	<p>7. 使用施設の位置、構造及び設備 (抜 粋) 核燃料サイクル工学研究所内の各施設における使用施設の位置、構造及び設備を、下記の別冊に示す。</p> <table border="1" data-bbox="1240 363 1827 1093"> <thead> <tr> <th>施 設 名</th> <th>別冊番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>プルトニウム燃料第一開発室</td><td>別冊 1</td></tr> <tr><td>プルトニウム燃料第二開発室</td><td>別冊 2</td></tr> <tr><td>プルトニウム燃料第三開発室</td><td>別冊 3</td></tr> <tr><td>プルトニウム廃棄物処理開発施設</td><td>別冊 4</td></tr> <tr><td>削除</td><td>—</td></tr> <tr><td>A 棟</td><td>別冊 6</td></tr> <tr><td>B 棟</td><td>別冊 7</td></tr> <tr><td>ウラン廃棄物処理施設</td><td>別冊 8</td></tr> <tr><td>削除</td><td>—</td></tr> <tr><td>J 棟</td><td>別冊 10</td></tr> <tr><td>L 棟</td><td>別冊 11</td></tr> <tr><td>M 棟</td><td>別冊 12</td></tr> <tr><td>東海事業所第 2 ウラン貯蔵庫</td><td>別冊 13</td></tr> <tr><td>高レベル放射性物質研究施設</td><td>別冊 14</td></tr> <tr><td>応用試験棟</td><td>別冊 15</td></tr> <tr><td>洗濯場</td><td>別冊 16</td></tr> <tr><td>安全管理棟</td><td>別冊 17</td></tr> <tr><td>計測機器校正室</td><td>別冊 18</td></tr> <tr><td>放射線保健室</td><td>別冊 19</td></tr> <tr><td>第三ウラン貯蔵庫</td><td>別冊 20</td></tr> </tbody> </table>	施 設 名	別冊番号	プルトニウム燃料第一開発室	別冊 1	プルトニウム燃料第二開発室	別冊 2	プルトニウム燃料第三開発室	別冊 3	プルトニウム廃棄物処理開発施設	別冊 4	削除	—	A 棟	別冊 6	B 棟	別冊 7	ウラン廃棄物処理施設	別冊 8	削除	—	J 棟	別冊 10	L 棟	別冊 11	M 棟	別冊 12	東海事業所第 2 ウラン貯蔵庫	別冊 13	高レベル放射性物質研究施設	別冊 14	応用試験棟	別冊 15	洗濯場	別冊 16	安全管理棟	別冊 17	計測機器校正室	別冊 18	放射線保健室	別冊 19	第三ウラン貯蔵庫	別冊 20	<p>・燃料製造機器試験室の管理区域を解除するため</p>
施 設 名	別冊番号																																																																																					
プルトニウム燃料第一開発室	別冊 1																																																																																					
プルトニウム燃料第二開発室	別冊 2																																																																																					
プルトニウム燃料第三開発室	別冊 3																																																																																					
プルトニウム廃棄物処理開発施設	別冊 4																																																																																					
燃料製造機器試験室	別冊 5																																																																																					
A 棟	別冊 6																																																																																					
B 棟	別冊 7																																																																																					
ウラン廃棄物処理施設	別冊 8																																																																																					
削除	—																																																																																					
J 棟	別冊 10																																																																																					
L 棟	別冊 11																																																																																					
M 棟	別冊 12																																																																																					
東海事業所第 2 ウラン貯蔵庫	別冊 13																																																																																					
高レベル放射性物質研究施設	別冊 14																																																																																					
応用試験棟	別冊 15																																																																																					
洗濯場	別冊 16																																																																																					
安全管理棟	別冊 17																																																																																					
計測機器校正室	別冊 18																																																																																					
放射線保健室	別冊 19																																																																																					
第三ウラン貯蔵庫	別冊 20																																																																																					
施 設 名	別冊番号																																																																																					
プルトニウム燃料第一開発室	別冊 1																																																																																					
プルトニウム燃料第二開発室	別冊 2																																																																																					
プルトニウム燃料第三開発室	別冊 3																																																																																					
プルトニウム廃棄物処理開発施設	別冊 4																																																																																					
削除	—																																																																																					
A 棟	別冊 6																																																																																					
B 棟	別冊 7																																																																																					
ウラン廃棄物処理施設	別冊 8																																																																																					
削除	—																																																																																					
J 棟	別冊 10																																																																																					
L 棟	別冊 11																																																																																					
M 棟	別冊 12																																																																																					
東海事業所第 2 ウラン貯蔵庫	別冊 13																																																																																					
高レベル放射性物質研究施設	別冊 14																																																																																					
応用試験棟	別冊 15																																																																																					
洗濯場	別冊 16																																																																																					
安全管理棟	別冊 17																																																																																					
計測機器校正室	別冊 18																																																																																					
放射線保健室	別冊 19																																																																																					
第三ウラン貯蔵庫	別冊 20																																																																																					

変 更 前	変 更 後	変更理由																																																																																				
<p>8. 貯蔵施設の位置、構造及び設備</p> <p>「核燃料サイクル工学研究所の位置」 使用施設の「核燃料サイクル工学研究所の位置」と同じ。</p> <p>核燃料サイクル工学研究所内の各施設における貯蔵施設の位置、構造及び設備を、下記の別冊に示す。</p> <table border="1" data-bbox="264 486 853 1214"> <thead> <tr> <th>施 設 名</th> <th>別冊番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>プルトニウム燃料第一開発室</td><td>別冊 1</td></tr> <tr><td>プルトニウム燃料第二開発室</td><td>別冊 2</td></tr> <tr><td>プルトニウム燃料第三開発室</td><td>別冊 3</td></tr> <tr><td>プルトニウム廃棄物処理開発施設</td><td>別冊 4</td></tr> <tr><td>燃料製造機器試験室</td><td>別冊 5</td></tr> <tr><td>A棟</td><td>別冊 6</td></tr> <tr><td>B棟</td><td>別冊 7</td></tr> <tr><td>ウラン廃棄物処理施設</td><td>別冊 8</td></tr> <tr><td>削除</td><td>—</td></tr> <tr><td>J棟</td><td>別冊 10</td></tr> <tr><td>L棟</td><td>別冊 11</td></tr> <tr><td>M棟</td><td>別冊 12</td></tr> <tr><td>東海事業所第2ウラン貯蔵庫</td><td>別冊 13</td></tr> <tr><td>高レベル放射性物質研究施設</td><td>別冊 14</td></tr> <tr><td>応用試験棟</td><td>別冊 15</td></tr> <tr><td>洗濯場</td><td>別冊 16</td></tr> <tr><td>安全管理棟</td><td>別冊 17</td></tr> <tr><td>計測機器校正室</td><td>別冊 18</td></tr> <tr><td>放射線保健室</td><td>別冊 19</td></tr> <tr><td>第三ウラン貯蔵庫</td><td>別冊 20</td></tr> </tbody> </table>	施 設 名	別冊番号	プルトニウム燃料第一開発室	別冊 1	プルトニウム燃料第二開発室	別冊 2	プルトニウム燃料第三開発室	別冊 3	プルトニウム廃棄物処理開発施設	別冊 4	燃料製造機器試験室	別冊 5	A棟	別冊 6	B棟	別冊 7	ウラン廃棄物処理施設	別冊 8	削除	—	J棟	別冊 10	L棟	別冊 11	M棟	別冊 12	東海事業所第2ウラン貯蔵庫	別冊 13	高レベル放射性物質研究施設	別冊 14	応用試験棟	別冊 15	洗濯場	別冊 16	安全管理棟	別冊 17	計測機器校正室	別冊 18	放射線保健室	別冊 19	第三ウラン貯蔵庫	別冊 20	<p>8. 貯蔵施設の位置、構造及び設備</p> <p>「核燃料サイクル工学研究所の位置」 使用施設の「核燃料サイクル工学研究所の位置」と同じ。</p> <p>核燃料サイクル工学研究所内の各施設における貯蔵施設の位置、構造及び設備を、下記の別冊に示す。</p> <table border="1" data-bbox="1238 483 1823 1209"> <thead> <tr> <th>施 設 名</th> <th>別冊番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>プルトニウム燃料第一開発室</td><td>別冊 1</td></tr> <tr><td>プルトニウム燃料第二開発室</td><td>別冊 2</td></tr> <tr><td>プルトニウム燃料第三開発室</td><td>別冊 3</td></tr> <tr><td>プルトニウム廃棄物処理開発施設</td><td>別冊 4</td></tr> <tr><td>削除</td><td>—</td></tr> <tr><td>A棟</td><td>別冊 6</td></tr> <tr><td>B棟</td><td>別冊 7</td></tr> <tr><td>ウラン廃棄物処理施設</td><td>別冊 8</td></tr> <tr><td>削除</td><td>—</td></tr> <tr><td>J棟</td><td>別冊 10</td></tr> <tr><td>L棟</td><td>別冊 11</td></tr> <tr><td>M棟</td><td>別冊 12</td></tr> <tr><td>東海事業所第2ウラン貯蔵庫</td><td>別冊 13</td></tr> <tr><td>高レベル放射性物質研究施設</td><td>別冊 14</td></tr> <tr><td>応用試験棟</td><td>別冊 15</td></tr> <tr><td>洗濯場</td><td>別冊 16</td></tr> <tr><td>安全管理棟</td><td>別冊 17</td></tr> <tr><td>計測機器校正室</td><td>別冊 18</td></tr> <tr><td>放射線保健室</td><td>別冊 19</td></tr> <tr><td>第三ウラン貯蔵庫</td><td>別冊 20</td></tr> </tbody> </table>	施 設 名	別冊番号	プルトニウム燃料第一開発室	別冊 1	プルトニウム燃料第二開発室	別冊 2	プルトニウム燃料第三開発室	別冊 3	プルトニウム廃棄物処理開発施設	別冊 4	削除	—	A棟	別冊 6	B棟	別冊 7	ウラン廃棄物処理施設	別冊 8	削除	—	J棟	別冊 10	L棟	別冊 11	M棟	別冊 12	東海事業所第2ウラン貯蔵庫	別冊 13	高レベル放射性物質研究施設	別冊 14	応用試験棟	別冊 15	洗濯場	別冊 16	安全管理棟	別冊 17	計測機器校正室	別冊 18	放射線保健室	別冊 19	第三ウラン貯蔵庫	別冊 20	<p>・燃料製造機器試験室の管理区域を解除するため</p>
施 設 名	別冊番号																																																																																					
プルトニウム燃料第一開発室	別冊 1																																																																																					
プルトニウム燃料第二開発室	別冊 2																																																																																					
プルトニウム燃料第三開発室	別冊 3																																																																																					
プルトニウム廃棄物処理開発施設	別冊 4																																																																																					
燃料製造機器試験室	別冊 5																																																																																					
A棟	別冊 6																																																																																					
B棟	別冊 7																																																																																					
ウラン廃棄物処理施設	別冊 8																																																																																					
削除	—																																																																																					
J棟	別冊 10																																																																																					
L棟	別冊 11																																																																																					
M棟	別冊 12																																																																																					
東海事業所第2ウラン貯蔵庫	別冊 13																																																																																					
高レベル放射性物質研究施設	別冊 14																																																																																					
応用試験棟	別冊 15																																																																																					
洗濯場	別冊 16																																																																																					
安全管理棟	別冊 17																																																																																					
計測機器校正室	別冊 18																																																																																					
放射線保健室	別冊 19																																																																																					
第三ウラン貯蔵庫	別冊 20																																																																																					
施 設 名	別冊番号																																																																																					
プルトニウム燃料第一開発室	別冊 1																																																																																					
プルトニウム燃料第二開発室	別冊 2																																																																																					
プルトニウム燃料第三開発室	別冊 3																																																																																					
プルトニウム廃棄物処理開発施設	別冊 4																																																																																					
削除	—																																																																																					
A棟	別冊 6																																																																																					
B棟	別冊 7																																																																																					
ウラン廃棄物処理施設	別冊 8																																																																																					
削除	—																																																																																					
J棟	別冊 10																																																																																					
L棟	別冊 11																																																																																					
M棟	別冊 12																																																																																					
東海事業所第2ウラン貯蔵庫	別冊 13																																																																																					
高レベル放射性物質研究施設	別冊 14																																																																																					
応用試験棟	別冊 15																																																																																					
洗濯場	別冊 16																																																																																					
安全管理棟	別冊 17																																																																																					
計測機器校正室	別冊 18																																																																																					
放射線保健室	別冊 19																																																																																					
第三ウラン貯蔵庫	別冊 20																																																																																					

変 更 前	変 更 後	変更理由																																																																																				
<p>9. 廃棄施設の位置、構造及び設備</p> <p>「核燃料サイクル工学研究所の位置」 使用施設の「核燃料サイクル工学研究所の位置」と同じ。</p> <p>核燃料サイクル工学研究所内の各施設における廃棄施設の位置、構造及び設備を、下記の別冊に示す。</p> <table border="1" data-bbox="266 486 855 1212"> <thead> <tr> <th>施 設 名</th> <th>別冊番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>プルトニウム燃料第一開発室</td><td>別冊 1</td></tr> <tr><td>プルトニウム燃料第二開発室</td><td>別冊 2</td></tr> <tr><td>プルトニウム燃料第三開発室</td><td>別冊 3</td></tr> <tr><td>プルトニウム廃棄物処理開発施設</td><td>別冊 4</td></tr> <tr><td>燃料製造機器試験室</td><td>別冊 5</td></tr> <tr><td>A 棟</td><td>別冊 6</td></tr> <tr><td>B 棟</td><td>別冊 7</td></tr> <tr><td>ウラン廃棄物処理施設</td><td>別冊 8</td></tr> <tr><td>削除</td><td>—</td></tr> <tr><td>J 棟</td><td>別冊 10</td></tr> <tr><td>L 棟</td><td>別冊 11</td></tr> <tr><td>M 棟</td><td>別冊 12</td></tr> <tr><td>東海事業所第 2 ウラン貯蔵庫</td><td>別冊 13</td></tr> <tr><td>高レベル放射性物質研究施設</td><td>別冊 14</td></tr> <tr><td>応用試験棟</td><td>別冊 15</td></tr> <tr><td>洗濯場</td><td>別冊 16</td></tr> <tr><td>安全管理棟</td><td>別冊 17</td></tr> <tr><td>計測機器校正室</td><td>別冊 18</td></tr> <tr><td>放射線保健室</td><td>別冊 19</td></tr> <tr><td>第三ウラン貯蔵庫</td><td>別冊 20</td></tr> </tbody> </table> <p>10. 使用施設等の保安のための業務に係る 品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (省略)</p>	施 設 名	別冊番号	プルトニウム燃料第一開発室	別冊 1	プルトニウム燃料第二開発室	別冊 2	プルトニウム燃料第三開発室	別冊 3	プルトニウム廃棄物処理開発施設	別冊 4	燃料製造機器試験室	別冊 5	A 棟	別冊 6	B 棟	別冊 7	ウラン廃棄物処理施設	別冊 8	削除	—	J 棟	別冊 10	L 棟	別冊 11	M 棟	別冊 12	東海事業所第 2 ウラン貯蔵庫	別冊 13	高レベル放射性物質研究施設	別冊 14	応用試験棟	別冊 15	洗濯場	別冊 16	安全管理棟	別冊 17	計測機器校正室	別冊 18	放射線保健室	別冊 19	第三ウラン貯蔵庫	別冊 20	<p>9. 廃棄施設の位置、構造及び設備</p> <p>「核燃料サイクル工学研究所の位置」 使用施設の「核燃料サイクル工学研究所の位置」と同じ。</p> <p>核燃料サイクル工学研究所内の各施設における廃棄施設の位置、構造及び設備を、下記の別冊に示す。</p> <table border="1" data-bbox="1240 486 1830 1212"> <thead> <tr> <th>施 設 名</th> <th>別冊番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>プルトニウム燃料第一開発室</td><td>別冊 1</td></tr> <tr><td>プルトニウム燃料第二開発室</td><td>別冊 2</td></tr> <tr><td>プルトニウム燃料第三開発室</td><td>別冊 3</td></tr> <tr><td>プルトニウム廃棄物処理開発施設</td><td>別冊 4</td></tr> <tr><td>削除</td><td>—</td></tr> <tr><td>A 棟</td><td>別冊 6</td></tr> <tr><td>B 棟</td><td>別冊 7</td></tr> <tr><td>ウラン廃棄物処理施設</td><td>別冊 8</td></tr> <tr><td>削除</td><td>—</td></tr> <tr><td>J 棟</td><td>別冊 10</td></tr> <tr><td>L 棟</td><td>別冊 11</td></tr> <tr><td>M 棟</td><td>別冊 12</td></tr> <tr><td>東海事業所第 2 ウラン貯蔵庫</td><td>別冊 13</td></tr> <tr><td>高レベル放射性物質研究施設</td><td>別冊 14</td></tr> <tr><td>応用試験棟</td><td>別冊 15</td></tr> <tr><td>洗濯場</td><td>別冊 16</td></tr> <tr><td>安全管理棟</td><td>別冊 17</td></tr> <tr><td>計測機器校正室</td><td>別冊 18</td></tr> <tr><td>放射線保健室</td><td>別冊 19</td></tr> <tr><td>第三ウラン貯蔵庫</td><td>別冊 20</td></tr> </tbody> </table> <p>10. 使用施設等の保安のための業務に係る 品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (変更なし)</p>	施 設 名	別冊番号	プルトニウム燃料第一開発室	別冊 1	プルトニウム燃料第二開発室	別冊 2	プルトニウム燃料第三開発室	別冊 3	プルトニウム廃棄物処理開発施設	別冊 4	削除	—	A 棟	別冊 6	B 棟	別冊 7	ウラン廃棄物処理施設	別冊 8	削除	—	J 棟	別冊 10	L 棟	別冊 11	M 棟	別冊 12	東海事業所第 2 ウラン貯蔵庫	別冊 13	高レベル放射性物質研究施設	別冊 14	応用試験棟	別冊 15	洗濯場	別冊 16	安全管理棟	別冊 17	計測機器校正室	別冊 18	放射線保健室	別冊 19	第三ウラン貯蔵庫	別冊 20	<p>・燃料製造機器 試験室の管理 区域を解除す るため</p>
施 設 名	別冊番号																																																																																					
プルトニウム燃料第一開発室	別冊 1																																																																																					
プルトニウム燃料第二開発室	別冊 2																																																																																					
プルトニウム燃料第三開発室	別冊 3																																																																																					
プルトニウム廃棄物処理開発施設	別冊 4																																																																																					
燃料製造機器試験室	別冊 5																																																																																					
A 棟	別冊 6																																																																																					
B 棟	別冊 7																																																																																					
ウラン廃棄物処理施設	別冊 8																																																																																					
削除	—																																																																																					
J 棟	別冊 10																																																																																					
L 棟	別冊 11																																																																																					
M 棟	別冊 12																																																																																					
東海事業所第 2 ウラン貯蔵庫	別冊 13																																																																																					
高レベル放射性物質研究施設	別冊 14																																																																																					
応用試験棟	別冊 15																																																																																					
洗濯場	別冊 16																																																																																					
安全管理棟	別冊 17																																																																																					
計測機器校正室	別冊 18																																																																																					
放射線保健室	別冊 19																																																																																					
第三ウラン貯蔵庫	別冊 20																																																																																					
施 設 名	別冊番号																																																																																					
プルトニウム燃料第一開発室	別冊 1																																																																																					
プルトニウム燃料第二開発室	別冊 2																																																																																					
プルトニウム燃料第三開発室	別冊 3																																																																																					
プルトニウム廃棄物処理開発施設	別冊 4																																																																																					
削除	—																																																																																					
A 棟	別冊 6																																																																																					
B 棟	別冊 7																																																																																					
ウラン廃棄物処理施設	別冊 8																																																																																					
削除	—																																																																																					
J 棟	別冊 10																																																																																					
L 棟	別冊 11																																																																																					
M 棟	別冊 12																																																																																					
東海事業所第 2 ウラン貯蔵庫	別冊 13																																																																																					
高レベル放射性物質研究施設	別冊 14																																																																																					
応用試験棟	別冊 15																																																																																					
洗濯場	別冊 16																																																																																					
安全管理棟	別冊 17																																																																																					
計測機器校正室	別冊 18																																																																																					
放射線保健室	別冊 19																																																																																					
第三ウラン貯蔵庫	別冊 20																																																																																					

変 更 前	変 更 後	変更理由
<p style="text-align: right;">添付書類 1</p> <p>使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に関する説明書 (事故に関するものを除く。)</p>	<p style="text-align: right;">添付書類 1</p> <p>使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に関する説明書 (事故に関するものを除く。)</p>	

新旧対照表

共通編 添付書類 1

変更箇所を _____ で示す。

変 更 前	変 更 後	変更理由
<p>(1) 共通編 核燃料サイクル工学研究所内の各施設の合算評価は添付書類 1-①に示す。</p>	<p>(1) 共通編 核燃料サイクル工学研究所内の各施設の合算評価は添付書類 1-①に示す。</p>	

変 更 前	変 更 後	変更理由
<p style="text-align: center;">添付書類1-①</p> <p style="text-align: center;">(各施設の合算評価)</p>	<p style="text-align: center;">添付書類1-①</p> <p style="text-align: center;">(各施設の合算評価)</p>	

変更前	変更後	変更理由
<p>I. 環境線量評価方法 (省略)</p> <p>II. 環境線量評価結果</p> <p>1. 核燃料物質等の貯蔵等に伴う施設からの直接線及びスカイシャイン線による環境線量 前項I. 「環境線量評価方法」によって求めた核燃料サイクル工学研究所の周辺監視区域境界外における直接線及びスカイシャイン線による実効線量について、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第55条の2（施設検査）及び同法第57条（保安規定）の適用を受ける核燃料物質使用施設〔プルトニウム燃料第一開発室（別冊1）、プルトニウム燃料第二開発室（別冊2）、プルトニウム燃料第三開発室（別冊3）、プルトニウム廃棄物処理開発施設（別冊4）、B棟（別冊7）、ウラン廃棄物処理施設（別冊8）、J棟（別冊10）、M棟（別冊12）、東海事業所第2ウラン貯蔵庫（別冊13）及び高レベル放射性物質研究施設（別冊14）〕とそれ以外の核燃料物質使用施設〔燃料製造機器試験室（別冊5）、A棟（別冊6）、L棟（別冊11）、応用試験棟（別冊15）、洗濯場（別冊16）、安全管理棟（別冊17）、計測機器校正室（別冊18）、放射線保健室（別冊19）及び第三ウラン貯蔵庫（別冊20）〕（以下「使用施設」という。）からのそれぞれの寄与を積算したときの最大地点は図6に示すM1地点であり、その評価値は、1年間において2.9×10^{-1}ミリシーベルトとなり、線量告示に定める周辺監視区域外の1年間の線量限度1ミリシーベルトを十分に下回っている。なお、各施設における評価値を表2に示す。</p> <p>2. 気体廃棄物の放出に伴う環境線量 (省略)</p> <p>3. 液体廃棄物の放出に伴う環境線量 (省略)</p> <p>III. 核燃料サイクル工学研究所全体での環境線量 (省略)</p> <p>表1 評価に用いたパラメータの値 (省略)</p>	<p>I. 環境線量評価方法 (変更なし)</p> <p>II. 環境線量評価結果</p> <p>1. 核燃料物質等の貯蔵等に伴う施設からの直接線及びスカイシャイン線による環境線量 前項I. 「環境線量評価方法」によって求めた核燃料サイクル工学研究所の周辺監視区域境界外における直接線及びスカイシャイン線による実効線量について、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（以下「政令」という。）第41条各号に掲げる核燃料物質を使用する使用施設等〔プルトニウム燃料第一開発室（別冊1）、プルトニウム燃料第二開発室（別冊2）、プルトニウム燃料第三開発室（別冊3）、プルトニウム廃棄物処理開発施設（別冊4）、B棟（別冊7）、ウラン廃棄物処理施設（別冊8）、J棟（別冊10）、M棟（別冊12）、東海事業所第2ウラン貯蔵庫（別冊13）及び高レベル放射性物質研究施設（別冊14）。以下「政令第41条該当施設」という。）と政令第41条各号に掲げる核燃料物質を使用しない使用施設等〔A棟（別冊6）、L棟（別冊11）、応用試験棟（別冊15）、洗濯場（別冊16）、安全管理棟（別冊17）、計測機器校正室（別冊18）、放射線保健室（別冊19）及び第三ウラン貯蔵庫（別冊20）。以下「政令第41条非該当施設」という。なお、政令第41条該当施設及び政令第41条非該当施設を、以下「使用施設」という。〕からのそれぞれの寄与を積算したときの最大地点は図6に示すM1地点であり、その評価値は、1年間において2.9×10^{-1}ミリシーベルトとなり、線量告示に定める周辺監視区域外の1年間の線量限度1ミリシーベルトを十分に下回っている。なお、各施設における評価値を表2に示す。</p> <p>2. 気体廃棄物の放出に伴う環境線量 (変更なし)</p> <p>3. 液体廃棄物の放出に伴う環境線量 (変更なし)</p> <p>III. 核燃料サイクル工学研究所全体での環境線量 (変更なし)</p> <p>表1 評価に用いたパラメータの値 (変更なし)</p>	<p>・記載の適正化（法令改正に伴う変更）</p> <p>・燃料製造機器試験室の管理区域を解除するため</p>

変更前

変更後

変更理由

表2 直接線及びスカイシャイン線による環境線量 (mSv/年)

施設名	評価値注)	評価条件	
プルトニウム燃料第一開発室	1.1×10^{-2}	別冊1~4、7、8、10、及び12~14のとおり	
ウラン貯蔵庫	2.6×10^{-2}		
プルトニウム燃料第二開発室	1.2×10^{-1}		
プルトニウム燃料第三開発室	9.2×10^{-4}		
プルトニウム廃棄物処理開発施設	8.3×10^{-4}		
第二プルトニウム廃棄物貯蔵施設	3.9×10^{-2}		
B棟	1.0×10^{-4} 以下		
ウラン廃棄物処理施設	ウラン系廃棄物貯蔵施設		6.2×10^{-2}
	第2ウラン系廃棄物貯蔵施設		1.1×10^{-4}
	焼却施設		1.0×10^{-4} 以下
	廃油保管庫	1.0×10^{-4} 以下	
J棟	1.0×10^{-4} 以下		
M棟	1.0×10^{-4} 以下		
東海事業所第2ウラン貯蔵庫	4.8×10^{-4}		
高レベル放射性物質研究施設	4.1×10^{-4}		
燃料製造機器試験室、A棟、L棟、応用試験棟、洗濯場、安全管理棟、計測機器校正室、放射線保健室、第三ウラン貯蔵庫	各施設とも 1.0×10^{-4} 以下 ただし、L棟は 5.4×10^{-4} 、第三ウラン貯蔵庫は 2.9×10^{-2}	別表1のとおり	
合計	2.9×10^{-1}		

表2 直接線及びスカイシャイン線による環境線量 (mSv/年)

施設名	評価値注)	評価条件	
プルトニウム燃料第一開発室	1.1×10^{-2}	別冊1~4、7、8、10、及び12~14のとおり	
ウラン貯蔵庫	2.6×10^{-2}		
プルトニウム燃料第二開発室	1.2×10^{-1}		
プルトニウム燃料第三開発室	9.2×10^{-4}		
プルトニウム廃棄物処理開発施設	8.3×10^{-4}		
第二プルトニウム廃棄物貯蔵施設	3.9×10^{-2}		
B棟	1.0×10^{-4} 以下		
ウラン廃棄物処理施設	ウラン系廃棄物貯蔵施設		6.2×10^{-2}
	第2ウラン系廃棄物貯蔵施設		1.1×10^{-4}
	焼却施設		1.0×10^{-4} 以下
	廃油保管庫	1.0×10^{-4} 以下	
J棟	1.0×10^{-4} 以下		
M棟	1.0×10^{-4} 以下		
東海事業所第2ウラン貯蔵庫	4.8×10^{-4}		
高レベル放射性物質研究施設	4.1×10^{-4}		
A棟、L棟、応用試験棟、洗濯場、安全管理棟、計測機器校正室、放射線保健室、第三ウラン貯蔵庫	各施設とも 1.0×10^{-4} 以下 ただし、L棟は 5.4×10^{-4} 、第三ウラン貯蔵庫は 2.9×10^{-2}	別表1のとおり	
合計	2.9×10^{-1}		

注) : 本表の値は図6に示すM1地点におけるものである。

注) : 本表の値は図6に示すM1地点におけるものである。

・燃料製造機器試験室の管理区域を解除するため

変更前

変更後

変更理由

別表1 直接線及びスカイシャイン線に係る評価条件

別表1 直接線及びスカイシャイン線に係る評価条件

施設名	設定条件	主な遮蔽物質				計算コード	
		天井		壁		直接線	スカイシャイン線
		材質	厚さ	材質	厚さ		
燃料製造機器試験室	線源は、ウラン系固体廃棄物とする。	考慮せず		考慮せず		QAD	
A棟	線源量は、貯蔵施設(A-16)に年間予定使用量を貯蔵するものとする。	コンクリート	約 20cm	コンクリート	約 20cm	QAD	
L棟	線源量は、試験装置の最大保有量の合計(天然ウラン 52.5kgU、1.6%濃縮ウラン 6kgU、5%濃縮ウラン 3kgU)及び貯蔵核燃料物質(天然ウラン 11 400kgU)並びにウラン系廃棄物ドラム缶 150本とする。	ALC板	約 10cm	ALC板	約 10cm	QAD	
						QAD	ANISN-G33
応用試験棟	線源量は、試験装置の最大保有量の合計(天然ウラン 500kgU、劣化ウラン 362.5kg)とする。	ALC板	約 10cm	ALC板	約 10cm	QAD	
洗濯場	搬入する作業衣等は、核燃料物質に汚染されていないことを確認しているので、無視する。	—	—	—	—	—	
安全管理棟	線源量は、RI保管室に年間予定使用量を貯蔵するものとする。	考慮せず		考慮せず		ANISN	
計測機器校正室	線源量は、照射室(B)に年間予定使用量を貯蔵するものとする。	考慮せず		考慮せず		ANISN	
放射線保健室	線源量は、肺モニタ室に年間予定使用量を貯蔵するものとする。	考慮せず		考慮せず		ANISN	
第三ウラン貯蔵庫	線源量は、ウラン貯蔵室に最大存在量である天然ウラン粉末等 25 000kgUを貯蔵するものとする。	コンクリート	約 20cm	コンクリート	約 30cm	QAD	

施設名	設定条件	主な遮蔽物質				計算コード	
		天井		壁		直接線	スカイシャイン線
		材質	厚さ	材質	厚さ		
(削除)							
A棟	線源量は、貯蔵施設(A-16)に年間予定使用量を貯蔵するものとする。	コンクリート	約 20cm	コンクリート	約 20cm	QAD	
L棟	線源量は、試験装置の最大保有量の合計(天然ウラン 52.5kgU、1.6%濃縮ウラン 6kgU、5%濃縮ウラン 3kgU)及び貯蔵核燃料物質(天然ウラン 11 400kgU)並びにウラン系廃棄物ドラム缶 150本とする。	ALC板	約 10cm	ALC板	約 10cm	QAD	
						QAD	ANISN-G33
応用試験棟	線源量は、試験装置の最大保有量の合計(天然ウラン 500kgU、劣化ウラン 362.5kg)とする。	ALC板	約 10cm	ALC板	約 10cm	QAD	
洗濯場	搬入する作業衣等は、核燃料物質に汚染されていないことを確認しているので、無視する。	—	—	—	—	—	
安全管理棟	線源量は、RI保管室に年間予定使用量を貯蔵するものとする。	考慮せず		考慮せず		ANISN	
計測機器校正室	線源量は、照射室(B)に年間予定使用量を貯蔵するものとする。	考慮せず		考慮せず		ANISN	
放射線保健室	線源量は、肺モニタ室に年間予定使用量を貯蔵するものとする。	考慮せず		考慮せず		ANISN	
第三ウラン貯蔵庫	線源量は、ウラン貯蔵室に最大存在量である天然ウラン粉末等 25 000kgUを貯蔵するものとする。	コンクリート	約 20cm	コンクリート	約 30cm	QAD	

・燃料製造機器試験室の管理区域を解除するため

変更前

変更後

変更理由

表3 気体廃棄物の放出に伴う環境線量 (mSv/年)

表3 気体廃棄物の放出に伴う環境線量 (mSv/年)

施設名	評価値注)				評価条件
	吸入摂取	経口摂取	地表沈着	放射性希ガス	
プルトニウム燃料第一開発室	7.1×10 ⁻⁶	1.8×10 ⁻⁶	1.0×10 ⁻⁶ 以下	—	別冊1～4、7、8、10、及び12～14のとおり
ウラン貯蔵庫	1.0×10 ⁻⁶ 以下	1.0×10 ⁻⁶ 以下	1.0×10 ⁻⁶ 以下	—	
プルトニウム燃料第二開発室	4.0×10 ⁻⁶	3.7×10 ⁻⁶	1.0×10 ⁻⁶ 以下	—	
プルトニウム燃料第三開発室	1.0×10 ⁻⁶ 以下	1.0×10 ⁻⁶ 以下	1.0×10 ⁻⁶ 以下	—	
プルトニウム廃棄物処理開発施設	1.9×10 ⁻⁶	1.0×10 ⁻⁶ 以下	1.0×10 ⁻⁶ 以下	—	
第二プルトニウム廃棄物貯蔵施設	1.0×10 ⁻⁶ 以下	1.0×10 ⁻⁶ 以下	1.0×10 ⁻⁶ 以下	—	
B棟	1.0×10 ⁻⁶ 以下	1.0×10 ⁻⁶ 以下	1.0×10 ⁻⁶ 以下	—	
ウラン廃棄物処理施設	ウラン系廃棄物貯蔵施設	—	—	—	
	第2ウラン系廃棄物貯蔵施設	1.0×10 ⁻⁶ 以下	1.0×10 ⁻⁶ 以下	1.0×10 ⁻⁶ 以下	
	焼却施設	1.0×10 ⁻⁶ 以下	1.0×10 ⁻⁶ 以下	1.0×10 ⁻⁶ 以下	
	廃油保管庫	—	—	—	
J棟	1.0×10 ⁻⁶ 以下	1.0×10 ⁻⁶ 以下	1.0×10 ⁻⁶ 以下	—	
M棟	1.0×10 ⁻⁶ 以下	1.2×10 ⁻⁶	1.0×10 ⁻⁶ 以下	—	
東海事業所第2ウラン貯蔵庫	—	—	—	—	
高レベル放射性物質研究施設	4.3×10 ⁻⁴	3.1×10 ⁻⁴	2.7×10 ⁻³	4.6×10 ⁻⁶	
燃料製造機器試験室、A棟、L棟、応用試験棟、洗濯場、安全管理棟、計測機器校正室、放射線保健室、第三ウラン貯蔵庫	各施設とも 1.0×10 ⁻⁶ 以下	各施設とも 1.0×10 ⁻⁶ 以下	各施設とも 1.0×10 ⁻⁶ 以下	—	別表2のとおり
小計	4.5×10 ⁻⁴	3.2×10 ⁻⁴	2.7×10 ⁻³	4.6×10 ⁻⁶	—
合計	3.5×10 ⁻³				—

注) : 本表中の吸入摂取、地表沈着及び放射性希ガスの値は図6に示すM2地点におけるものである。

施設名	評価値注)				評価条件
	吸入摂取	経口摂取	地表沈着	放射性希ガス	
プルトニウム燃料第一開発室	7.1×10 ⁻⁶	1.8×10 ⁻⁶	1.0×10 ⁻⁶ 以下	—	別冊1～4、7、8、10、及び12～14のとおり
ウラン貯蔵庫	1.0×10 ⁻⁶ 以下	1.0×10 ⁻⁶ 以下	1.0×10 ⁻⁶ 以下	—	
プルトニウム燃料第二開発室	4.0×10 ⁻⁶	3.7×10 ⁻⁶	1.0×10 ⁻⁶ 以下	—	
プルトニウム燃料第三開発室	1.0×10 ⁻⁶ 以下	1.0×10 ⁻⁶ 以下	1.0×10 ⁻⁶ 以下	—	
プルトニウム廃棄物処理開発施設	1.9×10 ⁻⁶	1.0×10 ⁻⁶ 以下	1.0×10 ⁻⁶ 以下	—	
第二プルトニウム廃棄物貯蔵施設	1.0×10 ⁻⁶ 以下	1.0×10 ⁻⁶ 以下	1.0×10 ⁻⁶ 以下	—	
B棟	1.0×10 ⁻⁶ 以下	1.0×10 ⁻⁶ 以下	1.0×10 ⁻⁶ 以下	—	
ウラン廃棄物処理施設	ウラン系廃棄物貯蔵施設	—	—	—	
	第2ウラン系廃棄物貯蔵施設	1.0×10 ⁻⁶ 以下	1.0×10 ⁻⁶ 以下	1.0×10 ⁻⁶ 以下	
	焼却施設	1.0×10 ⁻⁶ 以下	1.0×10 ⁻⁶ 以下	1.0×10 ⁻⁶ 以下	
	廃油保管庫	—	—	—	
J棟	1.0×10 ⁻⁶ 以下	1.0×10 ⁻⁶ 以下	1.0×10 ⁻⁶ 以下	—	
M棟	1.0×10 ⁻⁶ 以下	1.2×10 ⁻⁶	1.0×10 ⁻⁶ 以下	—	
東海事業所第2ウラン貯蔵庫	—	—	—	—	
高レベル放射性物質研究施設	4.3×10 ⁻⁴	3.1×10 ⁻⁴	2.7×10 ⁻³	4.6×10 ⁻⁶	
A棟、L棟、応用試験棟、洗濯場、安全管理棟、計測機器校正室、放射線保健室、第三ウラン貯蔵庫	各施設とも 1.0×10 ⁻⁶ 以下	各施設とも 1.0×10 ⁻⁶ 以下	各施設とも 1.0×10 ⁻⁶ 以下	—	別表2のとおり
小計	4.5×10 ⁻⁴	3.2×10 ⁻⁴	2.7×10 ⁻³	4.6×10 ⁻⁶	—
合計	3.5×10 ⁻³				—

注) : 本表中の吸入摂取、地表沈着及び放射性希ガスの値は図6に示すM2地点におけるものである。

・燃料製造機器試験室の管理区域を解除するため

変更前					変更後					変更理由
別表2 気体廃棄物の放出に係る評価条件					別表2 気体廃棄物の放出に係る評価条件					・燃料製造機器試験室の管理区域を解除するため
施設名	設定条件	排気系への移行率	捕集効率	建家の投影面積 (㎡)	施設名	設定条件	排気系への移行率	捕集効率	建家の投影面積 (㎡)	
燃料製造機器試験室	核燃料物質の使用はなく、密封された固体廃棄物の保管のための施設であるため無視する。	----	-----	----	(削除)					
A 棟	年間予定使用量を取り扱うものと仮定する。	10 ⁻⁴	高性能エアフィルタ : 99.97 %	約 60	A 棟	年間予定使用量を取り扱うものと仮定する。	10 ⁻⁴	高性能エアフィルタ : 99.97 %	約 60	
L 棟	試験装置での使用量を供給量の最大値 8.0×10 ⁻⁴ gU/min (5wt% 濃縮ウラン) と仮定する。	1	コールドトラップ 1段: 99.9 % ケミカルトラップ : 90 % 高性能エアフィルタ : 99.9 %	約 500	L 棟	試験装置での使用量を供給量の最大値 8.0×10 ⁻⁴ gU/min (5wt% 濃縮ウラン) と仮定する。	1	コールドトラップ 1段: 99.9 % ケミカルトラップ : 90 % 高性能エアフィルタ : 99.9 %	約 500	
応用試験棟	年間予定使用量を取り扱うものと仮定する。	10 ⁻⁶	高性能エアフィルタ : 99.97 %	約 200	応用試験棟	年間予定使用量を取り扱うものと仮定する。	10 ⁻⁶	高性能エアフィルタ : 99.97 %	約 200	
洗濯場	搬入する作業衣等は核燃料物質に汚染されていないことを確認しているので無視する。	-----	-----	-----	洗濯場	搬入する作業衣等は核燃料物質に汚染されていないことを確認しているので無視する。	-----	-----	-----	
安全管理棟	年間予定使用量を取り扱うものと仮定する。	1	高性能エアフィルタ 1段目: 99.97 % 2段目: 99 %	約 220	安全管理棟	年間予定使用量を取り扱うものと仮定する。	1	高性能エアフィルタ 1段目: 99.97 % 2段目: 99 %	約 220	
計測機器校正室	放射線測定器等の校正のために、密封線源の核燃料物質を使用する施設であり、大気に放出される放射性物質はないので無視する。	-----	-----	-----	計測機器校正室	放射線測定器等の校正のために、密封線源の核燃料物質を使用する施設であり、大気に放出される放射性物質はないので無視する。	-----	-----	-----	
放射線保健室	内部被ばく測定器の校正のために、密封線源の核燃料物質を使用する施設であり、大気に放出される放射性物質はないので無視する。	-----	-----	-----	放射線保健室	内部被ばく測定器の校正のために、密封線源の核燃料物質を使用する施設であり、大気に放出される放射性物質はないので無視する。	-----	-----	-----	
第三ウラン貯蔵庫	密封状態の核燃料物質を使用する施設であり、大気に放出される放射性物質はないので無視する。	-----	-----	-----	第三ウラン貯蔵庫	密封状態の核燃料物質を使用する施設であり、大気に放出される放射性物質はないので無視する。	-----	-----	-----	

新旧対照表

共通編 添付書類 1

変更箇所を _____ で示す。

変 更 前	変 更 後	変更理由
表 4 液体廃棄物の放出に伴う環境線量 (mS v / 年) (省略)	表 4 液体廃棄物の放出に伴う環境線量 (mS v / 年) (変更なし)	
図 1 直接線計算モデル QAD (省略)	図 1 直接線計算モデル QAD (変更なし)	
図 2 スカイシャイン線計算モデル ANISN-G33 (省略)	図 2 スカイシャイン線計算モデル ANISN-G33 (変更なし)	
図 3 直接線又は、直接線・スカイシャイン線一括計算モデル ANISN (省略)	図 3 直接線又は、直接線・スカイシャイン線一括計算モデル ANISN (変更なし)	
図 4 スカイシャイン線計算モデル ANISN-DOT (省略)	図 4 スカイシャイン線計算モデル ANISN-DOT (変更なし)	
図 5 直接線・スカイシャイン線一括計算モデル QAD (省略)	図 5 直接線・スカイシャイン線一括計算モデル QAD (変更なし)	

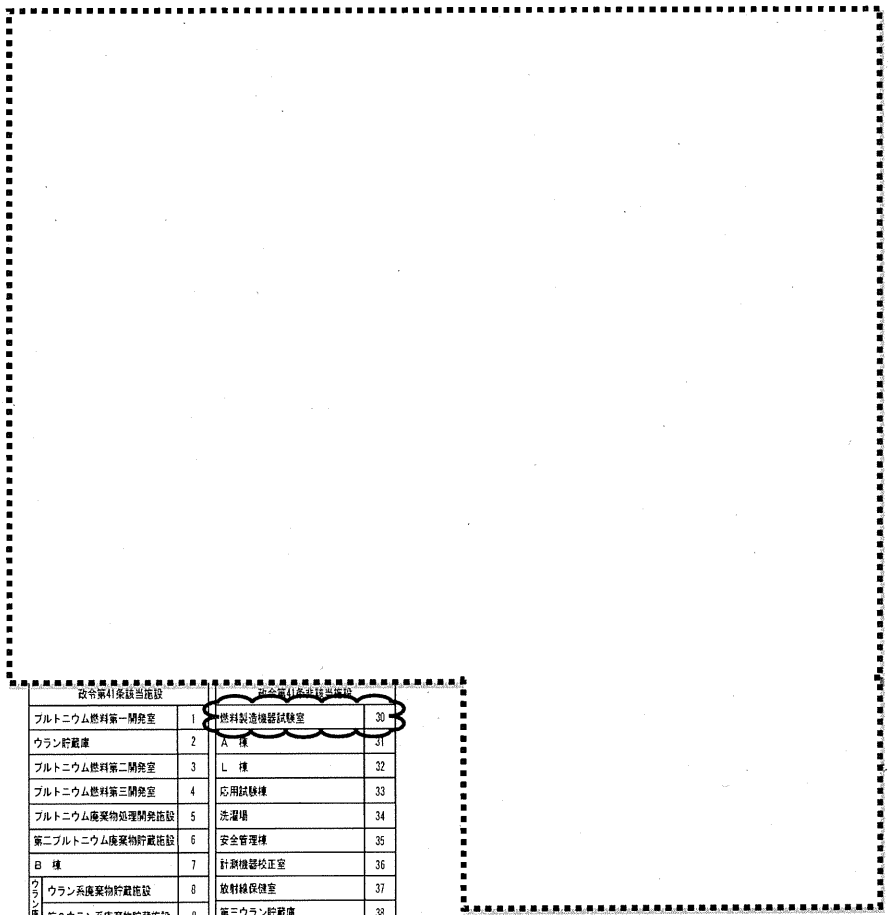
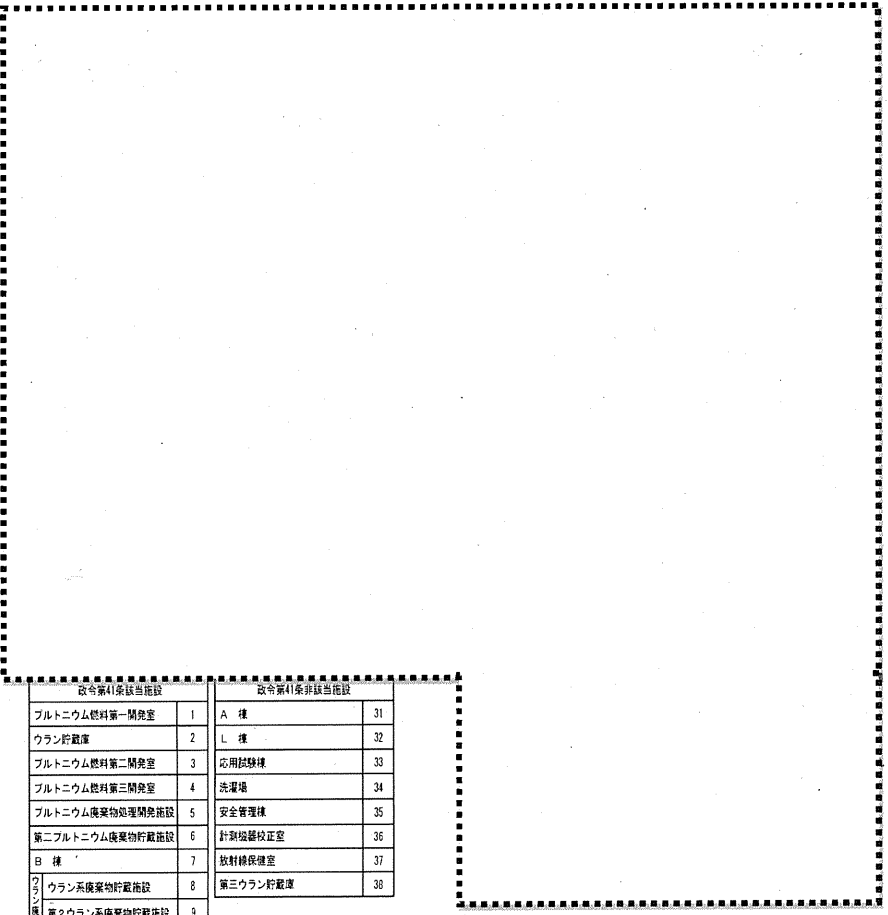
変更前			変更後			変更理由								
						・燃料製造機器試験室の管理区域を解除するため								
							改令第41条該当施設	改令第41条非該当施設	改令第41条該当施設	改令第41条非該当施設				
							プルトニウム燃料第一開発室	1	燃料製造機器試験室	30	プルトニウム燃料第一開発室	1	A 種	31
							ウラン貯蔵庫	2	A 種	31	ウラン貯蔵庫	2	L 種	32
							プルトニウム燃料第二開発室	3	L 種	32	プルトニウム燃料第二開発室	3	応用試験棟	33
							プルトニウム燃料第三開発室	4	応用試験棟	33	プルトニウム燃料第三開発室	4	洗濯場	34
							プルトニウム廃棄物処理開発施設	5	洗濯場	34	プルトニウム廃棄物処理開発施設	5	安全管理棟	35
							第二プルトニウム廃棄物貯蔵施設	6	安全管理棟	35	第二プルトニウム廃棄物貯蔵施設	6	計測校正室	36
							B 種	7	計測機器校正室	36	B 種	7	放射線保健室	37
							ウラン系廃棄物貯蔵施設	8	放射線保健室	37	ウラン系廃棄物貯蔵施設	8	第三ウラン貯蔵庫	38
							第二ウラン系廃棄物貯蔵施設	9	第三ウラン貯蔵庫	38	第二ウラン系廃棄物貯蔵施設	9		
							廃却施設	10			廃却施設	10		
							廃液保管庫	11			廃液保管庫	11		
							J 種	13			J 種	13		
M 種	14			M 種	14									
東海事業所第2ウラン貯蔵庫	15			東海事業所第2ウラン貯蔵庫	15									
高レベル放射性物質研究施設	16			高レベル放射性物質研究施設	16									
----- 周辺監視区域境界 - - - - - 研究所敷地境界			----- 周辺監視区域境界 - - - - - 研究所敷地境界											

図6 環境線量最大地点

図6 環境線量最大地点

変 更 前	変 更 後	変更理由																																																																																				
<p>参考文献 (省略)</p> <p>(2) 施設編 核燃料サイクル工学研究所内の各施設における使用施設の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に関する説明書（事故に関するものを除く。）を下記の別冊に示す。</p> <table border="1" data-bbox="248 523 857 1315"> <thead> <tr> <th>施 設 名</th> <th>別冊番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>プルトニウム燃料第一開発室</td><td>別冊 1</td></tr> <tr><td>プルトニウム燃料第二開発室</td><td>別冊 2</td></tr> <tr><td>プルトニウム燃料第三開発室</td><td>別冊 3</td></tr> <tr><td>プルトニウム廃棄物処理開発施設</td><td>別冊 4</td></tr> <tr><td><u>燃料製造機器試験室</u></td><td>別冊 5</td></tr> <tr><td>A棟</td><td>別冊 6</td></tr> <tr><td>B棟</td><td>別冊 7</td></tr> <tr><td>ウラン廃棄物処理施設</td><td>別冊 8</td></tr> <tr><td>削除</td><td>—</td></tr> <tr><td>J棟</td><td>別冊 10</td></tr> <tr><td>L棟</td><td>別冊 11</td></tr> <tr><td>M棟</td><td>別冊 12</td></tr> <tr><td>東海事業所第2ウラン貯蔵庫</td><td>別冊 13</td></tr> <tr><td>高レベル放射性物質研究施設</td><td>別冊 14</td></tr> <tr><td>応用試験棟</td><td>別冊 15</td></tr> <tr><td>洗濯場</td><td>別冊 16</td></tr> <tr><td>安全管理棟</td><td>別冊 17</td></tr> <tr><td>計測機器校正室</td><td>別冊 18</td></tr> <tr><td>放射線保健室</td><td>別冊 19</td></tr> <tr><td>第三ウラン貯蔵庫</td><td>別冊 20</td></tr> </tbody> </table>	施 設 名	別冊番号	プルトニウム燃料第一開発室	別冊 1	プルトニウム燃料第二開発室	別冊 2	プルトニウム燃料第三開発室	別冊 3	プルトニウム廃棄物処理開発施設	別冊 4	<u>燃料製造機器試験室</u>	別冊 5	A棟	別冊 6	B棟	別冊 7	ウラン廃棄物処理施設	別冊 8	削除	—	J棟	別冊 10	L棟	別冊 11	M棟	別冊 12	東海事業所第2ウラン貯蔵庫	別冊 13	高レベル放射性物質研究施設	別冊 14	応用試験棟	別冊 15	洗濯場	別冊 16	安全管理棟	別冊 17	計測機器校正室	別冊 18	放射線保健室	別冊 19	第三ウラン貯蔵庫	別冊 20	<p>参考文献 (変更なし)</p> <p>(2) 施設編 核燃料サイクル工学研究所内の各施設における使用施設の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に関する説明書（事故に関するものを除く。）を下記の別冊に示す。</p> <table border="1" data-bbox="1227 523 1836 1315"> <thead> <tr> <th>施 設 名</th> <th>別冊番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>プルトニウム燃料第一開発室</td><td>別冊 1</td></tr> <tr><td>プルトニウム燃料第二開発室</td><td>別冊 2</td></tr> <tr><td>プルトニウム燃料第三開発室</td><td>別冊 3</td></tr> <tr><td>プルトニウム廃棄物処理開発施設</td><td>別冊 4</td></tr> <tr><td>削除</td><td>—</td></tr> <tr><td>A棟</td><td>別冊 6</td></tr> <tr><td>B棟</td><td>別冊 7</td></tr> <tr><td>ウラン廃棄物処理施設</td><td>別冊 8</td></tr> <tr><td>削除</td><td>—</td></tr> <tr><td>J棟</td><td>別冊 10</td></tr> <tr><td>L棟</td><td>別冊 11</td></tr> <tr><td>M棟</td><td>別冊 12</td></tr> <tr><td>東海事業所第2ウラン貯蔵庫</td><td>別冊 13</td></tr> <tr><td>高レベル放射性物質研究施設</td><td>別冊 14</td></tr> <tr><td>応用試験棟</td><td>別冊 15</td></tr> <tr><td>洗濯場</td><td>別冊 16</td></tr> <tr><td>安全管理棟</td><td>別冊 17</td></tr> <tr><td>計測機器校正室</td><td>別冊 18</td></tr> <tr><td>放射線保健室</td><td>別冊 19</td></tr> <tr><td>第三ウラン貯蔵庫</td><td>別冊 20</td></tr> </tbody> </table>	施 設 名	別冊番号	プルトニウム燃料第一開発室	別冊 1	プルトニウム燃料第二開発室	別冊 2	プルトニウム燃料第三開発室	別冊 3	プルトニウム廃棄物処理開発施設	別冊 4	削除	—	A棟	別冊 6	B棟	別冊 7	ウラン廃棄物処理施設	別冊 8	削除	—	J棟	別冊 10	L棟	別冊 11	M棟	別冊 12	東海事業所第2ウラン貯蔵庫	別冊 13	高レベル放射性物質研究施設	別冊 14	応用試験棟	別冊 15	洗濯場	別冊 16	安全管理棟	別冊 17	計測機器校正室	別冊 18	放射線保健室	別冊 19	第三ウラン貯蔵庫	別冊 20	<p>・燃料製造機器試験室の管理区域を解除するため</p>
施 設 名	別冊番号																																																																																					
プルトニウム燃料第一開発室	別冊 1																																																																																					
プルトニウム燃料第二開発室	別冊 2																																																																																					
プルトニウム燃料第三開発室	別冊 3																																																																																					
プルトニウム廃棄物処理開発施設	別冊 4																																																																																					
<u>燃料製造機器試験室</u>	別冊 5																																																																																					
A棟	別冊 6																																																																																					
B棟	別冊 7																																																																																					
ウラン廃棄物処理施設	別冊 8																																																																																					
削除	—																																																																																					
J棟	別冊 10																																																																																					
L棟	別冊 11																																																																																					
M棟	別冊 12																																																																																					
東海事業所第2ウラン貯蔵庫	別冊 13																																																																																					
高レベル放射性物質研究施設	別冊 14																																																																																					
応用試験棟	別冊 15																																																																																					
洗濯場	別冊 16																																																																																					
安全管理棟	別冊 17																																																																																					
計測機器校正室	別冊 18																																																																																					
放射線保健室	別冊 19																																																																																					
第三ウラン貯蔵庫	別冊 20																																																																																					
施 設 名	別冊番号																																																																																					
プルトニウム燃料第一開発室	別冊 1																																																																																					
プルトニウム燃料第二開発室	別冊 2																																																																																					
プルトニウム燃料第三開発室	別冊 3																																																																																					
プルトニウム廃棄物処理開発施設	別冊 4																																																																																					
削除	—																																																																																					
A棟	別冊 6																																																																																					
B棟	別冊 7																																																																																					
ウラン廃棄物処理施設	別冊 8																																																																																					
削除	—																																																																																					
J棟	別冊 10																																																																																					
L棟	別冊 11																																																																																					
M棟	別冊 12																																																																																					
東海事業所第2ウラン貯蔵庫	別冊 13																																																																																					
高レベル放射性物質研究施設	別冊 14																																																																																					
応用試験棟	別冊 15																																																																																					
洗濯場	別冊 16																																																																																					
安全管理棟	別冊 17																																																																																					
計測機器校正室	別冊 18																																																																																					
放射線保健室	別冊 19																																																																																					
第三ウラン貯蔵庫	別冊 20																																																																																					

変 更 前	変 更 後	変更理由
<p style="text-align: right;">添付書類 2</p> <p>想定される事故の種類及び程度並びにこれらの原因又は事故に応ずる災害防止の措置に関する説明書</p>	<p style="text-align: right;">添付書類 2</p> <p>想定される事故の種類及び程度並びにこれらの原因又は事故に応ずる災害防止の措置に関する説明書</p>	

変更前

核燃料サイクル工学研究所内の各施設における想定される事故の種類及び程度並びにこれらの原因又は事故に応ずる災害防止の措置に関する説明書を下記の別冊に示す。

施設名	別冊番号
プルトニウム燃料第一開発室	別冊 1
プルトニウム燃料第二開発室	別冊 2
プルトニウム燃料第三開発室	別冊 3
プルトニウム廃棄物処理開発施設	別冊 4
燃料製造機器試験室	—
A棟	—
B棟	別冊 7
ウラン廃棄物処理施設	別冊 8
削除	—
J棟	別冊 10
L棟	—
M棟	別冊 12
東海事業所第2ウラン貯蔵庫	別冊 13
高レベル放射性物質研究施設	別冊 14
応用試験棟	—
洗濯場	—
安全管理棟	—
計測機器校正室	—
放射線保健室	—
第三ウラン貯蔵庫	—

変更後

核燃料サイクル工学研究所内の各施設における想定される事故の種類及び程度並びにこれらの原因又は事故に応ずる災害防止の措置に関する説明書を下記の別冊に示す。

施設名	別冊番号
プルトニウム燃料第一開発室	別冊 1
プルトニウム燃料第二開発室	別冊 2
プルトニウム燃料第三開発室	別冊 3
プルトニウム廃棄物処理開発施設	別冊 4
削除	—
A棟	—
B棟	別冊 7
ウラン廃棄物処理施設	別冊 8
削除	—
J棟	別冊 10
L棟	—
M棟	別冊 12
東海事業所第2ウラン貯蔵庫	別冊 13
高レベル放射性物質研究施設	別冊 14
応用試験棟	—
洗濯場	—
安全管理棟	—
計測機器校正室	—
放射線保健室	—
第三ウラン貯蔵庫	—

変更理由

・燃料製造機器試験室の管理区域を解除するため

変更に係る核燃料物質の使用に必要な
技術的能力に関する説明書

1. 設計及び工事、運転及び保守の経験

核燃料サイクル工学研究所は、昭和 42 年 10 月に核燃料物質の使用に係る許可を取得して以来、核燃料物質の使用を継続しており、核燃料物質使用施設等（以下「使用施設等」という。）の設計及び工事並びに使用施設等の運転及び保守に関する経験を有している。これら使用施設等の施設管理者等は、使用施設等及び類似施設の設計及び工事並びに運転及び保守に従事してきている。

2. 技術者の確保

令和 2 年 4 月現在における核燃料サイクル工学研究所の技術者の数、内訳及び従事年数は以下のとおり。

① 技術者の数

技術者数は 333 人であり、その専攻別内訳を以下に示す。

専 攻	物理	化学	原子力	電気	機械	金属	その他	合計
技術者数（人）	14	73	43	77	83	8	35	333

② 従事年数

技術者の従事年数を以下に示す。

業務従事年数	5 年未満	5 年以上 10 年未満	10 年以上	合計
技術者数（人）	54	46	233	333

③ 有資格者

令和 2 年 4 月現在における核燃料サイクル工学研究所の技術者のうち国家試験有資格者数を以下に示す。

	国家試験有資格者数		
	核燃料取扱主任者	放射線取扱主任者 (第 1 種)	技術士（原子力・放射線部門）
有資格者数（人）	29	82	2

④ 保安教育・訓練

使用施設等の保安に係る技術者等に対して、関係法令、使用施設等の保安及び放射線管理に係る教育・訓練を計画的に実施し、技術的能力の維持及び資質の向上に努めている。

変更後における使用施設等の保安のための業務に係る
品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

1. 保安活動における品質管理に必要な体制

核燃料サイクル工学研究所の使用施設、貯蔵施設又は廃棄施設（以下「使用施設等」という。）における保安管理組織を図－1に示す。

核燃料サイクル工学研究所の使用施設等（政令第41条該当施設）における保安活動について、核燃料サイクル工学研究所核燃料物質使用施設保安規定（以下「保安規定」という。）に基づく各職位は、使用施設等の安全の確保・維持・向上を図るための保安活動に係る品質マネジメントシステムを構築し、実施し、評価・確認し、継続的に改善を実施する。

さらに、保安規定の適用を受けない使用施設等（政令第41条非該当施設）における保安管理組織を図－2に示す。当該施設にあっては、原子力の安全を確保することの重要性を認識し、保安のための個別業務に関して、必要な品質管理を実施し、継続的な改善を実施する。

なお、施設と部門の関連について、表－1～表－3に示す。

2. 設計及び運転等に係る品質マネジメント活動

(1) 品質マネジメント活動の確立と実施

核燃料サイクル工学研究所では、使用施設等の安全性及び信頼性の確保を最優先事項と位置付け、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」に適合するように策定した保安規定に定める品質マネジメント計画並びに「核燃料サイクル工学研究所核燃料物質使用施設品質マネジメント計画書」（以下「品質マネジメント計画書」という。）に基づき、使用施設等の安全に係る品質マネジメントシステム（安全文化を育成及び維持するための活動を含む。）を確立し、文書化し、実施し、維持するとともに、その有効性について継続的に改善する。

(2) 品質マネジメント体制及び役割分担

核燃料サイクル工学研究所では、保安規定に基づく保安管理組織に従い、理事長をトップマネジメントとした品質マネジメント体制の下、以下のように品質マネジメント活動を実施する。

理事長は、使用施設等の設計及び運転等に係る品質マネジメント活動のトップマネジメントとして、品質マネジメント計画書に基づき責任及び権限を明確にして体系的な活動を実施する。また、使用施設等の設計及び運転等に係る品質マネジメント活動を総理し、内部監査を実施するとともに、品質マネジメントシステムの有効性と改善の必要性を評価するマネジメントレビューを

実施して品質マネジメント活動を継続的に改善する。

管理責任者は、使用施設等の設計及び運転等に係る品質マネジメント活動の品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及び維持を確実にする。また、その実施状況及び改善の必要性について理事長へ報告するとともに、業務に従事する要員に対して安全文化を育成及び維持すること、関係法令を遵守すること及び原子力の安全を確保することの認識を高めることを確実にする。

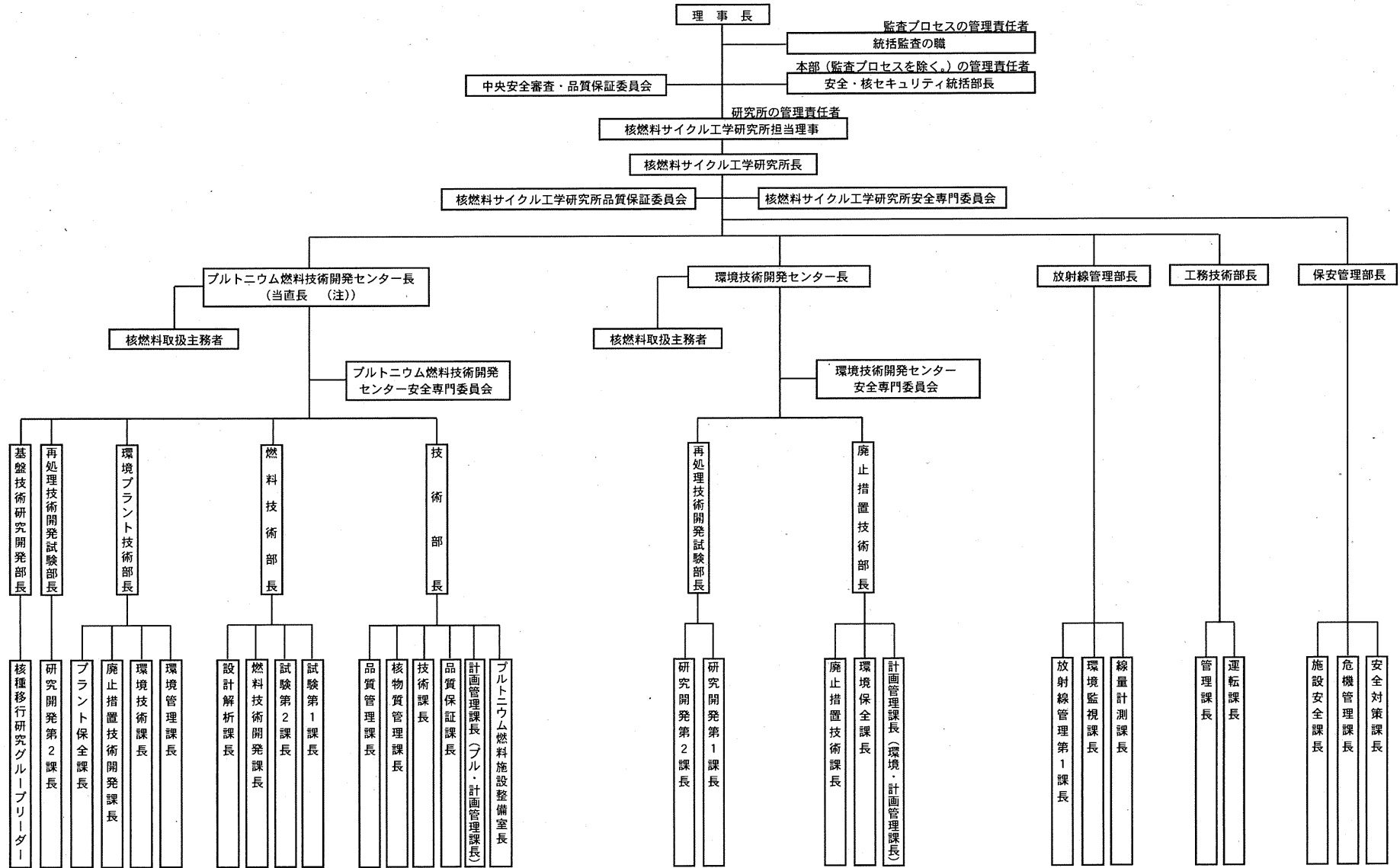
中央安全審査・品質保証委員会は、設計及び運転等の根拠となる核燃料物質の使用許可及びその変更許可に関する重要事項等を審議する。

所長は、核燃料サイクル工学研究所における使用施設等の設計及び運転等に係る品質マネジメント活動を統括する。

核燃料サイクル工学研究所安全専門委員会は、使用施設等の設計及び運転等に係る安全性等に関する事項を審議する。

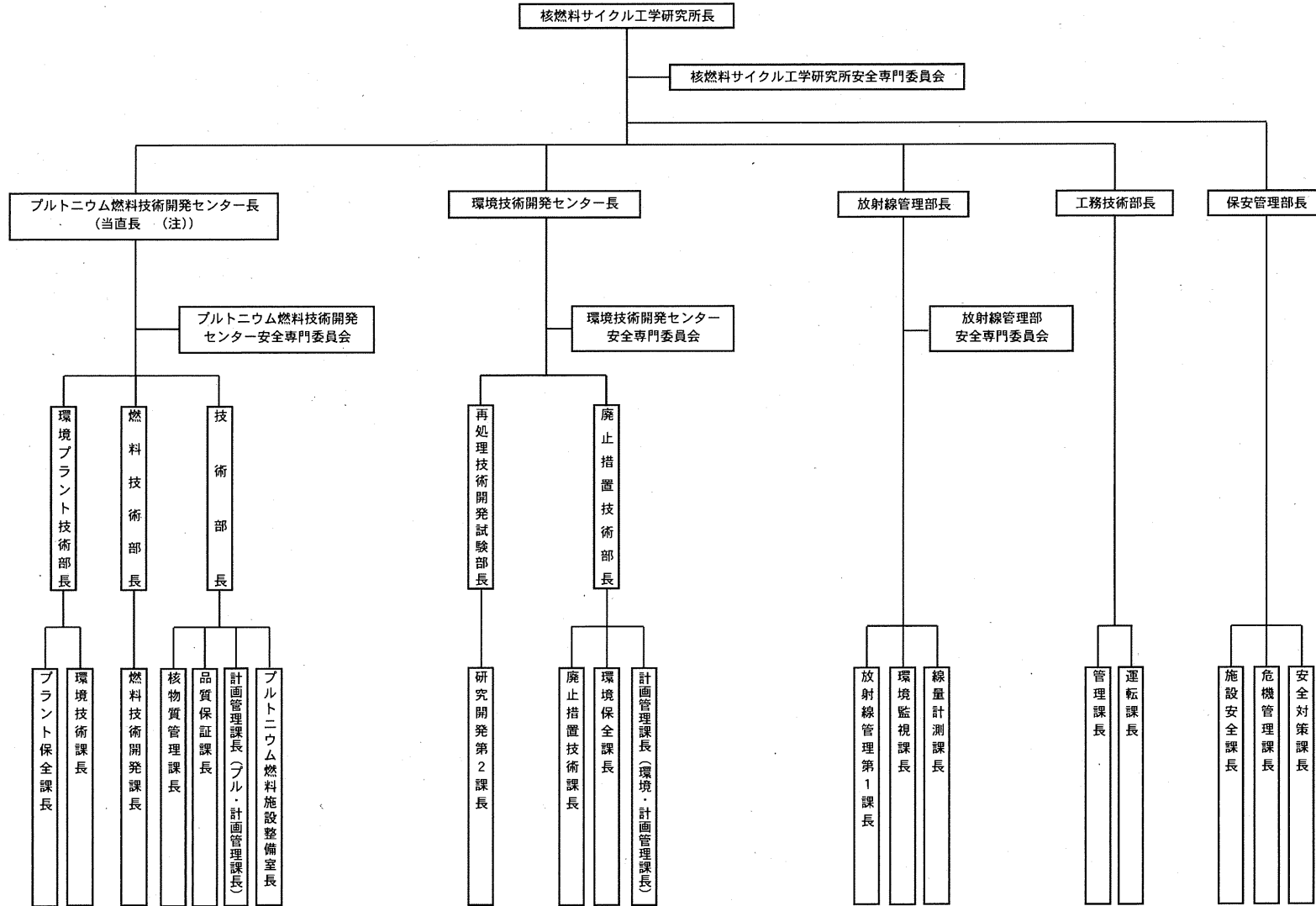
保安に係る各組織は、それぞれ所掌する業務に関してプロセスの確立、実施及び有効性の継続的改善を行う。また、業務に従事する要員の使用施設等に対する要求事項についての認識を深めさせるとともに、成果を含む実施状況について評価する。さらに原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、健全な安全文化を育成し、維持する取組みを促進するとともに、関係法定を遵守する。

原子炉等規制法に基づき事業者が行う使用前検査は、検査の中立性及び信頼性が損なわれないよう検査する要員の独立性を確保するため、検査プロセスを管理する責任者の下に検査体制を整備し、適切な段階で実施する。



(注)休日及び夜間の直業務に係る保安を統括する。

図-1 保安全管理組織図(政令第41条該当施設)



(注)
休日及び夜間の直業務に係る保安を統括する。

図-2 保安管理組織図 (政令第41条非該当施設)

表-1 環境技術開発センターの各施設における関連部門

			B 棟	ウラン廃棄物処理施設	J 棟	M 棟	東海事業所第2ウラン貯蔵庫	高レベル放射性物質研究施設	A 棟	L 棟	応用試験棟	洗濯場
環境技術開発センター	廃止措置技術部	環境・計画管理課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		環境保全課	-	○	-	○	-	-	-	-	-	○
		廃止措置技術課	-	-	○	-	○	-	-	-	○	-
	再処理技術開発試験部	研究開発第1課	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-
		研究開発第2課	○	-	-	-	-	-	○	-	○	-
放射線管理部	線量計測課		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	環境監視課		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	放射線管理第1課		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
工務技術部	運転課		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	管理課		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
保安管理部	安全対策課		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	危機管理課		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	施設安全課		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

表-2 プルトニウム燃料技術開発センターの各施設における関連部門

			プルトニウム燃料第一開発室	プルトニウム燃料第二開発室	プルトニウム燃料第三開発室	プルトニウム廃棄物処理開発施設	燃料製造機器試験室	第三ウラン貯蔵庫
プルトニウム燃料技術開発センター	技術部	プルトニウム燃料施設整備室	○	○	○	○	○	○
		プル・計画管理課	○	○	○	○	○	○
		品質保証課	○	○	○	○	○	○
		技術課	○	○	○	○	-	-
		核物質管理課	○	○	○	○	○	○
		品質管理課	○	○	○	-	-	-
	燃料技術部	試験第1課	-	-	○	-	-	-
		試験第2課	-	-	○	-	-	-
		燃料技術開発課	○	○	-	-	○	-
		設計解析課	○	○	○	○	-	-
	環境プラント技術部	環境管理課	○	○	○	○	-	-
		環境技術課	○	○	○	○	○	-
		廃止措置技術開発課	-	○	○	-	-	-
		プラント保全課	○	○	○	○	○	○
	再処理技術開発試験部	研究開発第2課	○	-	-	-	-	-
	基盤技術研究開発部	核種移行研究グループ	○	-	-	-	-	-
放射線管理部	線量計測課	○	○	○	○	○	○	
	環境監視課	○	○	○	○	○	○	
	放射線管理第1課	○	○	○	○	○	○	
工務技術部	運転課	○	○	○	○	○	○	
	管理課	○	○	○	○	○	○	
保安管理部	安全対策課	○	○	○	○	○	○	
	危機管理課	○	○	○	○	○	○	
	施設安全課	○	○	○	○	○	○	

表－3 放射線管理部の各施設における関連部門

		安全管理棟	計測機器校正室	放射線保健室
放射線管理部	線量計測課	○	○	○
	環境監視課	○	—	—
	放射線管理第1課	○	○	○
工務技術部	運 転 課	○	○	○
	管 理 課	○	○	○
保安管理部	安全対策課	○	○	○
	危機管理課	○	○	○
	施設安全課	○	○	○

核燃料物質使用変更許可申請書

新旧対照表

本文・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・本1～6

本文図面・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・本図－1

添付書類1・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・添1－1～15

(使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に
関する説明書(事故に関するものを除く。))

添付書類2・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・添2－1

(想定される事故の種類及び程度並びにこれらの原因又は事故に
応ずる災害防止の措置に関する説明書)

プルトニウム燃料第一開発室

変更前				変更後				変更理由
1. 名称及び住所並びに代表者の氏名 (省略)				1. 名称及び住所並びに代表者の氏名 (変更なし)				
2. 使用の目的及び方法 (抜粋)				2. 使用の目的及び方法 (抜粋)				
目的番号	使用の方法	部屋番号	グローブボックス等番号	目的番号	使用の方法	部屋番号	グローブボックス等番号	・ゲル化法による粒子の製造を終了するため ・記載の適正化(項番号の見直し)
(1)	核燃料製造技術の開発を行うためウラン又はウラン化合物(天然ウラン、劣化ウラン又は濃縮ウラン)、プルトニウム又はプルトニウム化合物を次の工程において使用する。 ① 粉末の酸溶解 ② <u>ゲル化法による粒子の製造</u> ③ 直接脱硝法による粉末、粒子の製造 ④ PuO ₂ -UO ₂ ペレットの製造 ⑤ 被覆管への充填 ⑥ 燃料ピンの製作 ⑦ 燃料集合体の組立 ⑧ 中性子検出箱としてのPu-Al合金、U-Al合金、ウランメタル、Thメタルの被覆管への充填 ⑨ 以上の工程より生ずる廃棄物からのプルトニウム又はウランの回収及び廃液処理	図2-1に示す。	図2-1に示す。	(1)	核燃料製造技術の開発を行うためウラン又はウラン化合物(天然ウラン、劣化ウラン又は濃縮ウラン)、プルトニウム又はプルトニウム化合物を次の工程において使用する。 ① 粉末の酸溶解 (削除) ② 直接脱硝法による粉末、粒子の製造 ③ PuO ₂ -UO ₂ ペレットの製造 ④ 被覆管への充填 ⑤ 燃料ピンの製作 ⑥ 燃料集合体の組立 ⑦ 中性子検出箱としてのPu-Al合金、U-Al合金、ウランメタル、Thメタルの被覆管への充填 ⑧ 以上の工程より生ずる廃棄物からのプルトニウム又はウランの回収及び廃液処理	図2-1に示す。	図2-1に示す。	

変 更 前				変 更 後				変更理由
目的番号	使用の方法	部屋番号	グローブボックス等番号	目的番号	使用の方法	部屋番号	グローブボックス等番号	
(2)	② 物性測定試験			(2)	② 物性測定試験			・比表面積測定を終了するため ・記載の適正化(項番号の見直し)
	(イ) 金相試験	R-134	27、32		(イ) 金相試験	R-134	27、32	
	金属顕微鏡及び投影機を用いて核燃料の焼結組織及びプルトニウム分布等の観察を行う。				金属顕微鏡及び投影機を用いて核燃料の焼結組織及びプルトニウム分布等の観察を行う。			
	(ロ) X線回折	R-232	2、66		(ロ) X線回折	R-232	2、66	
	X線回折による核燃料の格子定数及び混合酸化物中のウランとプルトニウムの固溶度の測定を行う。				X線回折による核燃料の格子定数及び混合酸化物中のウランとプルトニウムの固溶度の測定を行う。			
	(ハ) 電子顕微鏡測定	R-134	40		(ハ) 電子顕微鏡測定	R-134	40	
	核燃料のミクロ領域における形状、組織及びプルトニウム分布等の観察を行う。				核燃料のミクロ領域における形状、組織及びプルトニウム分布等の観察を行う。			
	(ニ) X線微小分析	R-136	38		(ニ) X線微小分析	R-136	38	
	X線マイクロアナライザを用いて核燃料の形状、組織の観察及び不純物の定性、定量、分布測定を行う。				X線マイクロアナライザを用いて核燃料の形状、組織の観察及び不純物の定性、定量、分布測定を行う。			
	<u>(ホ) 比表面積測定</u>	R-130	98C		(削除)	(削除)	(削除)	
	<u>気体吸着法により核燃料の粉末の比表面積を測定する。</u>							
	<u>(ヘ) 気孔率測定</u>	R-134	32		<u>(ホ) 気孔率測定</u>	R-134	32	
	核燃料の圧粉体及び焼結体中の気孔率を測定する。				核燃料の圧粉体及び焼結体中の気孔率を測定する。			
	<u>(ト) 弾性率測定</u>	R-136	38		<u>(ヘ) 弾性率測定</u>	R-136	38	
核燃料の弾性率を測定する。			核燃料の弾性率を測定する。					
<u>(チ) 粉体層せん断力測定</u>	R-134	41	<u>(ト) 粉体層せん断力測定</u>	R-134	41			
核燃料の粉体層のせん断力を測定する。			核燃料の粉体層のせん断力を測定する。					
<u>(リ) 粉末粒子圧壊力・付着力測定</u>	R-134	41	<u>(チ) 粉末粒子圧壊力・付着力測定</u>	R-134	41			
核燃料の粉末粒子の強度及び粉末粒子間に働く付着力を測定する。			核燃料の粉末粒子の強度及び粉末粒子間に働く付着力を測定する。					
<u>(ル) 粉末粒度分布測定</u>	R-134	41	<u>(リ) 粉末粒度分布測定</u>	R-134	41			
核燃料の粉末粒度分布を測定する。			核燃料の粉末粒度分布を測定する。					
<u>(ロ) 熱量測定</u>	R-232	66	<u>(ル) 熱量測定</u>	R-232	66			
核燃料の熱量を測定する。			核燃料の熱量を測定する。					

変更前				変更後				変更理由	
目的番号	使用の方法	部屋番号	グローブボックス等番号	目的番号	使用の方法	部屋番号	グローブボックス等番号		
(2)	③ 分析			(2)	③ 分析			・ガスクロマトグラフ法によるガス分析を終了するため	
	(A) 化学分析				(A) 化学分析				
	核燃料中のプルトニウム、ウラン及び不純物を定量するため、容量分析、重量分析、吸光度分析、電解分析、ポーラログラフ法分析、電量法、質量分析、不純物分析などを主とする化学分析を行う。	R-130	H-1、H-4		核燃料中のプルトニウム、ウラン及び不純物を定量するため、容量分析、重量分析、吸光度分析、電解分析、ポーラログラフ法分析、電量法、質量分析、不純物分析などを主とする化学分析を行う。	R-130	H-1、H-4		
		R-131	17、19、20			R-131	17、19、20		
		R-135	24A、24C			R-135	24A、24C		
	量法、質量分析、不純物分析などを主とする化学分析を行う。		25A～F、26		量法、質量分析、不純物分析などを主とする化学分析を行う。		25A～F、26		
(B) 放射化学分析			(C) 放射化学分析						
核燃料中に含有されるプルトニウム、アメリカウム及びウランなどを分離後あるいは直接放射能を測定して定量する。また低度に照射した核燃料試料中の微量の核分裂生成物の分離、定量を行う。	R-130	H-1、H-7	核燃料中に含有されるプルトニウム、アメリカウム及びウランなどを分離後あるいは直接放射能を測定して定量する。また低度に照射した核燃料試料中の微量の核分裂生成物の分離、定量を行う。	R-130	H-1、H-7				
	R-135	25A～F		R-135	25A～F				
	R-136	38		R-136	38				
(D) 分光分析			(A) 分光分析						
核燃料中に含有される不純物を分離後または直接分光分析法により定量する。	R-131	17	核燃料中に含有される不純物を分離後または直接分光分析法により定量する。	R-131	17				
	R-135	24A、24C		R-135	24A、24C				
(E) ガス分析			(A) ガス分析						
核燃料中に含有される全ガス量を高温真空抽出ガス分析法を用いて定量する。 <u>さらにこの抽出ガスを試料としてガスクロマトグラフ法により水素などを定量する。</u>	<u>R-130</u>	<u>98B</u>	核燃料中に含有される全ガス量を高温真空抽出ガス分析法を用いて定量する。	R-131	15、H-15				
	R-131	15、H-15							
(F) 質量分析			(B) 質量分析						
核燃料中に含有される蒸発成分の化学種の質量分析を行う。	R-232	67	核燃料中に含有される蒸発成分の化学種の質量分析を行う。	R-232	67				

変 更 前	変 更 後	変更理由
3. 核燃料物質の種類 (省略)	3. 核燃料物質の種類 (変更なし)	
4. 使用の場所 (省略)	4. 使用の場所 (変更なし)	
5. 予定使用期間及び年間予定使用量 (省略)	5. 予定使用期間及び年間予定使用量 (変更なし)	
6. 使用済燃料の処分の方法 (省略)	6. 使用済燃料の処分の方法 (変更なし)	
7. 使用施設の位置、構造及び設備 使用施設の位置、構造及び設備を以下に示す。なお、安全上重要な施設は存在しない。	7. 使用施設の位置、構造及び設備 使用施設の位置、構造及び設備を以下に示す。なお、安全上重要な施設は存在しない。	
7-1 使用施設の位置 (省略)	7-1 使用施設の位置 (変更なし)	
7-2 使用施設の構造 (省略)	7-2 使用施設の構造 (変更なし)	

変更前			変更後			変更理由
7-3 使用施設の設備 (抜粋)			7-3 使用施設の設備 (抜粋)			
使用設備の名称	個数	仕様	使用設備の名称	個数	仕様	
		臨界管理ユニットNo. G098 臨界管理方式：質量管理 臨界管理系区分：乾燥系 最大取扱量（グローブボックス No. 98A、98B、98C、98D 及び 98E の合計）：2 000 gPu* 注2)			臨界管理ユニットNo. G098 臨界管理方式：質量管理 臨界管理系区分：乾燥系 最大取扱量（グローブボックス No. 98A、98B、98C、98D 及び 98E の合計）：2 000 gPu* 注2)	
酸化燃料試験設備	1 式	耐震設計：水平震度0.36	酸化燃料試験設備	1 式	耐震設計：水平震度0.36	
<u>熱処理炉</u>	<u>1</u>	<u>グローブボックス No. 98A に収納</u> <u>最高温度 200 ℃</u>	(削除)	(削除)	(削除)	・ゲル化法による粒子の製造を終了するため
還元炉	1	グローブボックス No. 98B に接続 最高温度 1 900 ℃	還元炉	1	グローブボックス No. 98B に接続 最高温度 1 900 ℃	
焼結炉	1	グローブボックス No. 98B に接続 最高温度 1 900 ℃	焼結炉	1	グローブボックス No. 98B に接続 最高温度 1 900 ℃	
<u>ガスクロマトグラフ</u>	<u>1</u>	<u>グローブボックス No. 98B に収納</u>	(削除)	(削除)	(削除)	・ガスクロマトグラフ法によるガス分析を終了するため
<u>比表面積測定装置</u>	<u>1</u>	<u>グローブボックス No. 98C に収納</u>	(削除)	(削除)	(削除)	
粉砕混合機	1	グローブボックス No. 98D に収納	粉砕混合機	1	グローブボックス No. 98D に収納	
混合機	1	グローブボックス No. 98D に収納	混合機	1	グローブボックス No. 98D に収納	
成形装置	1	グローブボックス No. 98E に収納	成形装置	1	グローブボックス No. 98E に収納	
グローブボックスNo. 98A	1	耐震設計：水平震度 0.36	グローブボックスNo. 98A	1	耐震設計：水平震度 0.36	
グローブボックスNo. 98B	1	耐震設計：水平震度 0.36	グローブボックスNo. 98B	1	耐震設計：水平震度 0.36	
グローブボックスNo. 98C	1	耐震設計：水平震度 0.36	グローブボックスNo. 98C	1	耐震設計：水平震度 0.36	
グローブボックスNo. 98D	1	耐震設計：水平震度 0.36	グローブボックスNo. 98D	1	耐震設計：水平震度 0.36	
グローブボックスNo. 98E	1	耐震設計：水平震度 0.36	グローブボックスNo. 98E	1	耐震設計：水平震度 0.36	

変 更 前	変 更 後	変更理由
7-4 使用施設の設備のうち使用を終了し、維持管理中の設備 (省略)	7-4 使用施設の設備のうち使用を終了し、維持管理中の設備 (変更なし)	
8. 貯蔵施設の位置、構造及び設備 (省略)	8. 貯蔵施設の位置、構造及び設備 (変更なし)	
9. 廃棄施設の位置、構造及び設備 (省略)	9. 廃棄施設の位置、構造及び設備 (変更なし)	

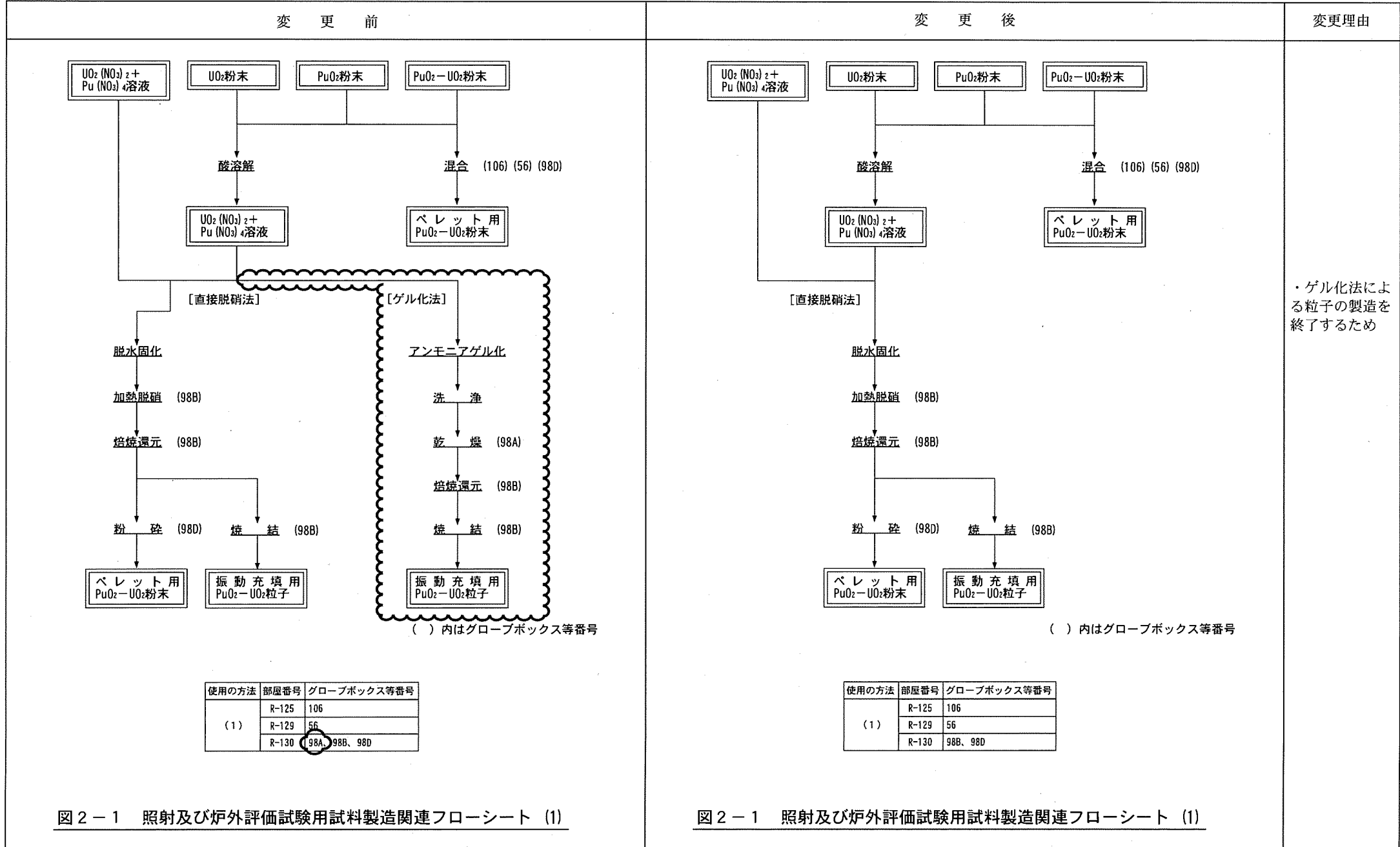


図 2 - 1 照射及び炉外評価試験用試料製造関連フローシート (1)

図 2 - 1 照射及び炉外評価試験用試料製造関連フローシート (1)

変 更 前	変 更 後	変更理由
<p>本施設における安全上重要な施設の有無について (省略)</p>	<p>本施設における安全上重要な施設の有無について (変更なし)</p>	
<p>1. 閉じ込めの機能 (省略)</p> <div data-bbox="80 475 981 596" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第二条 使用施設等は、放射性物質を限定された区域に適切に閉じ込めることができるものでなければならない。</p> </div>	<p>1. 閉じ込めの機能 (変更なし)</p> <div data-bbox="1061 475 1962 596" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第二条 使用施設等は、放射性物質を限定された区域に適切に閉じ込めることができるものでなければならない。</p> </div>	
<p>2. 遮蔽 (省略)</p> <div data-bbox="80 751 981 873" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第三条 使用施設等は、放射性物質からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものでなければならない。</p> </div>	<p>2. 遮蔽 (変更なし)</p> <div data-bbox="1061 751 1962 873" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第三条 使用施設等は、放射性物質からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものでなければならない。</p> </div>	
<p>3. 火災等による損傷の防止 (省略)</p> <div data-bbox="80 1023 981 1447" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第四条 使用施設等は、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止することができ、かつ、火災及び爆発の影響を軽減する機能を有するものでなければならない。</p> <p>2 <u>施設検査対象施設</u>には、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、前項に定めるもののほか、消火を行う設備（以下「消火設備」という。）及び早期に火災発生を感知する設備を設けなければならない。</p> <p>3 消火設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても安全上重要な施設の安全機能を損なわないものでなければならない。</p> </div>	<p>3. 火災等による損傷の防止 (規則条文のみ変更)</p> <div data-bbox="1061 1023 1962 1447" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第四条 使用施設等は、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止することができ、かつ、火災及び爆発の影響を軽減する機能を有するものでなければならない。</p> <p>2 <u>使用前検査対象施設</u>には、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、前項に定めるもののほか、消火を行う設備（<u>次項</u>において「消火設備」という。）及び早期に火災発生を感知する設備を設けなければならない。</p> <p>3 消火設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても安全上重要な施設の安全機能を損なわないものでなければならない。</p> </div>	<p>・記載の適正化（法令改正に伴う変更）</p>

変 更 前	変 更 後	変更理由
<p>4. <u>立ち入り</u>の防止 (省略)</p> <p>第五条 使用施設等には、人がみだりに管理区域内に立ち入らないように壁、柵その他の区画物及び標識を設けなければならない。</p> <p>2 使用施設等には、業務上立ち入る者以外の者がみだりに周辺監視区域内に立ち入ることを制限するため、当該区域の境界に柵その他の人の侵入を防止するための設備又は標識を設けなければならない。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれがないことが明らかな場合は、この限りでない。</p>	<p>4. <u>立入り</u>の防止 (章題のみ変更)</p> <p>第五条 使用施設等には、人がみだりに管理区域内に立ち入らないように壁、柵その他の区画物及び標識を設けなければならない。</p> <p>2 使用施設等には、業務上立ち入る者以外の者がみだりに周辺監視区域内に立ち入ることを制限するため、当該区域の境界に柵その他の人の侵入を防止するための設備又は標識を設けなければならない。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれがないことが明らかな場合は、この限りでない。</p>	<p>・記載の適正化 (法令改正に伴う変更)</p>
<p>5. 自然現象による影響の考慮 (省略)</p> <p>第六条 使用施設等 (<u>施設検査対象施設は除く。</u>) は、想定される自然現象による当該使用施設等への影響を適切に考慮したものでなければならない。</p>	<p>5. 自然現象による影響の考慮 (規則条文のみ変更)</p> <p>第六条 使用施設等 (<u>使用前検査対象施設を</u>除く。) は、想定される自然現象による当該使用施設等への影響を適切に考慮したものでなければならない。</p>	<p>・記載の適正化 (法令改正に伴う変更)</p>

変 更 前	変 更 後	変更理由
<p>6. 核燃料物質の臨界防止</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>第七条 <u>施設検査対象施設</u>は、核燃料物質が臨界に達するおそれがないようにするため、核的に安全な形状寸法にすることその他の適切な措置を講じたものでなければならない。</p> <p>2 <u>施設検査対象施設</u>には、臨界警報設備その他の臨界事故を防止するために必要な設備を設けなければならない。</p> </div> <p>6.1 適用範囲 (省略)</p> <p>6.2 定義 (省略)</p> <p>6.3 臨界管理方式 (省略)</p> <p>6.4 湿式グローブボックスにおける核分裂性物質の取扱い (省略)</p> <p>6.5 乾式グローブボックスにおける核分裂性物質の取扱い (省略)</p> <p>6.6 核分裂性物質の運搬及び貯蔵に関する取扱い (省略)</p> <p>6.7 ウラン貯蔵庫内の貯蔵に関する取扱い (省略)</p>	<p>6. 核燃料物質の臨界防止</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>第七条 <u>使用前検査対象施設</u>は、核燃料物質が臨界に達するおそれがないようにするため、核的に安全な形状寸法にすることその他の適切な措置を講じたものでなければならない。</p> <p>2 <u>使用前検査対象施設</u>には、臨界警報設備その他の臨界事故を防止するために必要な設備を設けなければならない。</p> </div> <p>6.1 適用範囲 (変更なし)</p> <p>6.2 定義 (変更なし)</p> <p>6.3 臨界管理方式 (変更なし)</p> <p>6.4 湿式グローブボックスにおける核分裂性物質の取扱い (変更なし)</p> <p>6.5 乾式グローブボックスにおける核分裂性物質の取扱い (変更なし)</p> <p>6.6 核分裂性物質の運搬及び貯蔵に関する取扱い (変更なし)</p> <p>6.7 ウラン貯蔵庫内の貯蔵に関する取扱い (変更なし)</p>	<p>・記載の適正化 (法令改正に伴う変更)</p>

変 更 前	変 更 後	変更理由
<p>6.8 予防措置及び日常の管理</p> <p>(1) 臨界管理</p> <p>本施設で用いるプルトニウム及びウランは核分裂性物質であるので、臨界事故を起こす可能性がある。しかし、本施設においては、臨界事故防止のため厳重な臨界管理を行うので核分裂性物質を核的制限値の範囲内で取り扱うならば、事故発生のおそれはない。</p> <p>これらの管理技術は、既に諸外国において確立されているのみならず、我国においても長年の経験が蓄積されている。臨界管理、計量管理、核燃料物質の使用、運搬、貯蔵、グローブボックス等核燃料物質使用機器の操作、点検、管理、補修とこれらの責務については、保安規定等に定めた方法で行う。</p> <p>臨界管理は、「6.3 臨界管理方式」に示すように、質量管理を原則とし、安全な容積又は安全な形状により管理を行う。質量管理は、<u>計量グループ</u>^{注1)}ごとに核分裂性物質の取扱量が制限されて行われる。</p> <p>核分裂性物質の取扱制限量は、減速剤と核分裂性物質との比の最も大きい金属Pu-H₂O系の最小臨界量に安全係数0.43を乗じた値になっており、ダブルバッチを装荷することがあっても十分安全である。安全質量を超えて核分裂性物質を取り扱う必要のある場合は、安全な体積又は形状により管理する。</p>	<p>6.8 予防措置及び日常の管理</p> <p>(1) 臨界管理</p> <p>本施設で用いるプルトニウム及びウランは核分裂性物質であるので、臨界事故を起こす可能性がある。しかし、本施設においては、臨界事故防止のため厳重な臨界管理を行うので核分裂性物質を核的制限値の範囲内で取り扱うならば、事故発生のおそれはない。</p> <p>これらの管理技術は、既に諸外国において確立されているのみならず、我国においても長年の経験が蓄積されている。臨界管理、計量管理、核燃料物質の使用、運搬、貯蔵、グローブボックス等核燃料物質使用機器の操作、点検、管理、補修とこれらの責務については、保安規定等に定めた方法で行う。</p> <p>臨界管理は、「6.3 臨界管理方式」に示すように、質量管理を原則とし、安全な容積又は安全な形状により管理を行う。質量管理は、<u>臨界管理ユニット</u>^{注1)}ごとに核分裂性物質の取扱量が制限されて行われる。</p> <p>核分裂性物質の取扱制限量は、減速剤と核分裂性物質との比の最も大きい金属Pu-H₂O系の最小臨界量に安全係数0.43を乗じた値になっており、ダブルバッチを装荷することがあっても十分安全である。安全質量を超えて核分裂性物質を取り扱う必要のある場合は、安全な体積又は形状により管理する。</p>	<p>・記載の適正化 (本文と整合を取るため)</p>
<p>注1) <u>計量グループ</u>とは、各グローブボックス、オープンポートボックス、貯蔵棚、作業区域等において取扱われる核分裂性物質の取扱量を管理するために設定された核分裂性物質の<u>計量上のグループ</u>をいい、番号が付されてある。</p>	<p>注1) <u>臨界管理ユニット</u>とは、各グローブボックス、オープンポートボックス、貯蔵棚、作業区域等において取扱われる核分裂性物質の取扱量を管理するために設定された核分裂性物質の<u>臨界管理上のユニット</u>をいい、番号が付されてある。</p>	<p>・記載の適正化 (本文と整合を取るため)</p>

変 更 前	変 更 後	変更理由
<p>(2) 計量管理</p> <p>臨界管理を行うためには、職員の教育訓練とともに厳重な計量管理が必要である。</p> <p>計量管理は、すべて計量管理担当者が電子計算機で処理し、各<u>計量グループ</u>の核分裂性物質装荷量を計算して、臨界管理上安全であることを確認した後、グローブボックス等の作業者と連絡をとり、計量管理担当者が核分裂性物質の移動を行う。</p> <p>電子計算機で処理した後は、各<u>グループ</u>の種類別インベントリが更新されるとともに、各<u>グループ</u>に更新された確認票を配布する。作業員は、その確認票により、各<u>グループ</u>の核分裂性物質装荷量を確認する。貯蔵庫の受払いも必ず計量管理担当者が行う。貯蔵庫の受払いも必ず計量管理担当者が行う。</p> <p>(3) 運搬及び貯蔵方法</p> <p>核分裂性物質の運搬及び貯蔵の方法については、「6.6 核分裂性物質の運搬及び貯蔵に関する取扱い」に従って行う。</p> <p>すなわち核分裂性物質の運搬は、「6.3 臨界管理方式」による安全質量（以下、「制限量」という。）以下で、次の運搬機器を用いて行う。セラミック室（R-125）の連絡管接続ボックス間移動については移送台車、グローブボックス No. T-1 接続ボックス間移動については搬送台車、少量の核分裂性物質（サンプル）の<u>グループ</u>間移動については運搬箱（バードケージなし）、その他（ペレット、粉末）の<u>グループ</u>間移動並びに移送台車及び搬送台車が使用できない場合については専用運搬車（バードケージ付）を用いる。上記専用運搬車の形状及び寸法は設計上核分裂性物質の異常接近を防止する構造になっている。次に貯蔵棚等の貯蔵単位も「6.3 臨界管理方式」による制限量未満におさえる。また、核分裂性物質の貯蔵棚等の形状及び寸法も、すべて「6.3 臨界管理方式」に従って設計している。</p>	<p>(2) 計量管理</p> <p>臨界管理を行うためには、職員の教育訓練とともに厳重な計量管理が必要である。</p> <p>計量管理は、すべて計量管理担当者が電子計算機で処理し、各<u>臨界管理ユニット</u>の核分裂性物質装荷量を計算して、臨界管理上安全であることを確認した後、グローブボックス等の作業者と連絡をとり、計量管理担当者が核分裂性物質の移動を行う。</p> <p>電子計算機で処理した後は、各<u>ユニット</u>の種類別インベントリが更新されるとともに、各<u>ユニット</u>に更新された確認票を配布する。作業員は、その確認票により、各<u>ユニット</u>の核分裂性物質装荷量を確認する。貯蔵庫の受払いも必ず計量管理担当者が行う。貯蔵庫の受払いも必ず計量管理担当者が行う。</p> <p>(3) 運搬及び貯蔵方法</p> <p>核分裂性物質の運搬及び貯蔵の方法については、「6.6 核分裂性物質の運搬及び貯蔵に関する取扱い」に従って行う。</p> <p>すなわち核分裂性物質の運搬は、「6.3 臨界管理方式」による安全質量（以下、「制限量」という。）以下で、次の運搬機器を用いて行う。セラミック室（R-125）の連絡管接続ボックス間移動については移送台車、グローブボックス No. T-1 接続ボックス間移動については搬送台車、少量の核分裂性物質（サンプル）の<u>ユニット</u>間移動については運搬箱（バードケージなし）、その他（ペレット、粉末）の<u>ユニット</u>間移動並びに移送台車及び搬送台車が使用できない場合については専用運搬車（バードケージ付）を用いる。上記専用運搬車の形状及び寸法は設計上核分裂性物質の異常接近を防止する構造になっている。次に貯蔵棚等の貯蔵単位も「6.3 臨界管理方式」による制限量未満におさえる。また、核分裂性物質の貯蔵棚等の形状及び寸法も、すべて「6.3 臨界管理方式」に従って設計している。</p>	<p>・記載の適正化（本文と整合を取るため）</p> <p>・記載の適正化（本文と整合を取るため）</p>

変 更 前	変 更 後	変更理由
6.9 臨界事故時の措置 (省略)	6.9 臨界事故時の措置 (変更なし)	
6.10 臨界事故の想定 (省略)	6.10 臨界事故の想定 (変更なし)	
7. 施設検査対象施設の地盤 (省略)	7. 使用前検査対象施設の地盤 (省略)	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第八条 施設検査対象施設は、次条第二項の規定により算定する地震力（安全機能を有する施設のうち、地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの（以下「耐震重要施設」という。）にあっては、同条第三項の地震力を含む。）が作用した場合においても当該施設検査対象施設を十分に支持することができる地盤に設けなければならない。</p> <p>2 耐震重要施設は、変形した場合においてもその安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設けなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、変位が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第八条 使用前検査対象施設は、次条第二項の規定により算定する地震力（安全機能を有する使用前検査対象施設のうち、地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの（以下この条及び次条において「耐震重要施設」という。）にあっては、同条第三項の地震力を含む。）が作用した場合においても当該使用前検査対象施設を十分に支持することができる地盤に設けなければならない。</p> <p>2 耐震重要施設は、変形した場合においてもその安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設けなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、変位が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。</p> </div>	・記載の適正化 （法令改正に伴う変更）

変 更 前	変 更 後	変更理由
<p>8. 地震による損傷の防止 (省略)</p> <p>第九条 <u>施設検査対象施設</u>は、地震力に十分に耐えることができないものでなければならない。</p> <p>2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある<u>施設検査対象施設</u>の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p> <p>4 耐震重要施設は、前項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	<p>8. 地震による損傷の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第九条 <u>使用前検査対象施設</u>は、地震力に十分に耐えることができないものでなければならない。</p> <p>2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある<u>使用前検査対象施設</u>の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p> <p>4 耐震重要施設は、前項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	<p>・記載の適正化 (法令改正に伴う変更)</p>
<p>9. 津波による損傷の防止 (省略)</p> <p>第十条 <u>施設検査対象施設</u>は、その供用中に当該<u>施設検査対象施設</u>に大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	<p>9. 津波による損傷の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第十条 <u>使用前検査対象施設</u>は、その供用中に当該<u>使用前検査対象施設</u>に大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	<p>・記載の適正化 (法令改正に伴う変更)</p>

変 更 前	変 更 後	変更理由
<p>10. 外部からの衝撃による損傷の防止 (省略)</p> <p>第十一条 <u>施設検査対象施設</u>は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計評価事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。</p> <p>3 <u>施設検査対象施設</u>は、<u>工場若しくは事業所（以下「工場等」という。）</u>内又はその周辺において想定される<u>当該施設検査対象施設</u>の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>10. 外部からの衝撃による損傷の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第十一条 <u>使用前検査対象施設</u>は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計評価事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。</p> <p>3 <u>使用前検査対象施設</u>は、<u>工場等</u>内又はその周辺において想定される<u>当該使用前検査対象施設</u>の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なわないものでなければならない</p>	<p>・記載の適正化（法令改正に伴う変更）</p>
<p>11. <u>施設検査対象施設</u>への人の不法な侵入等の防止 (省略)</p> <p>第十二条 <u>施設検査対象施設</u>が設置される工場等には、<u>施設検査対象施設</u>への人の不法な侵入、<u>施設検査対象施設</u>に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれることを防止するための設備を設けなければならない。</p> <p>2 <u>施設検査対象施設</u>が設置される工場等には、必要に応じて、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するための設備を設けなければならない。</p>	<p>11. <u>使用前検査対象施設</u>への人の不法な侵入等の防止 (章題及び規則条文のみ変更)</p> <p>第十二条 <u>使用前検査対象施設</u>が設置される工場等には、<u>使用前検査対象施設</u>への人の不法な侵入、<u>使用前検査対象施設</u>に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれることを防止するための設備を設けなければならない。</p> <p>2 <u>使用前検査対象施設</u>が設置される工場等には、必要に応じて、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するための設備を設けなければならない。</p>	<p>・記載の適正化（法令改正に伴う変更）</p>

変 更 前	変 更 後	変更理由
<p>12. 溢水による損傷の防止 (省略)</p> <p>第十三条 <u>施設検査対象施設</u>は、その施設内における溢水が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>12. 溢水による損傷の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第十三条 <u>使用前検査対象施設</u>は、その施設内における溢水が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>・記載の適正化 (法令改正に伴う変更)</p>
<p>13. 化学薬品の漏えいによる損傷の防止 (省略)</p> <p>第十四条 <u>施設検査対象施設</u>は、その施設内における化学薬品の漏えいが発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>13. 化学薬品の漏えいによる損傷の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第十四条 <u>使用前検査対象施設</u>は、その施設内における化学薬品の漏えいが発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>・記載の適正化 (法令改正に伴う変更)</p>
<p>14. 飛散物による損傷の防止 (省略)</p> <p>第十五条 <u>施設検査対象施設</u>は、その施設内の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により、安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>14. 飛散物による損傷の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第十五条 <u>使用前検査対象施設</u>は、その施設内の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により、安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>・記載の適正化 (法令改正に伴う変更)</p>

変 更 前	変 更 後	変更理由
<p>15. 重要度に応じた安全機能の確保 (省略)</p> <p>第十六条 <u>施設検査対象施設</u>は、その安全機能の重要度に応じて、その機能が確保されたものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、機械又は器具の単一故障（単一の原因によって一つの機械又は器具が所定の安全機能を失うこと（従属要因による多重故障を含む。）をいう。）が発生した場合においてもその機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>15. 重要度に応じた安全機能の確保 (規則条文のみ変更)</p> <p>第十六条 <u>使用前検査対象施設</u>は、その安全機能の重要度に応じて、その機能が確保されたものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、機械又は器具の単一故障（単一の原因によって一つの機械又は器具が所定の安全機能を失うこと（従属要因による多重故障を含む。）をいう。）が発生した場合においてもその機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>・記載の適正化（法令改正に伴う変更）</p>
<p>16. 環境条件を考慮した設計 (省略)</p> <p>第十七条 <u>施設検査対象施設</u>は、通常時及び設計評価事故時に想定される全ての環境条件において、安全機能を発揮することができるものでなければならない。</p>	<p>16. 環境条件を考慮した設計 (規則条文のみ変更)</p> <p>第十七条 <u>使用前検査対象施設</u>は、通常時及び設計評価事故時に想定される全ての環境条件において、安全機能を発揮することができるものでなければならない。</p>	<p>・記載の適正化（法令改正に伴う変更）</p>
<p>17. 検査等を考慮した設計 (省略)</p> <p>第十八条 <u>施設検査対象施設</u>は、<u>当該施設検査対象施設</u>の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるものでなければならない。</p>	<p>17. 検査等を考慮した設計 (規則条文のみ変更)</p> <p>第十八条 <u>使用前検査対象施設</u>は、<u>当該使用前検査対象施設</u>の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるものでなければならない。</p>	<p>・記載の適正化（法令改正に伴う変更）</p>

変 更 前	変 更 後	変更理由
<p>18. <u>施設検査対象施設</u>の共用 (省略)</p> <p>第十九条 <u>施設検査対象施設</u>は、他の原子力施設又は同一の工場等内の他の使用施設等と共用する場合には、<u>施設検査対象施設</u>の安全性を損なわないものでなければならない。</p>	<p>18. <u>使用前検査対象施設</u>の共用 (章題及び規則条文のみ変更)</p> <p>第十九条 <u>使用前検査対象施設</u>は、他の原子力施設又は同一の工場等内の他の使用施設等と共用する場合には、<u>使用前検査対象施設</u>の安全性を損なわないものでなければならない。</p>	<p>・記載の適正化 (法令改正に伴う変更)</p>
<p>19. 誤操作の防止 (省略)</p> <p>第二十条 <u>施設検査対象施設</u>は、誤操作を防止するための措置を講じたものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、容易に操作することができるものでなければならない。</p>	<p>19. 誤操作の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第二十条 <u>使用前検査対象施設</u>は、誤操作を防止するための措置を講じたものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、容易に操作することができるものでなければならない。</p>	<p>・記載の適正化 (法令改正に伴う変更)</p>
<p>20. 安全避難通路等 (省略)</p> <p>第二十一条 <u>施設検査対象施設</u>には、次に掲げる設備を設けなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路 二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明 三 設計評価事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源 	<p>20. 安全避難通路等 (規則条文のみ変更)</p> <p>第二十一条 <u>使用前検査対象施設</u>には、次に掲げる設備を設けなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路 二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明 三 設計評価事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源 	<p>・記載の適正化 (法令改正に伴う変更)</p>

変 更 前	変 更 後	変更理由
<p>21. 貯蔵施設 (省略)</p> <p>第二十三条 貯蔵施設には、次に掲げるところにより、核燃料物質を貯蔵するための施設又は設備を設けなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 核燃料物質を貯蔵するために必要な容量を有するものであること。 二 核燃料物質を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施設又は立入制限の措置を講じたものであること。 三 標識を設けるものであること。 <p>2 貯蔵施設には、核燃料物質を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けなければならない。</p>	<p>21. 貯蔵施設 (変更なし)</p> <p>第二十三条 貯蔵施設には、次に掲げるところにより、核燃料物質を貯蔵するための施設又は設備を設けなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 核燃料物質を貯蔵するために必要な容量を有するものであること。 二 核燃料物質を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施設又は立入制限の措置を講じたものであること。 三 標識を設けるものであること。 <p>2 貯蔵施設には、核燃料物質を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けなければならない。</p>	

変 更 前	変 更 後	変更理由
<p>22. 廃棄施設 (省略)</p> <p>第二十四条 廃棄施設には、次に掲げるところにより、放射性廃棄物を処理するための施設又は設備を設けなければならない。</p> <p>一 管理区域内の人が常時立ち入る場所及び周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。ただし、空气中に放射性物質が飛散するおそれのないときは、この限りでない。</p> <p>二 周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。</p> <p>2 廃棄施設には、放射性廃棄物を保管廃棄する場合は、次に掲げるところにより、保管廃棄施設を設けなければならない。</p> <p>一 放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有するものであること。</p> <p>二 外部と区画されたものであること。</p> <p>三 放射性廃棄物を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けるものであること。</p> <p>四 放射性廃棄物を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を講じたものであること。</p> <p>3 放射性廃棄物を廃棄するための施設又は設備には、標識を設けなければならない。</p>	<p>22. 廃棄施設 (変更なし)</p> <p>第二十四条 廃棄施設には、次に掲げるところにより、放射性廃棄物を処理するための施設又は設備を設けなければならない。</p> <p>一 管理区域内の人が常時立ち入る場所及び周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。ただし、空气中に放射性物質が飛散するおそれのないときは、この限りでない。</p> <p>二 周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。</p> <p>2 廃棄施設には、放射性廃棄物を保管廃棄する場合は、次に掲げるところにより、保管廃棄施設を設けなければならない。</p> <p>一 放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有するものであること。</p> <p>二 外部と区画されたものであること。</p> <p>三 放射性廃棄物を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けるものであること。</p> <p>四 放射性廃棄物を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を講じたものであること。</p> <p>3 放射性廃棄物を廃棄するための施設又は設備には、標識を設けなければならない。</p>	

変 更 前	変 更 後	変更理由
<p>23. 汚染を検査するための設備 (省略)</p> <p>第二十五条 密封されていない核燃料物質を使用する場合にあっては、使用施設等には、管理区域内の放射性物質により汚染されるおそれのある場所から退出する者の放射性物質による汚染を検査するために必要な設備を設けなければならない。</p>	<p>23. 汚染を検査するための設備 (変更なし)</p> <p>第二十五条 密封されていない核燃料物質を使用する場合にあっては、使用施設等には、管理区域内の放射性物質により汚染されるおそれのある場所から退出する者の放射性物質による汚染を検査するために必要な設備を設けなければならない。</p>	
<p>24. 監視設備 (省略)</p> <p>第二十六条 <u>施設検査対象施設</u>には、必要に応じて、通常時及び設計評価事故時において、<u>当該施設検査対象施設</u>及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びに設計評価事故時における迅速な対応のために必要な情報を適切な場所に表示できる設備を設けなければならない。</p>	<p>24. 監視設備 (規則条文のみ変更)</p> <p>第二十六条 <u>使用前検査対象施設</u>には、必要に応じて、通常時及び設計評価事故時において、<u>当該使用前検査対象施設</u>及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びに設計評価事故時における迅速な対応のために必要な情報を適切な場所に表示できる設備を設けなければならない。</p>	<p>・記載の適正化 (法令改正に伴う変更)</p>
<p>25. 非常用電源設備 (省略)</p> <p>第二十七条 <u>施設検査対象施設</u>には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備その他<u>当該施設検査対象施設</u>の安全機能を確保するために必要な設備を使用することができるように、必要に応じて非常用電源設備を設けなければならない。</p>	<p>25. 非常用電源設備 (規則条文のみ変更)</p> <p>第二十七条 <u>使用前検査対象施設</u>には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備その他<u>当該使用前検査対象施設</u>の安全機能を確保するために必要な設備を使用することができるように、必要に応じて非常用電源設備を設けなければならない。</p>	<p>・記載の適正化 (法令改正に伴う変更)</p>

変 更 前	変 更 後	変更理由
<p>26. 通信連絡設備等 (省略)</p> <p>第二十八条 施設検査対象施設が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備を設けなければならない。</p> <p>2 施設検査対象施設が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合においてその施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、専用通信回線を設けなければならない。</p> <p>3 専用通信回線は、必要に応じて多様性を確保するものでなければならない。</p>	<p>26. 通信連絡設備等 (規則条文のみ変更)</p> <p>第二十八条 使用前検査対象施設が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備を設けなければならない。</p> <p>2 使用前検査対象施設が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合においてその施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、専用通信回線を設けなければならない。</p> <p>3 専用通信回線は、必要に応じて多様性を確保するものでなければならない。</p>	<p>・記載の適正化 (法令改正に伴う変更)</p>

変 更 前	変 更 後	変更理由
<p>1. 設計評価事故時の放射線障害の防止 (省略)</p> <p>第二十二條 <u>施設検査対象施設</u>は、設計評価事故時において、周辺監視区域の外の公衆に放射線障害を及ぼさないものでなければならない。</p> <p>2. 多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止 (省略)</p> <p>第二十九條 <u>施設検査対象施設</u>は、発生頻度が設計評価事故より低い事故であって、<u>当該施設検査対象施設</u>から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものが発生した場合において、当該事故の拡大を防止するために必要な措置を講じたものでなければならない。</p>	<p>1. 設計評価事故時の放射線障害の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第二十二條 <u>使用前検査対象施設</u>は、設計評価事故時において、周辺監視区域の外の公衆に放射線障害を及ぼさないものでなければならない。</p> <p>2. 多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第二十九條 <u>使用前検査対象施設</u>は、発生頻度が設計評価事故より低い事故であって、<u>当該使用前検査対象施設</u>から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものが発生した場合において、当該事故の拡大を防止するために必要な措置を講じたものでなければならない。</p>	<p>・記載の適正化 (法令改正に伴う変更)</p> <p>・記載の適正化 (法令改正に伴う変更)</p>

参考資料

プルトニウム燃料第一開発室
グローブボックス No. 98 の一部内装設備の解体・撤去に係る安全性について

目 次

1. 解体・撤去する設備の概要及び解体・撤去の方法	1
(1) 解体・撤去する設備の概要	1
(2) 解体・撤去の方法	1
2. 核燃料物質による汚染の除去の方法	2
(1) 汚染の状況	2
(2) 汚染の除去方法	2
3. 核燃料物質によって汚染された物の廃棄の方法	2
(1) 放射性固体廃棄物の廃棄	2
4. 作業の管理	2
(1) 作業の計画	2
(2) 作業者に対する教育等	2
図－1 対象設備の配置概略図	3
別添1	
解体・撤去期間中に機能を維持すべき設備及びその機能並びにその機能を維持すべき期間に関する説明書	4
1. 使用施設に残存する核燃料物質等の評価	4
2. 気体廃棄施設の維持管理	4
3. 対象設備の解体・撤去の期間	4
別添2	
核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による放射線の被ばく管理及び放射性廃棄物の廃棄に関する説明書	5
1. 解体・撤去期間中の放射線管理	5
2. 解体・撤去に伴う放射性固体廃棄物の発生量	5
3. 解体・撤去期間中の平常時における一般公衆の被ばく線量の評価	5
別添3	
解体・撤去作業中の過失、機械若しくは装置の故障又は地震、火災その他の災害があった場合に発生すると想定される事故の種類、程度、影響に関する説明書	6

1. 解体・撤去する設備の概要及び解体・撤去の方法

(1) 解体・撤去する設備の概要

本解体・撤去作業で対象とする設備はプルトニウム燃料第一開発室 放射化学分析室 (R-130) に既設のグローブボックス No. 98 (以下、GBNo. 98 とする。) の内装機器として設置されている。当該グローブボックスは A から E の 5 つのグローブボックスで構成されており、各グローブボックスはトンネルで接続されている。解体・撤去の対象設備は下記の通りであり、それぞれ GBNo. 98A、B 及び C に設置されている。

① 熱処理炉

熱処理炉は、ゲル化法による核燃料粒子の製造における乾燥工程に使用されてきたが、ゲル化法による粒子の製造を終了することに伴い、使用を取りやめる。

熱処理炉の位置を図-1 に示す。

② ガスクロマトグラフ

ガスクロマトグラフは、ガス分析に使用されてきたが、装置の老朽化とともに初期の目的を達成したことに伴い使用を取りやめる。

ガスクロマトグラフの配置を図-1 に示す。

③ 比表面積測定装置

比表面積測定装置は、粉体の比表面積測定に使用されてきたが、装置の老朽化とともに初期の目的を達成したことに伴い使用を取りやめる。

比表面積測定装置の配置を図-1 に示す。

(2) 解体・撤去の方法

各解体・撤去対象設備は GBNo. 98A、B 及び C 内に設置されており、核燃料物質に汚染されているため、グローブボックスの中で対象設備を解体し、撤去作業を行う。

以下、作業手順を示す。

- ① 対象設備を設置しているグローブボックス内に切断エリアを設け、可燃物及び作業に使用しない機材等を除去するとともに、周囲の既存設備及びグローブボックス内を防災シート等で養生する。
- ② 対象設備表面の遊離性汚染は、アルコール等により解体前に拭き取り、可能な範囲で除去する。
- ③ 対象設備をドライバー、糸鋸、ジグソー等、火花の発生しない工具を用いてグローブ作業により解体する。なお、解体時には保護手袋の着用等によりグローブ破損を防止する。
- ④ 解体後、分割された対象設備をビニルや緩衝材を用いて養生し、グローブボックスから搬出する。
- ⑤ グローブボックスから搬出した解体物を放射性固体廃棄物用コンテナ等に収納し、放射性固体廃棄物として第二プルトニウム廃棄物貯蔵施設へ払出し、保管・廃棄する。

2. 核燃料物質による汚染の除去の方法

(1) 汚染の状況

対象設備はグローブボックス内に設置されているため、核燃料物質によって汚染されている。放射線作業計画の立案にあたり、対象設備が設置されているグローブボックス周辺の線量率測定を行い作業員の被ばく評価を行う。

(2) 汚染の除去方法

対象設備表面の遊離性汚染は、アルコール等により解体前に拭き取り、可能な範囲で除去する。

3. 核燃料物質によって汚染された物の廃棄の方法

(1) 放射性固体廃棄物の廃棄

発生する廃棄物は、難燃物及び不燃物については放射性廃棄物としてコンテナに収納し、第二プルトリウム廃棄物貯蔵施設に運搬する。可燃物についてはカートンボックスに収納し、プルトリウム廃棄物処理開発施設に運搬する。

4. 作業の管理

(1) 作業の計画

本作業においては、一般災害及び放射線災害に係る安全性を確保するため、「核燃料物質使用施設保安規定」（以下、保安規定という。）に基づき、作業の実施体制、作業の安全管理、作業実施方法、放射線管理、放射性廃棄物管理及び非常時の対応等を記載した放射線作業計画書を作成し、安全確保の徹底を図る。

(2) 作業者に対する教育等

保安規定に基づく保安教育を実施する。また、放射線作業計画書に基づき作業方法、放射性廃棄物の取扱い、安全対策、非常時の対応等を周知徹底するとともに、作業開始前には打合せを行い安全意識の高揚を図る。

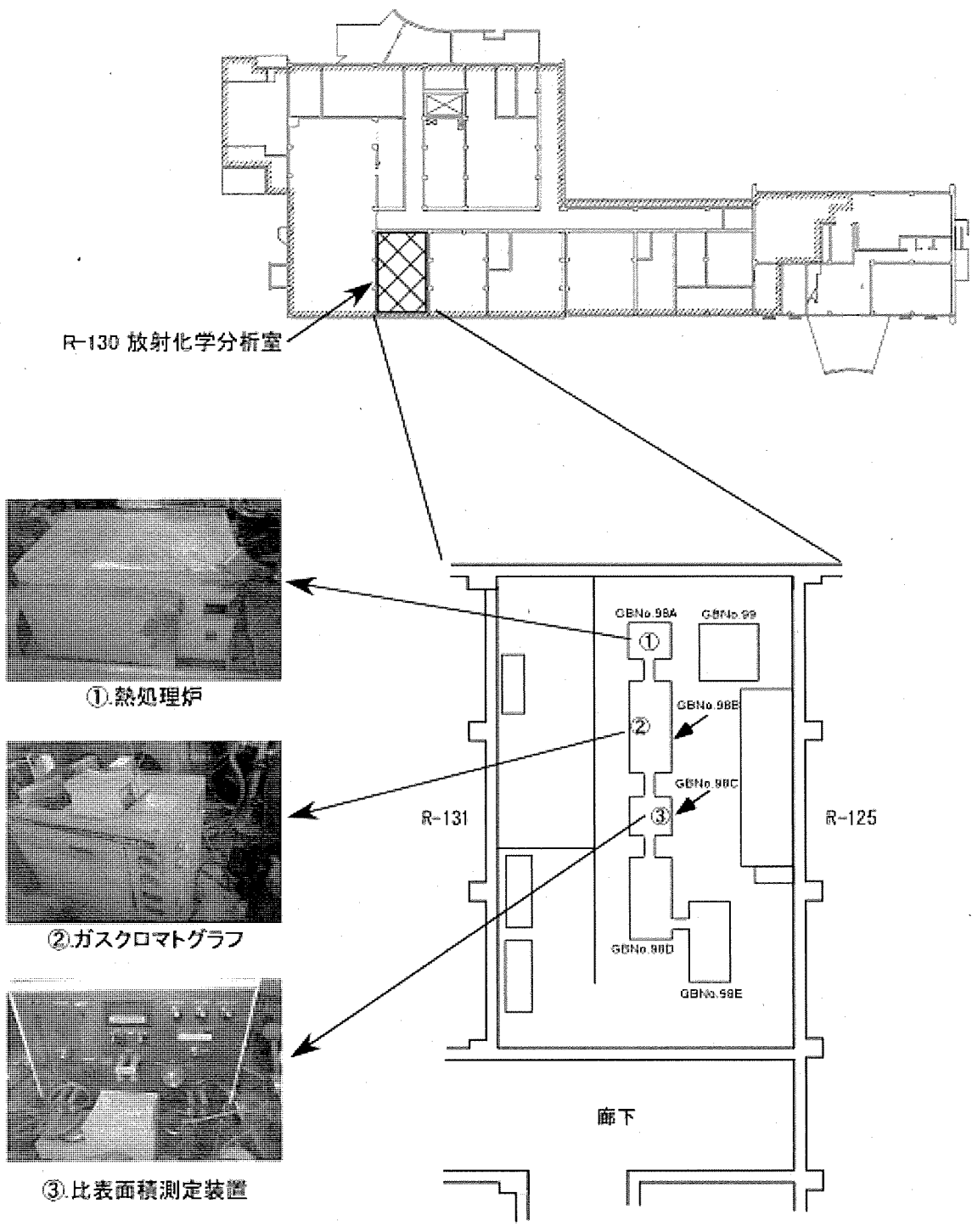


図-1 対象設備の配置概略図

解体・撤去期間中に機能を維持すべき設備及びその機能並びに その機能を維持すべき期間に関する説明書

1. 使用施設に残存する核燃料物質等の評価

本作業はグローブボックス内の一部内装機器の解体・撤去作業であり、使用施設内の核燃料物質の使用量に変更はないため、遮蔽能力の変更はない。また、作業前後で GBNo. 98 の核燃料物質の最大取扱量に変更はないため、遮蔽能力の変更もない。

核燃料物質によって汚染された設備は、「2. 核燃料物質による汚染の除去の方法、(1) 汚染の状況」による。

2. 気体廃棄施設の維持管理

本作業はグローブボックス内の一部内装機器の解体・撤去作業であり、気体廃棄施設の変更はないため、施設の負圧は確保される。

3. 対象設備の解体・撤去の期間

本作業はグローブボックス内の一部内装機器の解体・撤去作業であり、対象設備の解体・撤去に要する期間は、約 8 か月である。

核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による放射線の被ばく管理及び放射性廃棄物の廃棄に関する説明書

1. 解体・撤去期間中の放射線管理

(1) 核燃料物質による汚染の拡散防止のための措置に関すること

本作業はグローブボックス作業で実施するものであり、追加する汚染拡大防止措置はない。本作業にあたり、定められた基準・要領に基づきグローブ作業開始前にはグローブ点検及び汚染検査を、グローブ作業後には身体及びグローブの汚染検査等を行い、汚染が検知されないことを確実に確認する。

(2) 外部及び内部被ばく低減に関すること

設備の解体・撤去に当たっては、保安規定に基づき外部被ばく及び内部被ばく管理を行う。

2. 解体・撤去に伴う放射性固体廃棄物の発生量

本作業において発生する放射性固体廃棄物の量はドラム缶約 2 本分である。

3. 解体・撤去期間中の平常時における一般公衆の被ばく線量の評価

本作業は、プルトニウム燃料第一開発室の管理区域内で行う。本作業に伴って発生する放射性気体廃棄物は高性能エアフィルタでろ過後、大気中に放出され、本作業に伴って発生する放射性固体廃棄物は所定の固体廃棄施設に保管するので、平常時における一般公衆の被ばく線量の評価に変更はない。なお、本作業では、放射性液体廃棄物は発生しない。

解体・撤去作業中の過失、機械若しくは装置の故障又は地震、火災その他の災害があった場合に発生すると想定される事故の種類、程度、影響に関する説明書

本作業において、解体・撤去対象設備表面の遊離性の汚染は可能な限り除去するとともに、適切な工具や防護具を装備して行うことから、万一機械又は装置の故障が発生しても、作業員の被ばくを防止できる。

また、本作業の火災対策として、対象設備の解体・撤去前に周囲の可燃物の回収を徹底するとともに、対象設備を設置しているグローブボックス内に切断エリアを設け、グローブボックス内等を防災シートで養生するなどの処置を講じる。

核燃料物質使用変更許可申請書

新 旧 対 照 表

本文・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・本－1～12

本文図面・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・本図－1～8

添付書類1・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・添1－1～23

(使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に
関する説明書(事故に関するものを除く。))

変 更 前	変 更 後	変更理由																						
<p>1. 名称及び住所並び代表者の氏名 核燃料サイクル工学研究所共通編のとおり</p> <p>2. 使用の目的及び方法</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">目的番号</th> <th style="width: 60%;">使用の目的</th> <th style="width: 30%;">区 分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">該当なし</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">目的番号</th> <th style="width: 40%;">使用の方法</th> <th style="width: 15%;">部屋番号</th> <th style="width: 35%;">グローブボックス等番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">該当なし</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 核燃料物質の種類</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">核燃料物質の種類</th> <th style="width: 15%;">化合物の名称</th> <th style="width: 15%;">主な化学形態</th> <th style="width: 55%;">性状（物理的形態）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">該当なし</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> </tbody> </table> <p>4. 使用の場所 核燃料サイクル工学研究所共通編のとおり</p>	目的番号	使用の目的	区 分	該当なし	-	-	目的番号	使用の方法	部屋番号	グローブボックス等番号	該当なし	-	-	-	核燃料物質の種類	化合物の名称	主な化学形態	性状（物理的形態）	該当なし	-	-	-	<p>(全部削除)</p>	<p>・全部削除 (燃料製造機器試験室の管理区域を解除するため)</p>
目的番号	使用の目的	区 分																						
該当なし	-	-																						
目的番号	使用の方法	部屋番号	グローブボックス等番号																					
該当なし	-	-	-																					
核燃料物質の種類	化合物の名称	主な化学形態	性状（物理的形態）																					
該当なし	-	-	-																					

変 更 前	変 更 後	変更理由														
<p>5. 予定使用期間及び年間予定使用量 (核燃料サイクル工学研究所全体) 核燃料サイクル工学研究所共通編のとおり</p> <p>(燃料製造機器試験室)</p> <table border="1" data-bbox="120 472 954 616"> <thead> <tr> <th rowspan="2">核燃料物質の種類</th> <th rowspan="2">予定使用期間</th> <th colspan="2">年間予定使用量</th> </tr> <tr> <th>最大存在量</th> <th>延べ取扱量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>該当なし</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>6. 使用済燃料の処分の方法</p> <table border="1" data-bbox="76 770 954 890"> <tr> <td>使用済燃料の 処分の方法</td> <td>該当なし</td> </tr> </table> <p>7. 使用施設の位置、構造及び設備 7-1 使用施設の位置</p> <table border="1" data-bbox="80 1062 954 1182"> <tr> <td>使用施設の 位置</td> <td>該当なし</td> </tr> </table>	核燃料物質の種類	予定使用期間	年間予定使用量		最大存在量	延べ取扱量	該当なし	—	—	—	使用済燃料の 処分の方法	該当なし	使用施設の 位置	該当なし	<p>(全部削除)</p>	<p>・全部削除 (燃料製造機器試験室の管理区域を解除するため)</p>
核燃料物質の種類			予定使用期間	年間予定使用量												
	最大存在量	延べ取扱量														
該当なし	—	—	—													
使用済燃料の 処分の方法	該当なし															
使用施設の 位置	該当なし															

変 更 前				変 更 後				変更理由
7-2 使用施設の構造				(全部削除)				・全部削除 (燃料製造機器試験室の管理区域を解除するため)
使用施設の名称	構 造	床面積 (m ²)	設計仕様					
該当なし	—	—	—					
7-3 使用施設の設備								
使用設備の名称	個数	仕 様						
該当なし	—	—						
8. 貯蔵施設の位置、構造及び設備								
8-1 貯蔵施設の位置								
貯蔵施設の位置	該当なし							
8-2 貯蔵施設の構造								
貯蔵施設の名称	構 造	床面積 (m ²)	設計仕様					
該当なし	—	—	—					

変 更 前					変 更 後	変更理由										
8-3 貯蔵施設の設備 <table border="1"> <thead> <tr> <th>貯蔵設備 の名称</th> <th>個数</th> <th>最大収納量 kg (U)</th> <th>内容物の主な物 理・化学的性状</th> <th>仕 様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>該当なし</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>					貯蔵設備 の名称	個数	最大収納量 kg (U)	内容物の主な物 理・化学的性状	仕 様	該当なし	-	-	-	-	(全部削除)	・全部削除 (燃料製造機 器試験室の管 理区域を解除 するため)
貯蔵設備 の名称	個数	最大収納量 kg (U)	内容物の主な物 理・化学的性状	仕 様												
該当なし	-	-	-	-												
9. 廃棄施設の位置、構造及び設備 9-1 気体廃棄施設 本施設の管理区域内の各部屋の排気は、気体廃棄施設を経て排気筒から排出する。 管理区域内の排気は、気体廃棄物として高性能エアフィルタでろ過し、放射性物質濃度を モニタしながら大気中に放出し、周辺監視区域外における空気中の放射性物質濃度が、線量 告示に定める濃度限度を超えないよう管理する。																

変 更 前	変 更 後	変更理由
<p>9-1-1 気体廃棄施設の位置</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>気体廃棄施設の位置</p> <p>(1) 敷地の位置 核燃料サイクル工学研究所の位置は、核燃料サイクル工学研究所共通編のとおりである。 燃料製造機器試験室は、核燃料サイクル工学研究所敷地内のほぼ中央部に位置し、海岸から約 800 m 離れた海拔約 25~27 m の小丘上の平坦部に設置する。なお、非常用予備発電棟は核燃料サイクル工学研究所敷地内の北西部に位置し、海岸から約 900 m 離れた海拔約 6.5 m の平坦地で排水性の良い場所に設置する。このように、周辺の河川、海岸から十分に離れており、海拔約 6.5 m 以上の場所に設置するため、河川の氾濫による洪水、津波・高潮による被害を受けるおそれはない。また、敷地は平坦で排水性が良く、建家は安定した地層に支持されているため、地すべり・陥没等のおそれはない。</p> <p>(2) 建家の位置 燃料製造機器試験室は、プルトニウム燃料第一開発室の南西側、プルトニウム燃料第二開発室の西側に位置する。 付属機械室は、プルトニウム燃料第一開発室の西側に位置する。 ユーティリティ棟は、プルトニウム燃料第二開発室の南側に位置する。非常用予備発電棟は、核燃料サイクル工学研究所敷地内北西部の特高変電所の西側に位置する。 燃料製造機器試験室、付属機械室及びユーティリティ棟の位置を図 9-1 に、非常用予備発電棟の位置を図 9-2 に示す。</p> <p>(3) 気体廃棄施設の位置 気体廃棄施設は、排気室である。燃料製造機器試験室平面図を図 9-3 に、気体廃棄施設の位置を図 9-4 に示す。</p> </div>	<p>(全部削除)</p>	<p>・全部削除 (燃料製造機器試験室の管理区域を解除するため)</p>

変更前				変更後	変更理由
9-1-2 気体廃棄施設の構造				(全部削除)	・全部削除 (燃料製造機器試験室の管理区域を解除するため)
気体廃棄施設の名称	構造	床面積 (m ²)	設計仕様		
燃料製造機器試験室 [排気室]	鉄骨コンクリート 耐震耐火構造 地上1階	延床面積：約 515	耐震 水平震度 0.2 主な仕上げ材質 管理区域内の床及び壁は、除染が容易な材質で仕上げる。		
(プルトニウム燃料第一開発室) 附属機械室	_____	_____	プルトニウム燃料第一開発室の附属機械室に設置された圧縮空気供給設備を共用する。		
(プルトニウム燃料第三開発室) ユーティリティ棟 非常用予備発電棟	_____ _____	_____ _____	プルトニウム燃料第三開発室のユーティリティ棟に設置された非常用発電装置(2号発電装置)及び圧縮空気供給設備、並びに非常用予備発電棟に設置された非常用予備発電装置を共用する。		

変更前		変更後		変更理由	
9-1-3 気体廃棄施設の設備		(全部削除)		・全部削除 (燃料製造機器試験室の管理区域を解除するため)	
気体廃棄設備の名称	仕様				
排風機	仕様 排気区域	排風機番号	1台当りの公称能力 (m ³ /h)		備考
	建家	EX-1	18 300		—
		EX-2	1 500	予備	
排気フィルタ	高性能エアフィルタ：1段 (管理区域からの排気はプレフィルタ及び高性能フィルタ1段を経て排気筒から排出する。 (高性能エアフィルタ：0.15 μm粒子に対し99.97%以上の捕集効率)				
排気口	給排気系統図を図9-5に示す。				

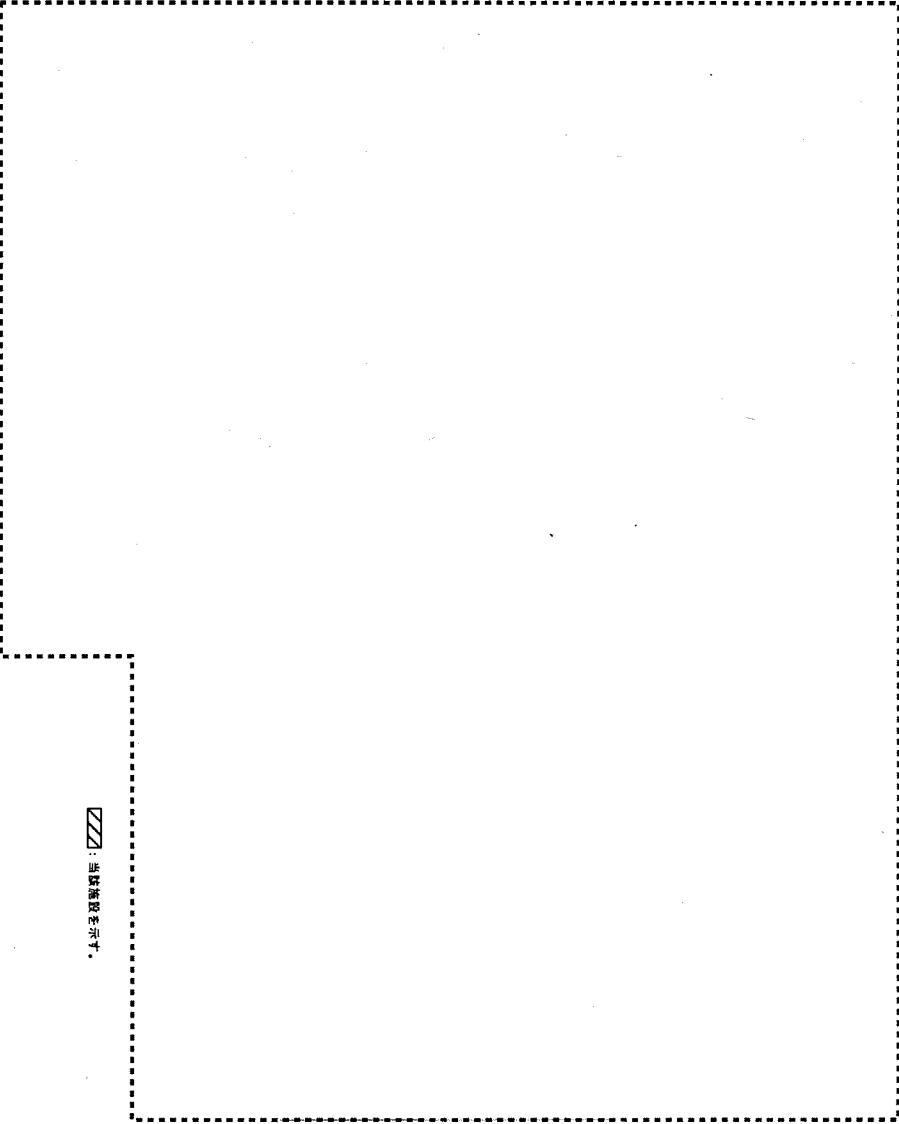
変更前			変更後	変更理由									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>気体廃棄設備の名称</th> <th>個数</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安全設備 放射線管理設備 排気モニタ その他</td> <td>1 1式</td> <td>燃料製造機器試験室全体の放射線管理を行う。 耐震設計：水平震度 0.24 エアスニファ、α線用退出モニタ、β線用退出モニタ、α線用放射能測定装置、β線用放射能測定装置、サーベイメータ類 図9-6に放射線管理設備の配置を示す。</td> </tr> <tr> <td>非常用電源設備 非常用発電装置（2号発電装置） 非常用予備発電装置</td> <td>1 1</td> <td>プルトニウム燃料第三開発室のユーティリティ棟に設置された非常用発電装置（2台ある非常用発電装置のうち2号発電装置）、又は非常用予備発電棟に設置された非常用予備発電装置（ユーティリティ棟に設置された非常用発電装置の予備）から、プルトニウム燃料第一開発室、ウラン貯蔵庫、付属機械室、プルトニウム燃料第二開発室、プルトニウム燃料第三開発室ATR棟、プルトニウム廃棄物処理開発施設及び第二プルトニウム廃棄物貯蔵施設とともに燃料製造機器試験室へ非常用電力の供給を受ける。 プルトニウム燃料第三開発室の非常用電源設備に接続する燃料製造機器試験室の主な設備・機器は次のとおりである。 ① 予備排風機 ② 負圧管理用電源</td> </tr> </tbody> </table>			気体廃棄設備の名称	個数	仕様	安全設備 放射線管理設備 排気モニタ その他	1 1式	燃料製造機器試験室全体の放射線管理を行う。 耐震設計：水平震度 0.24 エアスニファ、α線用退出モニタ、β線用退出モニタ、α線用放射能測定装置、β線用放射能測定装置、サーベイメータ類 図9-6に放射線管理設備の配置を示す。	非常用電源設備 非常用発電装置（2号発電装置） 非常用予備発電装置	1 1	プルトニウム燃料第三開発室のユーティリティ棟に設置された非常用発電装置（2台ある非常用発電装置のうち2号発電装置）、又は非常用予備発電棟に設置された非常用予備発電装置（ユーティリティ棟に設置された非常用発電装置の予備）から、プルトニウム燃料第一開発室、ウラン貯蔵庫、付属機械室、プルトニウム燃料第二開発室、プルトニウム燃料第三開発室ATR棟、プルトニウム廃棄物処理開発施設及び第二プルトニウム廃棄物貯蔵施設とともに燃料製造機器試験室へ非常用電力の供給を受ける。 プルトニウム燃料第三開発室の非常用電源設備に接続する燃料製造機器試験室の主な設備・機器は次のとおりである。 ① 予備排風機 ② 負圧管理用電源	(全部削除)	・全部削除 (燃料製造機器試験室の管理区域を解除するため)
気体廃棄設備の名称	個数	仕様											
安全設備 放射線管理設備 排気モニタ その他	1 1式	燃料製造機器試験室全体の放射線管理を行う。 耐震設計：水平震度 0.24 エアスニファ、α線用退出モニタ、β線用退出モニタ、α線用放射能測定装置、β線用放射能測定装置、サーベイメータ類 図9-6に放射線管理設備の配置を示す。											
非常用電源設備 非常用発電装置（2号発電装置） 非常用予備発電装置	1 1	プルトニウム燃料第三開発室のユーティリティ棟に設置された非常用発電装置（2台ある非常用発電装置のうち2号発電装置）、又は非常用予備発電棟に設置された非常用予備発電装置（ユーティリティ棟に設置された非常用発電装置の予備）から、プルトニウム燃料第一開発室、ウラン貯蔵庫、付属機械室、プルトニウム燃料第二開発室、プルトニウム燃料第三開発室ATR棟、プルトニウム廃棄物処理開発施設及び第二プルトニウム廃棄物貯蔵施設とともに燃料製造機器試験室へ非常用電力の供給を受ける。 プルトニウム燃料第三開発室の非常用電源設備に接続する燃料製造機器試験室の主な設備・機器は次のとおりである。 ① 予備排風機 ② 負圧管理用電源											

変更前			変更後	変更理由
使用設備の名称	個数	仕様	(全部削除)	・全部削除 (燃料製造機器試験室の管理区域を解除するため)
圧縮空気設備	1式	<p>本設備は、主に給排気系統の駆動用として使用する。</p> <p>本設備は、配管系統(弁、配管等)から構成されている。</p> <p>本設備は、プルトニウム燃料第一開発室の付属機械室に設置された圧縮空気供給設備から、プルトニウム燃料第一開発室及びプルトニウム燃料第二開発室とともに圧縮空気の供給を受ける。また、プルトニウム燃料第一開発室の付属機械室に設置された圧縮空気供給設備の保守時等には、プルトニウム燃料第三開発室のユーティリティ棟に設置された圧縮空気供給設備から、プルトニウム燃料第一開発室、プルトニウム燃料第二開発室、プルトニウム燃料第三開発室及びプルトニウム廃棄物処理開発施設とともに圧縮空気の供給を受ける。</p>		

変 更 前	変 更 後	変更理由		
<p>9-2 固体廃棄施設</p> <p>本施設から発生する固体廃棄物は、可燃性、難燃性及び不燃性に区分するとともに、ビニルバッグ若しくはビニル袋に収納し、これをカートンボックスに収納又はビニルバッグ若しくはビニルシートで二重梱包する。これらは、金属製容器若しくは金属製保管庫に保管するか、又はドラム缶若しくはコンテナ（以下、「廃棄物容器」という。）に封入し、区画等の放射線障害防止措置を講じた固体廃棄施設に保管する。固体廃棄物を保管する際には、線量率を測定する。</p> <p>保管した固体廃棄物は、ウラン廃棄物処理施設へ運搬する。</p> <p>9-2-1 固体廃棄施設の位置</p> <table border="1" data-bbox="125 614 969 1125"> <tr> <td data-bbox="125 614 349 1125">固体廃棄施設の位置</td> <td data-bbox="349 614 969 1125"> <p>(1) 敷地の位置 「9-1-1 気体廃棄施設の位置」と同じ。</p> <p>(2) 建家の位置 「9-1-1 気体廃棄施設の位置」と同じ。</p> <p>(3) 固体廃棄施設の位置 固体廃棄施設は、1階の工程室(2)及び工程室(4)である。 固体廃棄施設の位置を図9-7に示す。</p> <p>本施設から発生する固体廃棄物の廃棄施設は、上記の他にウラン廃棄物処理施設があり、その位置は、ウラン廃棄物処理施設（別冊8）の記載による。</p> </td> </tr> </table>	固体廃棄施設の位置	<p>(1) 敷地の位置 「9-1-1 気体廃棄施設の位置」と同じ。</p> <p>(2) 建家の位置 「9-1-1 気体廃棄施設の位置」と同じ。</p> <p>(3) 固体廃棄施設の位置 固体廃棄施設は、1階の工程室(2)及び工程室(4)である。 固体廃棄施設の位置を図9-7に示す。</p> <p>本施設から発生する固体廃棄物の廃棄施設は、上記の他にウラン廃棄物処理施設があり、その位置は、ウラン廃棄物処理施設（別冊8）の記載による。</p>	<p>(全部削除)</p>	<p>・全部削除 (燃料製造機器試験室の管理区域を解除するため)</p>
固体廃棄施設の位置	<p>(1) 敷地の位置 「9-1-1 気体廃棄施設の位置」と同じ。</p> <p>(2) 建家の位置 「9-1-1 気体廃棄施設の位置」と同じ。</p> <p>(3) 固体廃棄施設の位置 固体廃棄施設は、1階の工程室(2)及び工程室(4)である。 固体廃棄施設の位置を図9-7に示す。</p> <p>本施設から発生する固体廃棄物の廃棄施設は、上記の他にウラン廃棄物処理施設があり、その位置は、ウラン廃棄物処理施設（別冊8）の記載による。</p>			

変 更 前				変 更 後		変 更 理 由							
9-2-2 固体廃棄施設の構造				(全部削除)		・全部削除 (燃料製造機器試験室の管理区域を解除するため)							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>固体廃棄施設の名称</th> <th>構造</th> <th>床面積 (m²)</th> <th>設計仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 燃料製造機器試験室 工程室 (2) (R-7) 工程室 (4) (R-9) </td> <td> 「9-1-2 気体廃棄施設の構造」と同じ。 </td> <td> 「9-1-2 気体廃棄施設の構造」と同じ。 </td> <td> 「9-1-2 気体廃棄施設の構造」と同じ。 固体廃棄物の保管能力：200Lドラム缶換算で最大41本（内蔵放射性物質質量0.82 kgU、ドラム缶1本当たり100 gU以下） なお、固体廃棄物の保管量は、ウラン廃棄物処理施設（別冊8）のウラン系廃棄物貯蔵施設及び第2ウラン系廃棄物貯蔵施設の保管能力の内数として管理する。 </td> </tr> </tbody> </table>	固体廃棄施設の名称	構造	床面積 (m ²)				設計仕様	燃料製造機器試験室 工程室 (2) (R-7) 工程室 (4) (R-9)	「9-1-2 気体廃棄施設の構造」と同じ。	「9-1-2 気体廃棄施設の構造」と同じ。	「9-1-2 気体廃棄施設の構造」と同じ。 固体廃棄物の保管能力：200Lドラム缶換算で最大41本（内蔵放射性物質質量0.82 kgU、ドラム缶1本当たり100 gU以下） なお、固体廃棄物の保管量は、ウラン廃棄物処理施設（別冊8）のウラン系廃棄物貯蔵施設及び第2ウラン系廃棄物貯蔵施設の保管能力の内数として管理する。		
固体廃棄施設の名称	構造	床面積 (m ²)	設計仕様										
燃料製造機器試験室 工程室 (2) (R-7) 工程室 (4) (R-9)	「9-1-2 気体廃棄施設の構造」と同じ。	「9-1-2 気体廃棄施設の構造」と同じ。	「9-1-2 気体廃棄施設の構造」と同じ。 固体廃棄物の保管能力：200Lドラム缶換算で最大41本（内蔵放射性物質質量0.82 kgU、ドラム缶1本当たり100 gU以下） なお、固体廃棄物の保管量は、ウラン廃棄物処理施設（別冊8）のウラン系廃棄物貯蔵施設及び第2ウラン系廃棄物貯蔵施設の保管能力の内数として管理する。										
9-2-3 固体廃棄施設の設備													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>固体廃棄設備の名称</th> <th>仕 様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射線管理設備</td> <td>「9-1-3 気体廃棄施設の設備」記載のとおり。</td> </tr> </tbody> </table>		固体廃棄設備の名称	仕 様	放射線管理設備	「9-1-3 気体廃棄施設の設備」記載のとおり。								
固体廃棄設備の名称	仕 様												
放射線管理設備	「9-1-3 気体廃棄施設の設備」記載のとおり。												

変 更 前				変 更 後	変更理由																
9-3 維持管理中の設備 <table border="1" data-bbox="120 304 967 683"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>個数</th> <th>設置・保管場所</th> <th>維持管理状態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>屋内一次ピット</td> <td>1</td> <td>工程室(4)</td> <td>設備への電源を遮断し、排水バルブを閉止する。</td> </tr> <tr> <td>屋内二次ピット</td> <td>1</td> <td>工程室(2)</td> <td>設備への電源を遮断し、排水バルブを閉止する。</td> </tr> <tr> <td>排水受槽</td> <td>1</td> <td>屋外</td> <td>設備への電源を遮断し、排水バルブを閉止する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>維持管理中の設備の位置を図9-8に示す。</p>				名 称	個数	設置・保管場所	維持管理状態	屋内一次ピット	1	工程室(4)	設備への電源を遮断し、排水バルブを閉止する。	屋内二次ピット	1	工程室(2)	設備への電源を遮断し、排水バルブを閉止する。	排水受槽	1	屋外	設備への電源を遮断し、排水バルブを閉止する。	(全部削除)	・全部削除 (燃料製造機器試験室の管理区域を解除するため)
名 称	個数	設置・保管場所	維持管理状態																		
屋内一次ピット	1	工程室(4)	設備への電源を遮断し、排水バルブを閉止する。																		
屋内二次ピット	1	工程室(2)	設備への電源を遮断し、排水バルブを閉止する。																		
排水受槽	1	屋外	設備への電源を遮断し、排水バルブを閉止する。																		

変 更 前	変 更 後	変更理由
 <p>図 9-1 燃料製造機器試験室管理区域の位置</p> <p>ZZ: 当該施設を示す.</p>	<p>(全部削除)</p>	<p>・全部削除 (燃料製造機器試験室の管理区域を解除するため)</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>図9-2 非常用予備発電棟の位置</p> <p>(凡例) : 当該施設を示す</p>	<p>(全部削除)</p>	<p>・全部削除 (燃料製造機器試験室の管理区域を解除するため)</p>

変 更 前	変 更 後	変更理由
<p>図 9 - 3 燃料製造機器試験室平面図</p>	<p>(全部削除)</p>	<p>・全部削除 (燃料製造機器試験室の管理区域を解除するため)</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>図 9-4 気体廃棄施設の位置 (燃料製造機器試験室)</p>	<p>(全部削除)</p>	<p>・全部削除 (燃料製造機器 試験室の管理区 域を解除するた め)</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>(凡例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○フ: 送風機、排風機 □: 高性能エアフィルタ □: レゾナルタ —: 閉止栓 ○: 自動ファン △: 手動ファン : キヤラリ <p>図9-5 給排気系統図</p>	<p>(全部削除)</p>	<p>・全部削除 (燃料製造機器試験室の管理区域を解除するため)</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>(全部削除)</p> <p>○ 排気筒</p> <p>⊖ 排 : 排気モニタ</p> <p>----- : シャッター</p>	<p>(全部削除)</p>	<p>・全部削除 (燃料製造機器 試験室の管理区 域を解除するた め)</p>

図9-6 放射線管理設備の配置 (燃料製造機器試験室)

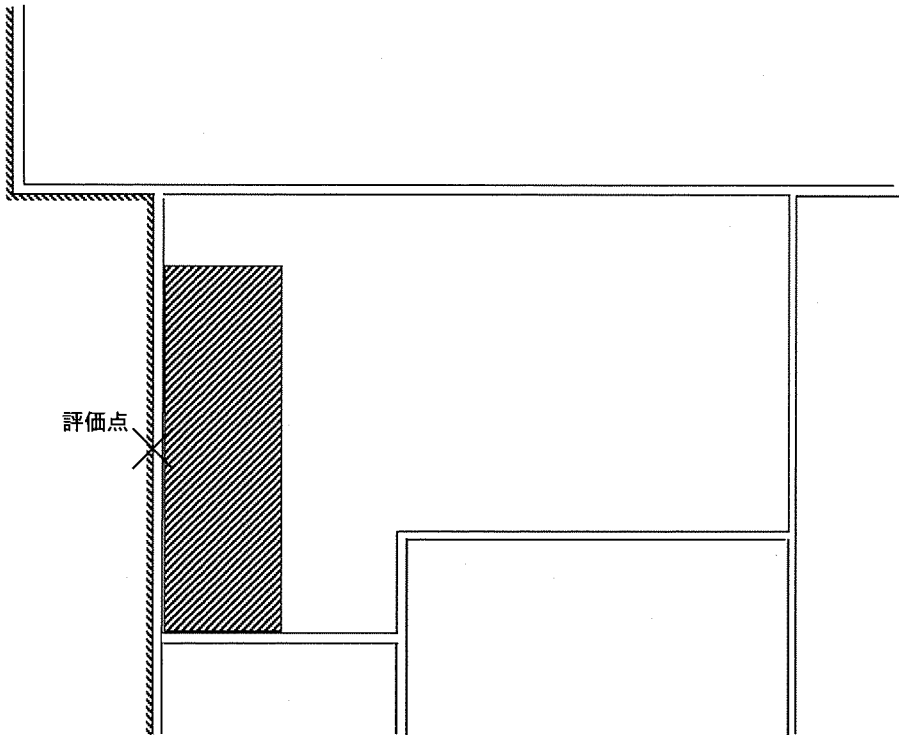


変更前	変更後	変更理由
<p>図 9-7 固体廃棄施設の位置 (燃料製造機器試験室)</p>	<p>(全部削除)</p>	<p>・全部削除 (燃料製造機器試験室の管理区域を解除するため)</p>

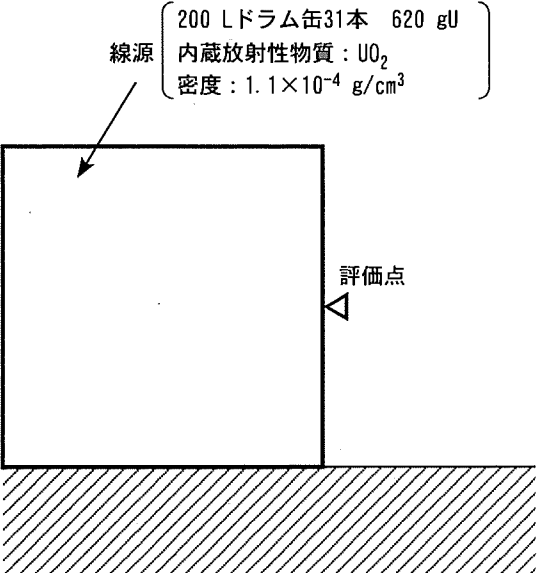
変更前	変更後	変更理由
<p>排水渠 (屋外)</p> <p>(凡例) : 維持管理中の設備 : シャッター</p> <p>図 9-8 維持管理中の設備の位置 (燃料製造機器試験室)</p>	<p>(全部削除)</p>	<p>・全部削除 (燃料製造機器試験室の管理区域を解除するため)</p>

変 更 前	変 更 後	変更理由
<p>1. 閉じ込めの機能</p> <div data-bbox="78 308 976 427" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第二条 使用施設等は、放射性物質を限定された区域に適切に閉じ込めることができるものでなければならない。</p> </div> <p>(1) 管理区域</p> <p>本施設の建家内に管理区域を設定する。管理区域内の床及び壁は、除染が容易な材質で仕上げる。管理区域は、非管理区域及び外気に対して負圧に保たれるようにしてある。管理区域からの排気は、プレフィルタ及び高性能フィルタ 1 段を経て排気筒から排出する。</p>	<p>(全部削除)</p>	<p>・全部削除 (燃料製造機器試験室の管理区域を解除するため)</p>

変 更 前	変 更 後	変更理由
<p>2. 遮蔽</p> <div data-bbox="80 308 978 427" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第三条 使用施設等は、放射性物質からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものでなければならない。</p> </div> <p>放射線業務従事者の線量が「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成27年原子力規制委員会告示第8号）」（以下、「線量告示」という。）に定める線量限度を超えないようにする。本施設ではウラン系の固体廃棄物のみを取り扱うことから、放射線業務従事者の線量限度を超えることはないことは明らかであり、「23.1 (2) 管理区域内の空气中放射性物質濃度」に示すとおり、空气中放射性物質濃度は、濃度限度を十分下回ることから、放射線業務従事者の年間推定実効線量への影響はない。</p> <p>2.1 管理区域境界の線量評価</p> <p>固体廃棄施設に保管する固体廃棄物の内蔵放射性物質を線源とした管理区域境界における外部放射線に係る線量を評価する。対象室は、管理区域境界からの線源までの距離、壁厚、固体廃棄物の保管量等を考慮し、工程室(2)とした。工程室(2)は、管理区域境界である外壁に接しており、固体廃棄物の保管量が200Lドラム缶換算で31本と多く線量率が最も高くなることから代表とした。なお、他室からの線量率への寄与は、評価点からの距離があることから、考慮しない。</p>	<p>(全部削除)</p>	<p>・全部削除 (燃料製造機器試験室の管理区域を解除するため)</p>

変 更 前	変 更 後	変更理由
<p>(1) 内蔵される放射性物質</p> <p>固体廃棄施設には、200 Lドラム缶換算で31本の固体廃棄物を保管するものとした。固体廃棄物の内蔵放射性物質は二酸化ウランとし、ドラム缶1本あたり20gのウラン（実績値を考慮し、保守側に設定した値）が内蔵されているものとする。ウランは回収ウランとし、線源強度を設定する。</p> <p>(2) 実効線量率の計算方法</p> <p>実効線量率は、評価点における線束を求め、線束に実効線量率変換係数を乗じて求める。実効線量率変換係数は、ICRP Pub. 74⁽¹⁾のデータを基に、線束計算に用いるライブラリの群分けに対応させて作成する。</p> <p>評価点における線束は、点減衰核積分コードQAD⁽²⁾を使用して求める。</p> <p>(3) 実効線量率の評価結果</p> <p>前述の方法により、実効線量率を評価する。評価位置は、線量率の寄与が大きい線源の正面位置の建家屋外の壁表面とする。線源配置と評価点位置を図2-1に、管理区域境界の線量評価モデルを図2-2に示す。</p> <p>管理区域境界における外部放射線に係る線量の評価結果は、3ヶ月を500時間とした場合、1.4×10^{-1} mSv/3ヶ月となり、線量告示に基づく管理区域の設定基準1.3 mSv/3ヶ月を下回る。</p>	<p>(全部削除)</p>	<p>・全部削除 （燃料製造機器試験室の管理区域を解除するため）</p>

変 更 前	変 更 後	変更理由
 <p data-bbox="156 678 235 710">評価点</p> <p data-bbox="750 1077 952 1181"> (凡例)  固体廃棄施設  管理区域境界 </p> <p data-bbox="224 1284 862 1316">図 2 - 1 工程室 (2) の線源配置及び評価点 (平面図)</p>	<p data-bbox="1052 255 1164 287">(全部削除)</p>	<p data-bbox="2027 263 2195 375"> ・全部削除 (燃料製造機器 試験室の管理区 域を解除するた め) </p>

変更前	変更後	変更理由
 <p data-bbox="380 295 772 399"> 線源 { 200 Lドラム缶31本 620 gU 内蔵放射性物質: UO₂ 密度: 1.1 × 10⁻⁴ g/cm³ } </p> <p data-bbox="604 558 683 590">評価点</p> <p data-bbox="168 1133 929 1173"> <u>図 2 - 2 管理区域境界の線量評価モデル (線源: 固体廃棄物)</u> </p>	<p data-bbox="1041 223 1153 255">(全部削除)</p>	<p data-bbox="2016 223 2184 343"> ・全部削除 (燃料製造機器 試験室の管理区 域を解除するた め) </p>

新旧対照表

燃料製造機器試験室 添付書類 1

変 更 前	変 更 後	変更理由
<p>参考文献</p> <p>(1) International Commission on Radiological Protection, "Conversion Coefficients for Use in Radiological Protection Against External Radiation", ICRP Publication 74 (1996)</p> <p>(2) Y. Sakamoto, S. Tanaka, "QAD-CGGP2 and G33-GP2: Revised Versions of QAD-CGGP and G33-GP" (Codes with the Conversion Factors from Exposure to Ambient and Maximum Dose Equivalents), JAERI-M 90-110 (1990)</p>	<p>(全部削除)</p>	<p>・全部削除 (燃料製造機器試験室の管理区域を解除するため)</p>

変 更 前	変 更 後	変更理由
<p>3. 火災等による損傷の防止</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>第四条 使用施設等は、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止することができ、かつ、火災及び爆発の影響を軽減する機能を有するものでなければならない。</p> <p>2 施設検査対象施設には、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、前項に定めるもののほか、消火を行う設備（以下「消火設備」という。）及び早期に火災発生を感知する設備を設けなければならない。</p> <p>3 消火設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても安全上重要な施設の安全機能を損なわないものでなければならない。</p> </div> <p>3.1 火災による損傷の防止</p> <p>建家は、鉄骨コンクリート耐震耐火構造である。</p> <p>建家火災に対しては、消防法に基づき建家内各所に自動火災報知設備を設置するとともに、消火器を設置する。</p> <p>固体廃棄物を廃棄施設に保管する場合は、ドラム缶若しくはコンテナ（以下、「廃棄物容器」という。）又は金属製容器若しくは金属製保管庫に収納する。</p> <p>火災の予防措置及び日常の管理については、下部要領に定めた方法で行う。</p> <p>3.2 爆発による損傷の防止</p> <p>本施設においては、水素その他の可燃性ガスを使用しないことから、爆発が発生するおそれはない。</p>	<p>(全部削除)</p>	<p>・全部削除 (燃料製造機器試験室の管理区域を解除するため)</p>

変 更 前	変 更 後	変更理由
<p>4. 立ち入りの防止</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第五条 使用施設等には、人がみだりに管理区域内に立ち入らないように壁、柵その他の区画物及び標識を設けなければならない。</p> <p>2 使用施設等には、業務上立ち入る者以外の者がみだりに周辺監視区域内に立ち入ることを制限するため、当該区域の境界に柵その他の人の侵入を防止するための設備又は標識を設けなければならない。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれがないことが明らかな場合は、この限りでない。</p> </div> <p>人がみだりに管理区域内に立ち入らないように管理区域境界を壁又は柵によって区画し、かつ、標識を設ける。また、業務上立ち入る者以外の者がみだりに周辺監視区域内に立ち入ることを制限するため、当該区域の境界に柵又は標識を設ける。</p>	<p>(全部削除)</p>	<p>・全部削除 (燃料製造機器試験室の管理区域を解除するため)</p>

変 更 前	変 更 後	変更理由
<p>5. 自然現象による影響の考慮</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>第六条 使用施設等（施設検査対象施設は除く。）は、想定される自然現象による当該使用施設等への影響を適切に考慮したものでなければならない。</p> </div> <p>(1) 地震 建家は、建築基準法に従って水平震度0.2に耐えるように設計する。</p> <p>(2) 津波 燃料製造機器試験室は、核燃料サイクル工学研究所敷地内のほぼ中央部に位置し、海岸から約800 m離れた海拔約25～27 mの小丘上の平坦部に位置する。 このように、海岸から十分離れており、海拔約25～27 mの場所に設置するため、津波による被害を受けるおそれはない。</p> <p>(3) 洪水 施設は、周辺の河川から十分離れており、海拔約6.5 m以上の場所に設置するため、洪水による被害を受けるおそれはない。</p> <p>(4) 台風 建家及び構造物は、建築基準法の定めるところに従って、台風時における最大風速60 m/sに耐えるように設計する。</p>	<p>(全部削除)</p>	<p>・全部削除 （燃料製造機器試験室の管理区域を解除するため）</p>

変 更 前	変 更 後	変更理由
<p>6. 核燃料物質の臨界防止</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第七条 施設検査対象施設は、核燃料物質が臨界に達するおそれがないようにするため、核的に安全な形状寸法にすることその他の適切な措置を講じたものでなければならない。</p> <p>2 施設検査対象施設には、臨界警報設備その他の臨界事故を防止するために必要な設備を設けなければならない。</p> </div> <p>該当なし</p> <p>7. 施設検査対象施設の地盤</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第八条 施設検査対象施設は、次条第二項の規定により算定する地震力（安全機能を有する施設のうち、地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの（以下「耐震重要施設」という。）にあっては、同条第三項の地震力を含む。）が作用した場合においても当該施設検査対象施設を十分に支持することができる地盤に設けなければならない。</p> <p>2 耐震重要施設は、変形した場合においてもその安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設けなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、変位が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。</p> </div> <p>該当なし</p>	<p>(全部削除)</p>	<p>・全部削除 (燃料製造機器試験室の管理区域を解除するため)</p>

変 更 前	変 更 後	変更理由
<p>8. 地震による損傷の防止</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第九条 施設検査対象施設は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。</p> <p>2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある施設検査対象施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p> <p>4 耐震重要施設は、前項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p> </div> <p>該当なし</p> <p>9. 津波による損傷の防止</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第十条 施設検査対象施設は、その供用中に当該施設検査対象施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p> </div> <p>該当なし</p>	<p>(全部削除)</p>	<p>・全部削除 (燃料製造機器試験室の管理区域を解除するため)</p>

変 更 前	変 更 後	変更理由
<p>10. 外部からの衝撃による損傷の防止</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第十一条 施設検査対象施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計評価事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。</p> <p>3 施設検査対象施設は、工場若しくは事業所（以下「工場等」という。）内又はその周辺において想定される当該施設検査対象施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なわないものでなければならない。</p> </div> <p>該当なし</p>	<p>(全部削除)</p>	<p>・全部削除 （燃料製造機器試験室の管理区域を解除するため）</p>

変 更 前	変 更 後	変更理由
<p>11. 施設検査対象施設への人の不法な侵入等の防止</p> <div data-bbox="85 304 981 727" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第十二条 施設検査対象施設が設置される工場等には、施設検査対象施設への人の不法な侵入、施設検査対象施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれることを防止するための設備を設けなければならない。</p> <p>2 施設検査対象施設が設置される工場等には、必要に応じて、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するための設備を設けなければならない。</p> </div> <p>該当なし</p> <p>12. 溢水による損傷の防止</p> <div data-bbox="85 951 981 1067" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第十三条 施設検査対象施設は、その施設内における溢水が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> </div> <p>該当なし</p>	<p>(全部削除)</p>	<p>・全部削除 (燃料製造機器試験室の管理区域を解除するため)</p>

変 更 前	変 更 後	変更理由
<p>13. 化学薬品の漏えいによる損傷の防止</p> <div data-bbox="85 304 981 424" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第十四条 施設検査対象施設は、その施設内における化学薬品の漏えいが発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> </div> <p>該当なし</p> <p>14. 飛散物による損傷の防止</p> <div data-bbox="85 647 981 767" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第十五条 施設検査対象施設は、その施設内の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により、安全機能を損なわないものでなければならない。</p> </div> <p>該当なし</p> <p>15. 重要度に応じた安全機能の確保</p> <div data-bbox="85 991 981 1310" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第十六条 施設検査対象施設は、その安全機能の重要度に応じて、その機能が確保されたものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、機械又は器具の単一故障（単一の原因によって一つの機械又は器具が所定の安全機能を失うこと（従属要因による多重故障を含む。）をいう。）が発生した場合においてもその機能を損なわないものでなければならない。</p> </div> <p>該当なし</p>	<p>(全部削除)</p>	<p>・全部削除 （燃料製造機器試験室の管理区域を解除するため）</p>

変 更 前	変 更 後	変更理由
<p>16. 環境条件を考慮した設計</p> <div data-bbox="85 304 981 424" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第十七条 施設検査対象施設は、通常時及び設計評価事故時に想定される全ての環境条件において、安全機能を発揮することができるものでなければならない。</p> </div> <p>該当なし</p> <p>17. 検査等を考慮した設計</p> <div data-bbox="85 647 981 815" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第十八条 施設検査対象施設は、当該施設検査対象施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるものでなければならない。</p> </div> <p>該当なし</p> <p>18. 施設検査対象施設の共用</p> <div data-bbox="85 1038 981 1206" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第十九条 施設検査対象施設は、他の原子力施設又は同一の工場等内の他の使用施設等と共用する場合には、施設検査対象施設の安全性を損なわないものでなければならない。</p> </div> <p>該当なし</p>	<p>(全部削除)</p>	<p>・全部削除 (燃料製造機器試験室の管理区域を解除するため)</p>

変 更 前	変 更 後	変更理由
<p>19. 誤操作の防止</p> <div data-bbox="85 308 981 480" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第二十条 施設検査対象施設は、誤操作を防止するための措置を講じたものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、容易に操作することができるものでなければならない。</p> </div> <p>該当なし</p> <p>20. 安全避難通路等</p> <div data-bbox="85 699 981 1023" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第二十一条 施設検査対象施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。</p> <p>一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路</p> <p>二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明</p> <p>三 設計評価事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源</p> </div> <p>該当なし</p> <p>21. 設計評価事故時の放射線障害の防止 (変更なし)</p> <div data-bbox="85 1246 981 1366" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第二十二条 施設検査対象施設は、設計評価事故時において、周辺監視区域の外の公衆に放射線障害を及ぼさないものでなければならない。</p> </div> <p>該当なし</p>	<p>(全部削除)</p>	<p>・全部削除 (燃料製造機器試験室の管理区域を解除するため)</p>

変 更 前	変 更 後	変更理由
<p>22. 貯蔵施設</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第二十三条 貯蔵施設には、次に掲げるところにより、核燃料物質を貯蔵するための施設又は設備を設けなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 核燃料物質を貯蔵するために必要な容量を有するものであること。 二 核燃料物質を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施設又は立入制限の措置を講じたものであること。 三 標識を設けるものであること。 <p>2 貯蔵施設には、核燃料物質を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けなければならない。</p> </div> <p>該当なし</p>	<p>(全部削除)</p>	<p>・全部削除 (燃料製造機器試験室の管理区域を解除するため)</p>

変 更 前	変 更 後	変更理由
<p>23. 廃棄施設</p> <p>第二十四条 廃棄施設には、次に掲げるところにより、放射性廃棄物を処理するための施設又は設備を設けなければならない。</p> <p>一 管理区域内の人が常時立ち入る場所及び周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。ただし、空气中に放射性物質が飛散するおそれのないときは、この限りでない。</p> <p>二 周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。</p> <p>2 廃棄施設には、放射性廃棄物を保管廃棄する場合は、次に掲げるところにより、保管廃棄施設を設けなければならない。</p> <p>一 放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有するものであること。</p> <p>二 外部と区画されたものであること。</p> <p>三 放射性廃棄物を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けるものであること。</p> <p>四 放射性廃棄物を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を講じたものであること。</p> <p>3 放射性廃棄物を廃棄するための施設又は設備には、標識を設けなければならない。</p>	<p>(全部削除)</p>	<p>・全部削除 (燃料製造機器試験室の管理区域を解除するため)</p>

変 更 前	変 更 後	変更理由
<p>23.1 気体廃棄施設</p> <p>(1) 気体廃棄物の処理方法</p> <p>本施設の管理区域内の各部屋を経て排出される汚染し、若しくは汚染のおそれのある排気は、気体廃棄物として高性能エアフィルタでろ過し、放射性物質濃度をモニタリングしながら大気中に放出する。</p> <p>気体廃棄物の処理については、下部要領で定められた方法で行う。</p> <p>本施設で使用する高性能エアフィルタは、0.15 μm径の粒子に対して99.97%以上の捕集効率である。</p> <p>(2) 管理区域内の空气中放射性物質濃度</p> <p>管理区域内における放射性物質濃度を評価する。</p> <p>固体廃棄物は、ビニルバッグ若しくはビニル袋に収納し、これをカートンボックスに収納又はビニルバッグ若しくはビニルシートで二重梱包する。ビニルバッグ及びビニルシート梱包は両端をシール、カートンボックスは蓋をテープで固定して漏えいを防止する。ビニルバッグ等の表面に汚染のないことを確認した後、さらに、金属製容器若しくは金属製保管庫に保管するか、又は密閉できる構造のドラム缶若しくはコンテナに封入して保管しており、保管中の固体廃棄物から核燃料物質が漏えいすることはないことから管理区域内の空气中放射性物質濃度が線量告示で定める濃度限度を超えることはない。</p>	<p>(全部削除)</p>	<p>・全部削除 (燃料製造機器試験室の管理区域を解除するため)</p>

変 更 前	変 更 後	変更理由
<p>23.2 固体廃棄施設</p> <p>(1) 固体廃棄物の区分</p> <p>固体廃棄物は、次の3種類に区分して処理する。</p> <p>① 可燃性固体廃棄物 紙、布、プラスチック等</p> <p>② 難燃性固体廃棄物 ゴム、塩化ビニルシート、ビニルバッグ等</p> <p>③ 不燃性固体廃棄物 金属、ガラス、フィルタ等</p> <p>(2) 固体廃棄物の処理</p> <p>本施設から発生する固体廃棄物は、発生場所においてビニルバッグ若しくはビニル袋に収納し、これをカートンボックスに収納又はビニルバッグ若しくはビニルシートで二重梱包する。</p> <p>これらの処理を施した固体廃棄物は、表面に汚染のないことを確認した後、本施設の固体廃棄施設で金属製容器若しくは金属製保管庫に保管するか、又は廃棄物容器に封入する。固体廃棄物を保管又は封入する際には、線量率を測定する。</p> <p>廃棄物容器に封入した固体廃棄物は、ウラン廃棄物処理施設へ運搬する。また、ウラン廃棄物処理施設へ運搬するまでの間、本施設の固体廃棄施設に保管することもある。</p> <p>なお、固体廃棄物の処理及び保管については、下部要領に定めた方法で行う。</p>	<p>(全部削除)</p>	<p>・全部削除 (燃料製造機器試験室の管理区域を解除するため)</p>

変 更 前	変 更 後	変更理由
<p>24. 汚染を検査するための設備</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>第二十五条 密封されていない核燃料物質を使用する場合にあっては、使用施設等には、管理区域内の放射性物質により汚染されるおそれのある場所から退出する者の放射性物質による汚染を検査するために必要な設備を設けなければならない。</p> </div> <p>管理区域内の放射性物質により汚染されるおそれのある場所から退出する者の放射性物質による汚染を検査するために、管理区域の出入り口近傍にα線用退出モニタ又はα線用サーベイメータ並びにβ線用退出モニタ又はβ線用サーベイメータを設ける。</p> <p>25. 監視設備</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>第二十六条 施設検査対象施設には、必要に応じて、通常時及び設計評価事故時において、当該施設検査対象施設及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びに設計評価事故時における迅速な対応のために必要な情報を適切な場所に表示できる設備を設けなければならない。</p> </div> <p>該当なし</p>	<p>(全部削除)</p>	<p>・全部削除 (燃料製造機器試験室の管理区域を解除するため)</p>

変 更 前	変 更 後	変更理由
<p>26. 非常用電源設備</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>第二十七条 施設検査対象施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備その他当該施設検査対象施設の安全機能を確保するために必要な設備を使用することができるように、必要に応じて非常用電源設備を設けなければならない。</p> </div> <p>該当なし</p> <p>27. 通信連絡設備等</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>第二十八条 施設検査対象施設が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備を設けなければならない。</p> <p>2 施設検査対象施設が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合においてその施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、専用通信回線を設けなければならない。</p> <p>3 専用通信回線は、必要に応じて多様性を確保するものでなければならない。</p> </div> <p>該当なし</p>	<p>(全部削除)</p>	<p>・全部削除 (燃料製造機器試験室の管理区域を解除するため)</p>

変 更 前	変 更 後	変更理由
<p>28. 多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止</p> <div data-bbox="85 304 981 523" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第二十九条 施設検査対象施設は、発生頻度が設計評価事故より低い事故であって、当該施設検査対象施設から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものが発生した場合において、当該事故の拡大を防止するために必要な措置を講じたものでなければならない。</p> </div> <p>該当なし</p>	<p>(全部削除)</p>	<p>・全部削除 (燃料製造機器試験室の管理区域を解除するため)</p>

参考資料

燃料製造機器試験室
気体廃棄施設、維持管理中の設備の解体・撤去
及び管理区域解除に係る安全性について

目 次

1. 解体・撤去する設備の概要及び解体・撤去の方法	1
(1) 解体・撤去する設備の概要	1
(2) 解体・撤去の方法	1
2. 管理区域解除する施設の概要及び管理区域解除作業	2
(1) 管理区域解除する施設の概要	2
(2) 管理区域解除作業	2
3. 核燃料物質の譲渡しの方法	2
4. 核燃料物質による汚染の除去の方法	2
(1) 汚染の状況	2
(2) 汚染の除去方法	2
5. 核燃料物質によって汚染された物の廃棄の方法	2
(1) 放射性気体廃棄物の廃棄	2
(2) 放射性液体廃棄物の廃棄	3
(3) 放射性固体廃棄物の廃棄	3
6. 作業の管理	3
(1) 作業の計画	3
(2) 作業の記録	3
(3) 作業者に対する教育等	3
別添 1	
解体・撤去及び管理区域解除作業期間中に機能を維持すべき設備及びその機能並びにその機能を維持すべき期間に関する説明書	4
1. 使用施設に残存する核燃料物質等の評価	4
2. 気体廃棄施設の維持管理	4
3. 対象設備の解体・撤去及び管理区域解除作業の期間	4
別添 2	
核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による放射線の被ばく管理及び放射性廃棄物の廃棄に関する説明書	5
1. 解体・撤去及び管理区域解除作業期間中の放射線管理	5
2. 解体・撤去及び管理区域解除作業に伴う放射性固体廃棄物の発生量	5
3. 解体・撤去及び管理区域解除作業期間中の平常時における一般公衆の被ばく線量の評価	5
別添 3	
解体・撤去及び管理区域解除作業中の過失、機械若しくは装置の故障又は地震、火災その他の災害があった場合に発生すると想定される事故の種類、程度、影響に関する説明書	6
図-1 (1) 対象設備の配置概略図（維持管理中の設備）	7
図-1 (2) 対象設備の配置概略図（気体廃棄施設、排気系配管）	8

1. 解体・撤去する設備の概要及び解体・撤去の方法

(1) 解体・撤去する設備の概要

①維持管理中の設備

屋内一次ピットは工程室(4)に、屋内二次ピットは工程室(2)にあり、設備への電源を遮断し、設備出口にある排水バルブを閉止している。

排水受槽は屋外にあり、設備への電源を遮断し、設備出口にある排水バルブを閉止している。

維持管理中の設備の位置を図-1(1)に示す。

②気体廃棄施設の設備

気体廃棄設備は、当該施設管理区域内の負圧の確保を行ってきた。管理区域内からの排気は、プレフィルタ及び高性能エアフィルタ1段を経て排気筒から排出している。撤去する気体廃棄施設の設備は、排風機、排気フィルタであり、排気室に設置してある。

気体廃棄設備の配置を図-1(2)に示す。

(2) 解体・撤去の方法

核燃料物質使用変更許可後に実施する作業は、①解体・撤去を行うための措置、②汚染のある設備の解体・撤去、③汚染のない設備の解体・撤去である。

対象設備のうち、維持管理中の設備の屋内一次ピット内部は核燃料物質により汚染している。一方、屋内一次ピットに貯留した廃液は、廃液処理装置で中和、凝集沈殿、吸着除去等の処理を行った後、屋内二次ピットに入れ放射性物質濃度が線量告示に定める濃度限度以下であることを確認した後に排水受槽に受け入れることから、屋内二次ピット以降の設備は核燃料物質による汚染がないと考えられる。

また、管理区域の空気を排気する気体廃棄設備並びにこれらの高性能エアフィルタ及び排気ダクト内部は核燃料物質により汚染しているが、排気フィルタ以降の排風機及びダクトは汚染していないものと考えられる。

また、設備に電気を供給するユーティリティ配管、架台等は、核燃料物質による汚染がないと考えられる。以下に各作業の方法を示す。

なお、各作業に係る安全は、「核燃料サイクル工学研究所放射線保安規則」(以下「保安規則」という。)により管理する。

①解体・撤去を行うための措置

対象設備表面の汚染状況を直接法及びスミヤ法によりサーベイし、汚染のないことを確認する。内部が汚染している設備は②に示す方法で、処置・廃棄を行う。

汚染がないと考えられる設備は③の方法で処置・廃棄を行う。

②汚染のある設備の解体・撤去

1) 仮設排気装置の設置及び建家負圧の維持を確認後に、既存の給排気設備を停止する。

2) 汚染がある設備は、グリーンハウス内で、タイベックスーツ及び半面マスク又は全面マスクを着用し、電動工具等を用いて解体を行う。

3) 発生する廃棄物は、5.(3)に示す方法で廃棄する。

③汚染のない設備の解体・撤去

その他、汚染がないと考えられる設備については、『原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて(指示)』(NISA-111a-08-1、平成20・04・21原院第1号)を参考に、適切に処分又は資源として有効利用する。

2. 管理区域解除する施設の概要及び管理区域解除作業

(1) 管理区域解除する施設の概要

燃料製造機器試験室は、昭和47年9月使用許可を取得後、転換の技術開発試験、ウラン原料粉末の適性試験、ペレット製造工程設備の開発試験等に利用してきた施設である。

なお、令和元年10月9日付け令01原機(サ保)038をもって原子力規制委員会へ申請し、令和元年12月25日付け令01原機(サ保)049をもって一部補正し、令和2年2月26日付けで許可を得た核燃料物質使用変更許可申請書において、当該施設の使用の目的及び方法等の記載を削除しており、現在当該施設内に核燃料物質は存在しない。

(2) 管理区域解除作業

核燃料物質使用変更許可後、気体廃棄設備の解体・撤去後に管理区域解除のために行う作業は、①汚染の可能性のある個所の除去、②管理区域内の汚染検査である。なお、作業に係る安全は、保安規則により管理する。

① 汚染の可能性のある個所の除去

汚染の可能性のある個所をはつり等により除去する。

② 管理区域内の汚染検査

当該施設の管理区域内の床、壁、天井等について、 α 線及び β γ 線用サーベイメータによるダイレクトサーベイ及びスミヤ法による汚染検査を行う。汚染検査において、汚染が検出された場合は、①による方法で除去を行い、再度汚染検査を実施する。汚染検査の結果、汚染の無いことを確認後、管理区域解除を行う。

3. 核燃料物質の譲渡の方法

対象設備に貯蔵又は使用中の核燃料物質はなく、核燃料物質の譲渡の方法については、該当しない。

4. 核燃料物質による汚染の除去の方法

(1) 汚染の状況

対象設備の表面には汚染はない。設備の内部には核燃料物質による汚染があるが、放射線作業計画の立案にあたり、対象設備のサーベイを行い汚染レベルを明確にする。

(2) 汚染の除去方法

対象設備内部の遊離性汚染は、作業者の被ばく低減等のためアルコール等による拭き取りで可能な範囲で除去する。

5. 核燃料物質によって汚染された物の廃棄の方法

(1) 放射性気体廃棄物の廃棄

管理区域内に設置するグリーンハウスの排気は、専用排気装置を経て、仮設排気装置へ集められ、高性能エアフィルタでろ過した後に既設の排気系統を通じて放射性物質濃度が法令に定める濃度限度以下であることを監視しながら大気中に放出する。また、管理区域の室内からの排気についても、仮設排気装置へ集められ、高性能エアフィルタでろ過した後に既設の排気系統を通じて放射性物質濃度が法令に定める濃度限度以下であることを監視しながら大気中へ放出する。

また、念のため屋外で一時管理区域を設定するグリーンハウスの排気は、専用排気

装置を経て、高性能エアフィルタでろ過した後、大気中に放出する。この排気は、定期的に放射性物質が法令に定める濃度限度以下であることを監視する。

(2) 放射性液体廃棄物の廃棄

本作業では放射性液体廃棄物は発生しない。

(3) 放射性固体廃棄物の廃棄

発生する廃棄物は、難燃物及び不燃物については放射性廃棄物としてドラム缶又はコンテナに収納し、ウラン廃棄物処理施設のウラン系廃棄物貯蔵施設又は第2ウラン系廃棄物貯蔵施設に運搬する。可燃物についてはカートンボックスに収納し、ウラン廃棄物処理施設の焼却施設に運搬する。

6. 作業の管理

(1) 作業の計画

対象設備の解体・撤去及び管理区域解除に当たっては、保安規則に基づき作業実施方法、放射性廃棄物管理、放射線管理、作業の安全管理、作業の実施体制、非常時の対応等を記載した放射線作業計画書を作成し、安全確保の徹底を図る。

(2) 作業の記録

本作業の記録として、作業手順、工程、本作業で発生した廃棄物の発生量及び保管方法、作業者の被ばくの記録を作成する。

(3) 作業員に対する教育等

保安規則に基づく保安教育を実施する。また、放射線作業計画書に基づき作業方法、放射性廃棄物の取扱い、安全対策、非常時の対応等を周知徹底するとともに、作業開始前には打合せを行い安全意識の高揚を図る。

解体・撤去及び管理区域解除作業期間中に機能を維持すべき設備及びその機能並びにその機能を維持すべき期間に関する説明書

1. 使用施設に残存する核燃料物質等の評価

当該施設において、核燃料物質の使用、貯蔵は終了し、本作業により発生する放射性固体廃棄物の保管量の変更はないため遮蔽能力の変更もない。

核燃料物質によって汚染された設備は、「4. 核燃料物質による汚染の除去の方法、(1)汚染の状況」による。

2. 気体廃棄施設の維持管理

仮設排気装置を設置することにより、施設の負圧は確保される。

3. 対象設備の解体・撤去及び管理区域解除作業の期間

対象設備の解体・撤去及び管理区域解除作業に要する期間は、約 12 か月である。

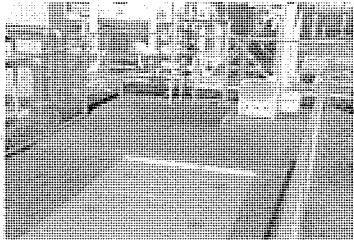
核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による放射線の被ばく管理及び放射性廃棄物の廃棄に関する説明書

1. 解体・撤去及び管理区域解除作業期間中の放射線管理
 - (1) 核燃料物質による汚染の拡散防止のための措置に関すること
汚染のある設備の解体・撤去については、汚染拡大防止措置を施したグリーンハウス内で行い、汚染の拡散を防止するとともに、サーベイエリアを設定し、エリア退出時に相互サーベイ等の汚染チェックを確実に実施する。
 - (2) 外部及び内部被ばく低減に関すること
汚染のある設備の解体・撤去及び管理区域解除に当たっては、保安規則に基づき外部被ばく及び内部被ばく管理を行う。
2. 解体・撤去及び管理区域解除作業に伴う放射性固体廃棄物の発生量
本作業において発生する放射性固体廃棄物の量はドラム缶換算で約 100 本である。
3. 解体・撤去及び管理区域解除作業期間中の平常時における一般公衆の被ばく線量の評価
本作業は、燃料製造機器試験室の管理区域内で行う。本作業に伴って発生する放射性気体廃棄物は高性能エアフィルタでろ過後、大気中に放出され、本作業に伴って発生する放射性固体廃棄物は所定の固体廃棄施設に保管するので、平常時における一般公衆の被ばく線量の評価に変更はない。なお、本作業では、放射性液体廃棄物は発生しない。

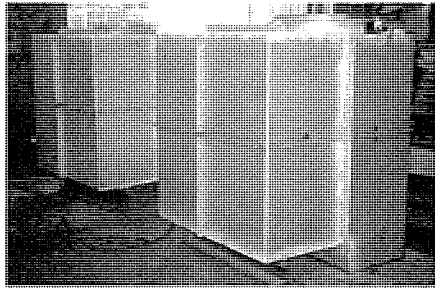
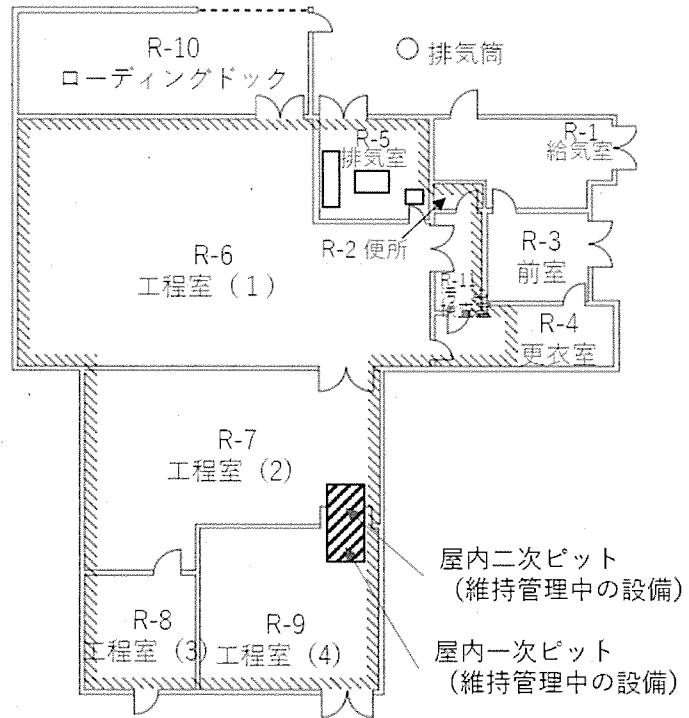
解体・撤去及び管理区域解除作業中の過失、機械若しくは装置の故障又は地震、火災その他の災害があった場合に発生すると想定される事故の種類、程度、影響に関する説明書

本作業において対象設備内の汚染は、必要に応じて、可能な限り除去するとともに、適切な防護具を装備して行うことから、万一機械又は装置の故障が発生しても、作業員の被ばくを防止できる。

また、本作業の火災対策として、対象設備の解体前に可燃物の回収を徹底するとともに、作業エリアの床面に鋼板を設置、多重の防火養生、耐熱養生及び消火器設置等を行う。



排水受槽
(維持管理中の設備)



一次、二次ピット全容

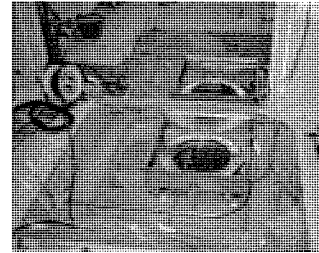


図-1 (1) 対象設備の配置概略図 (維持管理中の設備)

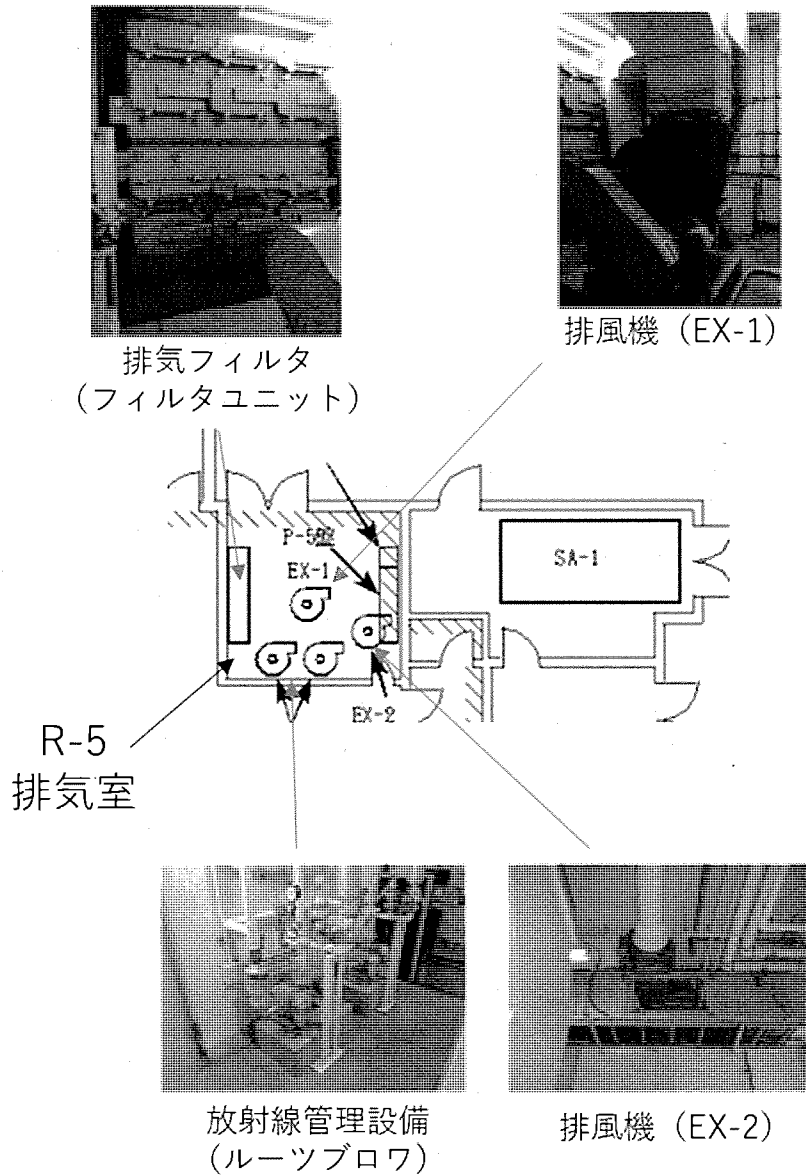


図-1 (2) 対象設備の配置概略図 (気体廃棄施設 排気系配管)

核燃料物質使用変更許可申請書

新旧対照表

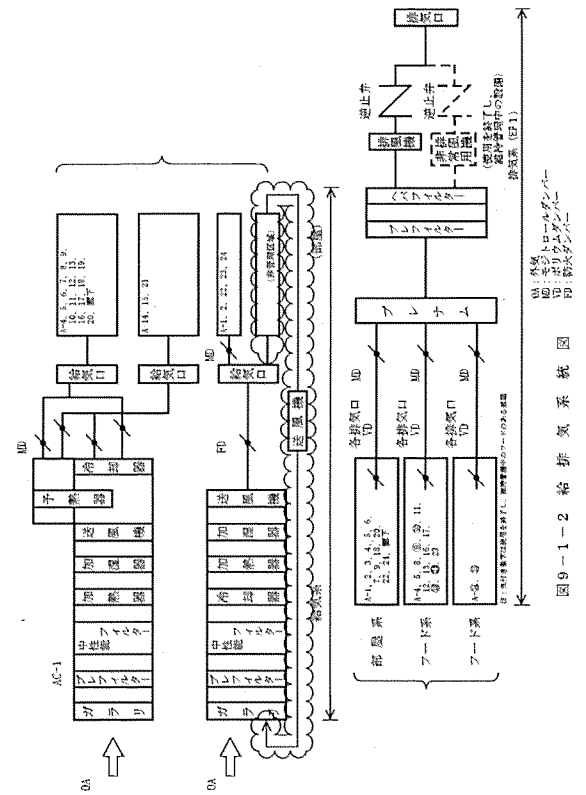
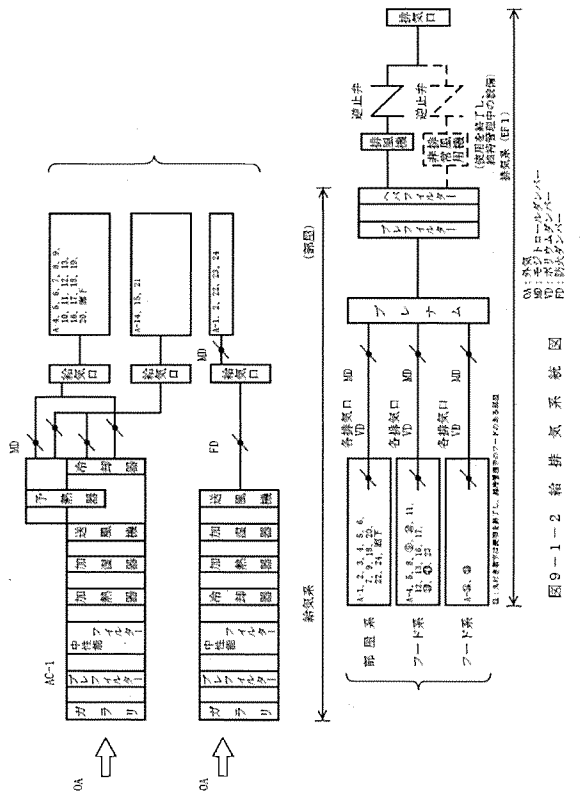
本文・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・変更なし

本文図面・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・本図－1

添付書類1・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・添1－1～6

(使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に
関する説明書(事故に関するものを除く。))

A 棟

変更前	変更後	変更理由
 <p>図9-1-2 給排気系統図</p>	 <p>図9-1-2 給排気系統図 (新図)</p>	<p>・記載の適正化 (使用を廃止した設備の削除)</p>

変 更 前	変 更 後	変更理由
<p>1. 閉じ込めの機能 (省略)</p> <p>第二条 使用施設等は、放射性物質を限定された区域に適切に閉じ込めることができるものでなければならない。</p>	<p>1. 閉じ込めの機能 (変更なし)</p> <p>第二条 使用施設等は、放射性物質を限定された区域に適切に閉じ込めることができるものでなければならない。</p>	
<p>2. 遮蔽 (省略)</p> <p>第三条 使用施設等は、放射性物質からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものでなければならない。</p>	<p>2. 遮蔽 (変更なし)</p> <p>第三条 使用施設等は、放射性物質からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものでなければならない。</p>	
<p>3. 火災等による損傷の防止 (省略)</p> <p>第四条 使用施設等は、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止することができ、かつ、火災及び爆発の影響を軽減する機能を有するものでなければならない。</p> <p>2 施設検査対象施設には、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、前項に定めるもののほか、消火を行う設備（以下「消火設備」という。）及び早期に火災発生を感知する設備を設けなければならない。</p> <p>3 消火設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても安全上重要な施設の安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>3. 火災等による損傷の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第四条 使用施設等は、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止することができ、かつ、火災及び爆発の影響を軽減する機能を有するものでなければならない。</p> <p>2 使用前検査対象施設には、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、前項に定めるもののほか、消火を行う設備（次項において「消火設備」という。）及び早期に火災発生を感知する設備を設けなければならない。</p> <p>3 消火設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても安全上重要な施設の安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>・記載の適正化 (法令改正に伴う変更)</p>
<p>4. 遮蔽 (省略)</p> <p>第五条 使用施設等には、人がみだりに管理区域内に立ち入らないように壁、柵その他の区画物及び標識を設けなければならない。</p> <p>2 使用施設等には、業務上立ち入る者以外の者がみだりに周辺監視区域内に立ち入ることを制限するため、当該区域の境界に柵その他の人の侵入を防止するための設備又は標識を設けなければならない。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれがないことが明らかかな場合は、この限りでない。</p>	<p>4. 遮蔽 (変更なし)</p> <p>第五条 使用施設等には、人がみだりに管理区域内に立ち入らないように壁、柵その他の区画物及び標識を設けなければならない。</p> <p>2 使用施設等には、業務上立ち入る者以外の者がみだりに周辺監視区域内に立ち入ることを制限するため、当該区域の境界に柵その他の人の侵入を防止するための設備又は標識を設けなければならない。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれがないことが明らかかな場合は、この限りでない。</p>	
<p>5. 自然現象による影響の考慮 (省略)</p> <p>第六条 使用施設等（施設検査対象施設は除く。）は、想定される自然現象による当該使用施設等への影響を適切に考慮したものでなければならない。</p>	<p>5. 自然現象による影響の考慮 (規則条文のみ変更)</p> <p>第六条 使用施設等（使用前検査対象施設を除く。）は、想定される自然現象による当該使用施設等への影響を適切に考慮したものでなければならない。</p>	<p>・記載の適正化 (法令改正に伴う変更)</p>

変 更 前	変 更 後	変更理由
<p>6. 核燃料物質の臨界防止 (省略)</p> <p>第七条 施設検査対象施設は、核燃料物質が臨界に達するおそれがないようにするため、核的に安全な形状寸法にすることその他の適切な措置を講じたものでなければならない。</p> <p>2 施設検査対象施設には、臨界警報設備その他の臨界事故を防止するために必要な設備を設けなければならない。</p>	<p>6. 核燃料物質の臨界防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第七条 使用前検査対象施設は、核燃料物質が臨界に達するおそれがないようにするため、核的に安全な形状寸法にすることその他の適切な措置を講じたものでなければならない。</p> <p>2 使用前検査対象施設には、臨界警報設備その他の臨界事故を防止するために必要な設備を設けなければならない。</p>	<p>・記載の適正化 (法令改正に伴う変更)</p>
<p>7. 施設検査対象施設の地盤 (省略)</p> <p>第八条 施設検査対象施設は、次条第二項の規定により算定する地震力(安全機能を有する施設のうち、地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの(以下「耐震重要施設」という。)にあつては、同条第三項の地震力を含む。)が作用した場合においても当該施設検査対象施設を十分に支持することができる地盤に設けなければならない。</p> <p>2 耐震重要施設は、変形した場合においてもその安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設けなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、変位が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。</p>	<p>7. 使用前検査対象施設の地盤 (章題及び規則条文のみ変更)</p> <p>第八条 使用前検査対象施設は、次条第二項の規定により算定する地震力(安全機能を有する使用前検査対象施設のうち、地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの(以下この条及び次条において「耐震重要施設」という。)にあつては、同条第三項の地震力を含む。)が作用した場合においても当該使用前検査対象施設を十分に支持することができる地盤に設けなければならない。</p> <p>2 耐震重要施設は、変形した場合においてもその安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設けなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、変位が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。</p>	<p>・記載の適正化 (法令改正に伴う変更)</p>
<p>8. 地震による損傷の防止 (省略)</p> <p>第九条 施設検査対象施設は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。</p> <p>2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある施設検査対象施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p> <p>4 耐震重要施設は、前項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	<p>8. 地震による損傷の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第九条 使用前検査対象施設は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。</p> <p>2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある使用前検査対象施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p> <p>4 耐震重要施設は、前項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	<p>・記載の適正化 (法令改正に伴う変更)</p>
<p>9. 津波による損傷の防止 (省略)</p> <p>第十条 施設検査対象施設は、その供用中に当該施設検査対象施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	<p>9. 津波による損傷の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第十条 使用前検査対象施設は、その供用中に当該使用前検査対象施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	<p>・記載の適正化 (法令改正に伴う変更)</p>

変 更 前	変 更 後	変更理由
<p>10. 外部からの衝撃による損傷の防止 (省略)</p> <p>第十一条 施設検査対象施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計評価事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。</p> <p>3 施設検査対象施設は、工場若しくは事業所（以下「工場等」という。）内又はその周辺において想定される当該施設検査対象施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>10. 外部からの衝撃による損傷の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第十一条 <u>使用前検査対象施設</u>は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計評価事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。</p> <p>3 <u>使用前検査対象施設</u>は、<u>工場等</u>内又はその周辺において想定される当該<u>使用前検査対象施設</u>の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>・記載の適正化（法令改正に伴う変更）</p>
<p>11. 施設検査対象施設への人の不法な侵入等の防止 (省略)</p> <p>第十二条 施設検査対象施設が設置される工場等には、施設検査対象施設への人の不法な侵入、施設検査対象施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれることを防止するための設備を設けなければならない。</p> <p>2 施設検査対象施設が設置される工場等には、必要に応じて、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するための設備を設けなければならない。</p>	<p>11. <u>使用前検査対象施設</u>への人の不法な侵入等の防止 (章題及び規則条文のみ変更)</p> <p>第十二条 <u>使用前検査対象施設</u>が設置される工場等には、<u>使用前検査対象施設</u>への人の不法な侵入、<u>使用前検査対象施設</u>に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれることを防止するための設備を設けなければならない。</p> <p>2 <u>使用前検査対象施設</u>が設置される工場等には、必要に応じて、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するための設備を設けなければならない。</p>	<p>・記載の適正化（法令改正に伴う変更）</p>
<p>12. 溢水による損傷の防止 (省略)</p> <p>第十三条 施設検査対象施設は、その施設内における溢水が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>12. 溢水による損傷の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第十三条 <u>使用前検査対象施設</u>は、その施設内における溢水が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>・記載の適正化（法令改正に伴う変更）</p>
<p>13. 化学薬品の漏えいによる損傷の防止 (省略)</p> <p>第十四条 施設検査対象施設は、その施設内における化学薬品の漏えいが発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>13. 化学薬品の漏えいによる損傷の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第十四条 <u>使用前検査対象施設</u>は、その施設内における化学薬品の漏えいが発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>・記載の適正化（法令改正に伴う変更）</p>
<p>14. 飛散物による損傷の防止 (省略)</p> <p>第十五条 施設検査対象施設は、その施設内の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により、安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>14. 飛散物による損傷の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第十五条 <u>使用前検査対象施設</u>は、その施設内の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により、安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>・記載の適正化（法令改正に伴う変更）</p>

変 更 前	変 更 後	変更理由
<p>15. 重要度に応じた安全機能の確保 (省略)</p> <p>第十六条 施設検査対象施設は、その安全機能の重要度に応じて、その機能が確保されたものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、機械又は器具の単一故障（単一の原因によって一つの機械又は器具が所定の安全機能を失うこと（従属要因による多重故障を含む。）をいう。）が発生した場合においてもその機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>15. 重要度に応じた安全機能の確保 (規則条文のみ変更)</p> <p>第十六条 使用前検査対象施設は、その安全機能の重要度に応じて、その機能が確保されたものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、機械又は器具の単一故障（単一の原因によって一つの機械又は器具が所定の安全機能を失うこと（従属要因による多重故障を含む。）をいう。）が発生した場合においてもその機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>・記載の適正化 （法令改正に伴う変更）</p>
<p>16. 環境条件を考慮した設計 (省略)</p> <p>第十七条 施設検査対象施設は、通常時及び設計評価事故時に想定される全ての環境条件において、安全機能を発揮することができるものでなければならない。</p>	<p>16. 環境条件を考慮した設計 (規則条文のみ変更)</p> <p>第十七条 使用前検査対象施設は、通常時及び設計評価事故時に想定される全ての環境条件において、安全機能を発揮することができるものでなければならない。</p>	<p>・記載の適正化 （法令改正に伴う変更）</p>
<p>17. 検査等を考慮した設計 (省略)</p> <p>第十八条 施設検査対象施設は、当該施設検査対象施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるものでなければならない。</p>	<p>17. 検査等を考慮した設計 (規則条文のみ変更)</p> <p>第十八条 使用前検査対象施設は、当該使用前検査対象施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるものでなければならない。</p>	<p>・記載の適正化 （法令改正に伴う変更）</p>
<p>18. 施設検査対象施設の共用 (省略)</p> <p>第十九条 施設検査対象施設は、他の原子力施設又は同一の工場等内の他の使用施設等と共用する場合には、施設検査対象施設の安全性を損なわないものでなければならない。</p>	<p>18. 使用前検査対象施設の共用 (章題及び規則条文のみ変更)</p> <p>第十九条 使用前検査対象施設は、他の原子力施設又は同一の工場等内の他の使用施設等と共用する場合には、使用前検査対象施設の安全性を損なわないものでなければならない。</p>	<p>・記載の適正化 （法令改正に伴う変更）</p>
<p>19. 誤操作の防止 (省略)</p> <p>第二十条 施設検査対象施設は、誤操作を防止するための措置を講じたものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、容易に操作することができるものでなければならない。</p>	<p>19. 誤操作の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第二十条 使用前検査対象施設は、誤操作を防止するための措置を講じたものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、容易に操作することができるものでなければならない。</p>	<p>・記載の適正化 （法令改正に伴う変更）</p>
<p>20. 安全避難通路等 (省略)</p> <p>第二十一条 施設検査対象施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。</p> <p>一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路</p> <p>二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明</p> <p>三 設計評価事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源</p>	<p>20. 安全避難通路等 (規則条文のみ変更)</p> <p>第二十一条 使用前検査対象施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。</p> <p>一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路</p> <p>二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明</p> <p>三 設計評価事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源</p>	<p>・記載の適正化 （法令改正に伴う変更）</p>

変 更 前	変 更 後	変更理由
<p>21. 設計評価事故時の放射線障害の防止 (省略)</p> <p>第二十二条 施設検査対象施設は、設計評価事故時において、周辺監視区域の外の公衆に放射線障害を及ぼさないものでなければならない。</p>	<p>21. 設計評価事故時の放射線障害の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第二十二条 使用前検査対象施設は、設計評価事故時において、周辺監視区域の外の公衆に放射線障害を及ぼさないものでなければならない。</p>	<p>・記載の適正化 (法令改正に伴う変更)</p>
<p>22. 貯蔵施設 (省略)</p> <p>第二十三条 貯蔵施設には、次に掲げるところにより、核燃料物質を貯蔵するための施設又は設備を設けなければならない。</p> <p>一 核燃料物質を貯蔵するために必要な容量を有するものであること。</p> <p>二 核燃料物質を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を講じたものであること。</p> <p>三 標識を設けるものであること。</p> <p>2 貯蔵施設には、核燃料物質を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けなければならない。</p>	<p>22. 貯蔵施設 (変更なし)</p> <p>第二十三条 貯蔵施設には、次に掲げるところにより、核燃料物質を貯蔵するための施設又は設備を設けなければならない。</p> <p>一 核燃料物質を貯蔵するために必要な容量を有するものであること。</p> <p>二 核燃料物質を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を講じたものであること。</p> <p>三 標識を設けるものであること。</p> <p>2 貯蔵施設には、核燃料物質を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けなければならない。</p>	
<p>23. 廃棄施設 (省略)</p> <p>第二十四条 廃棄施設には、次に掲げるところにより、放射性廃棄物を処理するための施設又は設備を設けなければならない。</p> <p>一 管理区域内の人が常時立ち入る場所及び周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。ただし、空气中に放射性物質が飛散するおそれのないときは、この限りでない。</p> <p>二 周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。</p> <p>2 廃棄施設には、放射性廃棄物を保管廃棄する場合は、次に掲げるところにより、保管廃棄施設を設けなければならない。</p> <p>一 放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有するものであること。</p> <p>二 外部と区画されたものであること。</p> <p>三 放射性廃棄物を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けるものであること。</p> <p>四 放射性廃棄物を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を講じたものであること。</p> <p>3 放射性廃棄物を廃棄するための施設又は設備には、標識を設けなければならない。</p>	<p>23. 廃棄施設 (変更なし)</p> <p>第二十四条 廃棄施設には、次に掲げるところにより、放射性廃棄物を処理するための施設又は設備を設けなければならない。</p> <p>一 管理区域内の人が常時立ち入る場所及び周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。ただし、空气中に放射性物質が飛散するおそれのないときは、この限りでない。</p> <p>二 周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。</p> <p>2 廃棄施設には、放射性廃棄物を保管廃棄する場合は、次に掲げるところにより、保管廃棄施設を設けなければならない。</p> <p>一 放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有するものであること。</p> <p>二 外部と区画されたものであること。</p> <p>三 放射性廃棄物を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けるものであること。</p> <p>四 放射性廃棄物を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を講じたものであること。</p> <p>3 放射性廃棄物を廃棄するための施設又は設備には、標識を設けなければならない。</p>	

変 更 前	変 更 後	変更理由
<p>24. 汚染を検査するための設備 (省略)</p> <p>第二十五条 密封されていない核燃料物質を使用する場合にあつては、使用施設等には、管理区域内の放射性物質により汚染されるおそれのある場所から退出する者の放射性物質による汚染を検査するために必要な設備を設けなければならない。</p>	<p>24. 汚染を検査するための設備 (変更なし)</p> <p>第二十五条 密封されていない核燃料物質を使用する場合にあつては、使用施設等には、管理区域内の放射性物質により汚染されるおそれのある場所から退出する者の放射性物質による汚染を検査するために必要な設備を設けなければならない。</p>	
<p>25. 監視設備 (省略)</p> <p>第二十六条 施設検査対象施設には、必要に応じて、通常時及び設計評価事故時において、当該施設検査対象施設及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びに設計評価事故時における迅速な対応のために必要な情報を適切な場所に表示できる設備を設けなければならない。</p>	<p>25. 監視設備 (規則条文のみ変更)</p> <p>第二十六条 使用前検査対象施設には、必要に応じて、通常時及び設計評価事故時において、当該使用前検査対象施設及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びに設計評価事故時における迅速な対応のために必要な情報を適切な場所に表示できる設備を設けなければならない。</p>	<p>・記載の適正化 (法令改正に伴う変更)</p>
<p>26. 非常用電源設備 (省略)</p> <p>第二十七条 施設検査対象施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備その他当該施設検査対象施設の安全機能を確保するために必要な設備を使用することができるように、必要に応じて非常用電源設備を設けなければならない。</p>	<p>26. 非常用電源設備 (規則条文のみ変更)</p> <p>第二十七条 使用前検査対象施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備その他当該使用前検査対象施設の安全機能を確保するために必要な設備を使用することができるように、必要に応じて非常用電源設備を設けなければならない。</p>	<p>・記載の適正化 (法令改正に伴う変更)</p>
<p>27. 通信連絡設備等 (省略)</p> <p>第二十八条 施設検査対象施設が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備を設けなければならない。</p> <p>2 施設検査対象施設が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合においてその施設外の通信連絡をする必要が場所と通信連絡ができるよう、専用通信回線を設けなければならない。</p> <p>3 専用通信回線は、必要に応じて多様性を確保するものでなければならない。</p>	<p>27. 通信連絡設備等 (規則条文のみ変更)</p> <p>第二十八条 使用前検査対象施設が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備を設けなければならない。</p> <p>2 使用前検査対象施設が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合においてその施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、専用通信回線を設けなければならない。</p> <p>3 専用通信回線は、必要に応じて多様性を確保するものでなければならない。</p>	<p>・記載の適正化 (法令改正に伴う変更)</p>
<p>28. 多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止 (省略)</p> <p>第二十九条 施設検査対象施設は、発生頻度が設計評価事故より低い事故であつて、当該施設検査対象施設から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものが発生した場合において、当該事故の拡大を防止するために必要な措置を講じたものでなければならない。</p>	<p>28. 多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第二十九条 使用前検査対象施設は、発生頻度が設計評価事故より低い事故であつて、当該使用前検査対象施設から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものが発生した場合において、当該事故の拡大を防止するために必要な措置を講じたものでなければならない。</p>	<p>・記載の適正化 (法令改正に伴う変更)</p>

備考

事務上の連絡先

事務上の連絡先	名 称	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	
	所 在 地	〒100-8577 東京都千代田区内幸町2丁目2番2号 富国生命ビル	
	連絡員	所 属	安全・核セキュリティ統括部 安全・核セキュリティ推進室
		氏 名	██████████
		電話番号	03-3592-2111 (代表)
		Eメールアドレス	██████████

██████████で囲った箇所は個人情報が含まれるため、非公開とします。